

3月9日（火）

出席委員

委員長	渡部	茂	君
副委員長	西村	直子	君
同	つる	伸一郎	君
委員	おくの	晋治	君
同	くにば	雄大	君
同	松本	ときひろ	君
同	小芝	新	君
同	せお	麻里	君
同	のだて	稔史	君
同	横山	由香理	君
同	筒井	ようすけ	君
同	田中	さやか	君
同	吉田	ゆみこ	君
同	新妻	さえ子	君
同	湯澤	一貴	君
同	松澤	和昌	君
同	石田	ちひろ	君
同	安藤	たい作	君
同	高橋	しんじ	君
同	須貝	行宏	君

委員	あくつ	広王	君
同	塚本	よしひろ	君
同	芹澤	裕次郎	君
同	大倉	たかひろ	君
同	木村	けんご	君
同	高橋	伸明	君
同	鈴木	博	君
同	中塚	亮	君
同	鈴木	ひろ子	君
同	あべ	祐美子	君
同	西本	たか子	君
同	藤原	正則	君
同	こんの	孝子	君
同	たけうち	忍	君
同	若林	ひろき	君
同	本多	健信	君
同	鈴木	真澄	君
同	石田	秀男	君
同	大沢	真一	君

欠席委員

なし

その他の出席議員

渡辺 裕一 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
和 氣 正 典 君

企 画 部 長
堀 越 明 君

企画調整課長（計画担当課長兼務）
佐 藤 憲 宜 君

財 政 課 長
品 川 義 輝 君

施 設 整 備 課 長
小 林 剛 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

総 務 課 長
立 川 正 君

地 域 振 興 部 長
久 保 田 善 行 君

商業・ものづくり課長
遠 藤 孝 一 君

健康推進部長（品川区保健所長兼務）
福 内 恵 子 君

健 康 課 長
高 山 崇 君

生 活 衛 生 課 長
鈴 木 誠 君

保 健 予 防 課 長
鷹 箸 右 子 君

品川保健センター所長
柏 木 通 君

大井保健センター所長
（保健体制整備担当課長兼務）
舩 木 秀 樹 君

荏原保健センター所長
榎 本 芳 美 君

新型コロナウイルス予防接種担当課長
豊 嶋 俊 介 君

都 市 環 境 部 長
中 村 敏 明 君

環 境 課 長
提 坂 義 文 君

品川区清掃事務所長
工 藤 俊 一 君

会 計 管 理 者
中 山 文 子 君

教 育 課 長
中 島 豊 君

教 育 次 長
齋 藤 信 彦 君

区 議 会 事 務 局 長
米 田 博 君

○午前10時00分開会

○渡部委員長　ただいまより、予算特別委員会を開きます。

それでは、第5号議案、令和3年度品川区一般会計予算を議題に供します。

本日の審査項目は、歳出第4款衛生費および第5款産業経済費でございます。

これより、本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○品川財政課長　おはようございます。それでは、本日もよろしく願います。

本日は270ページから願います。

第4款衛生費、1項保健衛生費、1目健康推進費は、20億7,147万9,000円で、275ページをお願いします。中段やや下、大井保健センター管理運営費の空調設備更新工事は新規計上。その下、荏原保健センター管理運営費の大規模改修は、実施設計を進めてまいります。

左側、274ページ、2目母子保健費は、6億2,980万1,000円で、275ページ、下から2行目、妊婦健康診査および、277ページをお願いします。5行目、乳児健康診査などを実施いたします。

左側、276ページ、3目保健予防費は、59億3,454万2,000円で、279ページをお願いします。中段、予防接種費で、新型コロナウイルスワクチン接種では、接種会場経費、コールセンター設置経費、接種費用などが新規計上であります。

281ページをお願いします。下段、感染症対策事業では、患者移送、医療費公費負担、PCR検査センターなど、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を行ってまいります。

282ページをお願いします。4目生活衛生費は、5億3,302万9,000円であります。

以上によりまして、保健衛生費の計は、91億6,885万1,000円で、対前年53.9%の増であります。

2項環境費、1目環境対策費は、19億4,235万6,000円で、285ページをお願いします。下段、省エネルギー対策事業では、温室効果ガス削減に引き続き取り組んでまいります。

287ページをお願いします。中段、しながわ環境未来事業では、戸越公園内に整備する体験型交流施設について、令和4年4月開設に向け、引き続き準備を進めてまいります。

288ページをお願いします。2目リサイクル推進費は、16億1,230万3,000円で、291ページをお願いします。2行目、集団回収では、集団回収団体への報奨金を増額し、区民のリサイクル活動を推進してまいります。

左側、290ページ。以上によりまして、環境費の計は、35億5,465万9,000円で、対前年35.1%の増であります。

292ページをお願いします。3項清掃費は、53億2,793万5,000円で、対前年0.7%の増であります。

以上によりまして、衛生費の計は、180億5,144万5,000円で、対前年30.1%の増であります。

294ページをお願いします。5款産業経済費、1項産業経済費、1目産業経済費は、297ページ1行目、経営変化対策資金2021は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた区内中小企業に対し融資あっせんを行い、事業の安定継続を支援してまいります。

中段、働き方改革推進事業では、企業のテレワーク導入や拡充などをサポートし、新しい生活様式での働き方改革を支援するものであります。

下から2行目、西大井創業支援センターは、299ページをお願いいたします。2行目、内装改修工事等で、コワーキングスペースを新設し、施設の機能拡張を図るものであります。

301ページをお願いいたします。下から2行目、商店街エリアサポーター事業助成では、対象商店街数を拡大し、商店街活動全般を支援してまいります。

304ページをお願いいたします。以上によりまして、産業経済費の計は、40億5,557万円で、対前年50.1%の増であります。

これで本日の説明を終わります。

○渡部委員長 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

本日は、32名の方の通告を頂いております。

なお、本日の審査に当たりまして、既にご案内のとおり、初めに第4款衛生費、第1項保健衛生費に係る項目を含む質問を行う委員の質問を先行して行い、該当の質問が終わり次第、品川区保健所および健康課の関係理事者は業務にお戻りいただくことになりますので、ご了承願います。

これより質疑に入ります。

ご発言願います。芹澤裕次郎委員。

○芹澤委員 おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

281ページ、新型コロナウイルス感染症対策、あと283ページ、骨髄ドナー支援事業について伺います。

まず初めに、新型コロナウイルス対策事業ということで、以前、会派から、保健所の体制強化というのを要望させていただいております。保健所の体制、職員体制が現状どうなっているのかお聞かせください。また、これからの予算の中で、職員が増加するといった予定があるのかを、まずお聞かせください。

あと、コロナ禍の中で、保健所と医師会の連携というのを進めていくというお話を頂きました。定期的にやっていくというようなお話だったかと思いますが、出席者の方々というのが、今どのような体制で定期的な連絡会というのを行っているのかお聞かせください。

○高山健康課長 保健所の体制ということで、主に保健師の配置についてのご説明をさせていただきます。現在のところ、品川区の保健所関係で申しますと、全体で見ますと43名の保健師がいるのですが、その大半が健康推進部品川区保健所に勤務しているところでございます。来年度につきましては増員を予定しておりまして、主に保健予防課の新型コロナウイルスに対応する部門へ人員を配置する予定でございます。

○鷹箸保健予防課長 医師会との連携についてのご質問でございます。当初より、医師会と区内の医療機関とは、年に2回、新型インフルエンザ等連絡会ということで、定期的な会合を開いていたところでございますけれども、今般、新型コロナに関しましては、医師会のほうで音頭を取っていただいておりますが、月に1回程度の定期的な連絡会を開いて、区内の感染状況等について具体的な連携あるいは情報交換を行っているところでございます。

○芹澤委員 保健所の体制強化ということで、医師、看護師等の資格を持った方の、増員の予定があるのかをお聞かせください。

あと、定期的な連携ということで、月1回、会合というか、打合せをされていらっしゃるというお話ですが、ここにワクチンの接種というの、これから当然のように入ってくるということでよろしいのでしょうか。お願いします。

○鷹簀保健予防課長 医療資格を持った職員についてのご質問でございます。

医師に関しましては、常勤職員ということでは、区での採用ではなく、都の採用となっておりますので、そこについては引き続き、配置の要望をしているところでございます。

あと、保健師については、健康課長から先ほどご答弁申し上げたとおりで、看護職につきましては、現在、派遣の看護師を28名配置して、電話相談、また陽性者の方への対応を取っているところで、この体制につきましては、引き続き来年度も潤沢な形で、陽性者の方に対してしっかり対応していくということで考えているところでございます。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 ワクチンチームも、両医師会の皆様と定期的に会合を行って、情報交換を行っております。来週もまた行います。

○芹澤委員 そうすると、ワクチンの話とはまた別で、それぞれ会合されていらっしゃるということで理解しました。

ワクチンについてですけれども、先日本伺った、施設従事者の範囲がどこまでというのが、自治体向けの手引というのを私も拝見させていただきまして、その中にいろいろ書いてはあるのですが、ちょっと分かりづらくて、直接、触る可能性のある方が施設従事者に該当するのではないかとということで、ワクチンの接種順位が上がるというような認識なのですけれども、その従事者というのがどこまで、例えばマッサージをされる方なども含まれているのか、あとは直接触るということであれば、売店等も含まれるのかというのは、どのような見解で、どのように施設に周知されていらっしゃるのかをお聞かせください。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 従事者についてのご質問でございます。先般、先週の終わりに新しく通知が出されて、従事者につきましては範囲が拡大となりました。今までは高齢者施設等々の入所施設の従事者のみだったものが、通所も含むということに通知が変わりまして、我々も対応を変えていくというところでございます。細かいマッサージ等々の業種については、引き続き情報を取りまして、どこまでが対象かということを確認して業務に当たってまいりたいと考えております。

○芹澤委員 先日、条件が変わったということで、通所も含まれるというお話を頂きました。ワクチンをどこまで接種させるかというのは国の業務だと思っていますので、それは理解しながらも、区の役割としては情報提供と、この手引にも書いてあったと思います。ぜひ、施設の方々が、多分そこまでの手引というものを理解されていないおそれもあるのではないかと考えていて、それぞれ、この手引を見る限りでは、施設側が「この人たちは従事者です」というような証明を出していくというようなものが、たしか書いてあったと思うのですけれども、「ここまで含まれます」というのを、区が積極的に多分、情報提供していかないと、区の施設の方々が抜け落ちてしまって、最悪の場合、またクラスターなどという話になってくるかと思いますが、情報の提供体制について改めてお聞かせください。

続けて、骨髄ドナーについても伺います。まず、骨髄ドナーです。ホームページ等を見ると、保健所や、あとは献血ルームで主に登録をしていただくと、骨髄ドナーのサイトには書いてあるのですけれども、区としての骨髄ドナー支援事業というのが、どこでどのような方に対してアプローチされているのか、改めてお聞かせください。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 まずは情報提供についてのご質問でございます。今のご質問の従事者等々につきましては、漏れがないように、こちらから情報提供の体制を再度検討し直しまして、新しく対象範囲も増えておりますので、漏れがないように引き続き対応してまいりたいと考えております。

○鷹箸保健予防課長 骨髄バンク、骨髄移植ドナーについての情報提供等でございます。現在のところ、保健予防課等で、あとは各保健センターにおいて、骨髄バンクのパンフレットを配布するといったところにとどまっておりますけれども、平成28年から始まりました品川区骨髄移植ドナー支援事業においては、これまで、決して数は多くないのですけれども、毎年ご申請いただいているところになります。

○芹澤委員 骨髄ドナーについて引き続きお伺いしますけれども、骨髄ドナーの登録者数が、毎月、申請等を頂いているということですが、特に日本全体で逼迫している状況ではないというような見解でよろしいのでしょうか。あと、併せて献血についてもお伺いしたいと思います。今、全国の報道等では、献血が不足していると。それで、これは直接、区がやっているものではないと理解していますけれども、医師会と連携している中で、例えば献血が今足りていないなどというお話を、まず品川区として把握されているのか、お聞かせください。

○鷹箸保健予防課長 初めの骨髄ドナーに関してですけれども、骨髄ドナーの登録の推進につきましては、区としての直接的な役割がないところになりまして、先ほどお話しした、あくまでも情報提供にとどまっているところになります。

○高山健康課長 献血に関する、医師会からの何がしかの不足に関する情報提供ないしは相談といったものは、特段、健康推進の部門、保健所の部門については、そうした情報は受けておりません。

○芹澤委員 献血について引き続き伺っていきますけれども、特に区の役割でもないのに、区としても、情報も特に来ていないというようなお話があったと思います。

献血としては、今、全国的に非常に数が足りていなくて、報道で言うと、600会場あったものが、その一定の期間で、昨年度から比べると60会場に減ってしまった。10分の1になってしまったという報道があって、献血の場所というのがそもそもない。かつ、人も出歩いていないので、なかなか献血がされないというのを、現状として伺っています。

地域の本多委員から情報提供も頂きまして、4月10日に品川区内の居木神社で献血をやると。初めてこういう試みをやるというような情報提供がありました。神社など様々な場所で献血をするというのが、手挙げ方式と伺っていますけれども、今、イベントがどんどん少なくなっていて、品川区も、これまでイベントをしていたスペースというのが空いていらっしゃるのかと思うのですけれども、そういうところで献血というのを、区から手挙げするというのはなかなか難しいのでしょうか。

○高山健康課長 区の経常的な業務といたしまして、献血の場の提供というのを、これまでできておりません関係で、余剰の施設などはあるかと思いますが、そうしたものは、具体的なお申出があった段階で、余剰の施設の有効活用などについては検討してまいりたいと考えております。

○芹澤委員 東京都の中でも常設の献血ルームというのがあって、新宿区や渋谷区、墨田区、豊島区など、いろいろな地域にあるのですけれども、見る限り、城南地区にはない。常設のものがなくて、城南地区で献血する場所というのがなかなか限られているのかと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

最後にコロナのワクチンについて、また話が戻りますけれども、ワクチンの会場で、当然ワクチンをどんどん接種されていくと思いますけれども、ワクチン接種のときに、行政側から何かしらの情報提供、先ほどの献血の話でもいいのですが、せっかく行政と区民の方々がつながる場でありますので、そこで何かプラスアルファの情報提供というのをされてみてはいかがでしょうかと思いますけれども、献血をされる際に、こういった情報をお渡しするのかをお聞かせください。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 現在のご質問について回答いたします。まだそこまで、こちらで調整し切れておりません。ただ、今のご指摘を頂きまして、今後、検討してまいりたいと考えております。

○渡部委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 279ページ、定期予防接種から、肺炎球菌ワクチンについて、283ページ、猫の不妊・去勢手術費助成、294ページ、産業経済費から、品川区家賃支援給付金、そして国の一時支援金について伺います。

まず最初に、産業経済費から、品川区の家賃支援給付金と国の一時支援金について伺ってまいります。一般質問でも取り上げました家賃助成についてです。これは、国の地方創生臨時交付金を使ってということです。これは国のお金ですが、使われなかったものはどのような扱いになるのか、いま一度確認させていただきたいと思います。また、たけうち委員が初日の補正予算でも伺いました、都の家賃支援給付金があつての品川区の家賃支援給付金になりますが、都の支援金、家賃助成金のほうに、どれだけ品川区が申請をしているのかというのが、確認がもし取れているようでしたら、数をお知らせいただきたいと思います。

○遠藤商業・ものづくり課長 家賃支援給付金についてのお尋ねでございます。まず、こちらは国の補助金を使わせていただいているところでございます。こちらの事業につきましては、ほかの部分でも、いろいろ充当先があると聞いておりますので、家賃のほうが悪かった場合でも、ほかのところに、コロナ関係ということで充当するのだらうというところで考えているところでございます。

それから、東京都の申請と区への申請との差分というところなのですが、東京都に一応、今、確認はしているところでございますが、まだ数字としては出ていないところでございます。

○新妻委員 使われなかったお金というのは、品川区の中での臨時交付金の活用ということで、区の中で使われるということでよろしいのでしょうか。いま一度伺います。

○品川財政課長 先ほど答弁したところでございますが、地方創生臨時交付金は、適用できない部分があれば、ほかの適用範囲がいろいろございますので、その分に充当していくというような形になります。

○新妻委員 区の中で活用できることを確認させていただきました。

それでは、区の家賃支援給付金ですが、2月15日で締め切られましたが、都の給付決定が2月15日以降の場合は、3月末まで、現在、受付中でありまして、いま一度確認です。区長に、一般質問のときに、前向きにご検討いただけるとのご答弁を頂いております。品川区の家賃支援給付金ですが、何か検討された今後の対応がありましたらお知らせいただきたいと思います。

○遠藤商業・ものづくり課長 家賃支援給付金の申請期間の延長のお話でございます。国の延長に伴いまして、東京都も延長するというお話を聞いていたところ、4月30日まで東京都が延ばすというような形で、ホームページで確認したところでございます。これを受けまして、私どもといたしましても、当然、漏れがあつてはいけないということで、東京都に合わせた形で、東京都の締切り以降の形で、全て対応できればということで、今、進めているところでございます。

○新妻委員 東京都の延長に伴って、品川区もさらに受付が延長ということで確認いたしました。いま一度、このこともしっかり周知していただいて、東京都に申請していただいている方は、必ず品川区も同時に申請ができますように、周知の取組みをお願いしたいと思います。

国の一時支援金が、詳細が公開されまして、3月8日、昨日からオンラインでの申請が開始されております。様々走りながらということで、変更等もあるようなことも伺っておりますが、早速昨日からス

タートいたしました。この支援金は、緊急事態宣言の影響を受けた中小企業および個人事業者に対して、都などの協力金等を受けていない中小企業は60万円、そして個人事業者は30万円が支給されるものです。対象は、発令地域の飲食店と取引があるなどの、外出自粛の影響を受けた、横の要件を満たす中小企業や個人事業主となっております。期間は、昨日から5月31日ということです。

まず1点は、周知をしっかりと行っていただきたいということをお願いいたします。3月18日に、商業・ものづくり課主催での、オンラインでの中小企業向け令和3年度助成制度説明会が予定されていると聞きましたが、このようなところでもしっかりと周知されるのか、伺います。

次に、この支援金の申請はオンラインだけとなっています。国は申請に当たってのサポート会場を設置していますが、3月1日時点で、残念ながらまだ東京都は日本橋に1か所のみであります。持続化給付金の申請の際には、区内にも数か所のサポート会場ができましたが、制度の周知が進んで、いざ申請を検討しようと思ったときには、もうサポート会場が終わっていたというようなお声も聞かれました。これまで区は、国の持続化給付金、都の感染拡大防止協力金の申請に関しては、中小企業診断士による無料相談窓口を設置しました。また、雇用調整助成金でも相談の窓口を設置しております。この2回の緊急事態宣言で、多くの方が大変な思いをされておられて、協力金を得られない方が一時支援金を申請できるということで期待もあります。申請することがオンラインということでストレスになりませんように、区がしっかりと申請サポートをする必要があると考えています。

例えば行政書士は、個人や会社が官公庁に提出しなければならない書類を代行して作成し、手続きをすることができる士業であります。オンライン申請が苦手な方がいらっしゃらないように、相談だけではなく、行政書士団体と連携していただきながら、申請の支援を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金についてのお尋ねでございます。

まず周知につきましては、幅広く使っていただくという部分と、一方で影響が出たところということで限られている部分と、大きく2つの部分があるかと思います。なかなか自分が対象かどうか分からないというところもあるかと思いますが、いろいろな場面で、こちらの制度につきましては周知を図っていきたいと考えているところでございます。

それから、手続きに関しての援助、支援というところでございますけれども、今回こちらの一時支援金につきましては、事前に登録確認機関という、診断士なり、あるいは商工会議所なりというところで、事前にどうも確認が必要だというところがございますので、基本的にはそのところが中身を確認するのかと考えているところでございます。その後の電子申請という部分での手続、やることにつきましては、先ほど言った、今ですと日本橋だけが対象になっているというところで聞いているところでございますので、私どもといたしましては、基本的には、もし登録確認機関の前に必要ということであれば、こちらからビジネスカタリストの派遣などもやっておりますので、そういう部分でまずは対応させていただきまして、その後、もしこちらの申請でどうしても大きな声が上がってくるようであれば、そのときに再度検討させていただければと考えております。

○新妻委員 具体的に検討をお願いしたいと思います。

プレス発表によりますと、次年度予定されております新型コロナウイルス感染症対応特別助成も、これは例えば亚克力板の設置や、3密回避のための店舗改装に対しての助成金ですけれども、これもオンライン申請でやると、プレス発表には書いてありましたので、このようなことも踏まえて。オンライ

ン化をすることは必要だと思います。早く済みますので、これも大事なことと思いますが、一方では、やはりなかなかできない方もいらっしゃいますので、その両面を見ていただきながら、申請のサポートを、しっかりと対応をお願いいたします。

それでは次に、肺炎球菌ワクチンについてお伺いいたします。肺炎球菌ワクチンですが、平成26年10月より、高齢者の肺炎球菌の予防接種が、定期の予防接種になりました。現在、品川区では、対象者に、4月に予防接種予診票が配送されており、65歳以上の方が、1回のみ4,000円で接種できる制度であります。まず、昨年、コロナの1年でありましたが、昨年の接種人数を伺います。これまでの接種状況と比べてどうだったのかという状況もお知らせください。

○鷹簀保健予防課長 高齢者肺炎球菌についてです。高齢者肺炎球菌につきましては、1月末までのところでございますが、今年度は2,396人の方に接種していただいております。これを1年に割り返しますと、接種率といたしましては23.6%です。これは、65歳、75歳と、5歳刻みの方、生涯に1回の対象ということで考えております。令和元年からはもう2巡目に入っております。それを考えますと、昨年度の接種率と比較しますと1.3倍ということで、全ての感染症に対して区民の皆さんの意識が高まっている影響かと思いますが、接種率としては高くなっていると判断しております。

○新妻委員 かなり認知度が高くなって、受けられる方が多いと確認させていただきました。

次年度、令和3年度ですが、東京都がさらに、この負担軽減のために、2,500円の上乗せをする、2,500円助成するということを伺いました。今後、接種する場合は、区民は今、4,000円を払っております。そこから2,500円を引いた金額を、窓口で支払いをすればいいのか。今後、都の助成を受け入れると思うのですけれども、どのようになるのかお知らせください。また、毎年4月に予防接種予診票が送られていると認識しておりますが、その予診票にもこのことが反映されてお知らせされるのか、お伺いします。

○鷹簀保健予防課長 東京都の次年度の高齢者肺炎球菌の自己負担分についての一部助成についてでございますが、委員に今ご指摘いただいたように、本来4,000円負担しているところのうち2,500円分を都が助成するという話は来ておりますけれども、あくまでも都の予算の議決を経てからということで、まだ正式な通知は頂いておりません。また開始時期につきましても、まだ議決を聞いていないということから、秋口という連絡までしか来ておりません。一方で、コロナワクチンのほうの接種が始まりますので、ちょうど同じ対象の方々がかぶるということもありまして、コロナワクチンの接種と両方とも確実に進めるために、秋口というふうにならしたのではないかとということだけで、まだ正式な通知には至っておりません。

また、その関係もありまして、毎年4月に、これまで過去に一度も接種していない方に、対象ということで予診票を配付しているところがございますけれども、今、決まっていない部分が多いために、4月1日号の区報で、その辺りのことを周知させていただき、予診票の発送は若干遅らせることを予定しておりますが、そこも含めて全て検討中でございます。

○新妻委員 まだ予算が確定していないということで、具体的なことはこれからというお話でございました。4月1日号には詳細を載せていただけるということですので、よろしくお伺いいたします。

最後に1点、コロナワクチンの接種が始まってまいりますが、肺炎球菌ワクチンとの関連をお伺いします。例えば同じ日には打たないほうがいいとか、何日間空ければ大丈夫とか、そのようなことがあれば教えていただきたいと思います。

○鷹簀保健予防課長 コロナワクチンとの関係でございますが、コロナワクチンは何分新しいワクチ

ンでございまして、いわゆる同時接種というものは避けるべきと、今、国の方針で出ております。ほかのワクチンとの接種間隔については、13日以上は空けることが望ましいという内容が、今、来ているところでございますので、その辺りも含めて、対象の方が間違えないよう、分かりやすい広報に努めていきたいと考えております。

○新妻委員 よろしく願いいたします。

最後に、猫不妊・去勢手術費助成の件を確認いたします。昨年の決算特別委員会でも取り上げました。現状を確認させていただきます。地区10頭という予算、ある程度のこの枠を柔軟に使いたいということや、またボランティアの方の認証の腕章を改善してほしいということ、また捕獲器に関して拡充してほしいということを取り上げさせていただきました。進展状況をお伺いいたします。

○鈴木生活衛生課長 モデル地区における年間10頭の制限でございますが、それを超えた場合には、一応、一般向け、モデル地区以外の助成を使っていただくようなことで対応しております。

それからボランティアの腕章については、まだ、当初、意見を聞いて作ったものの在庫がありますので、次に追加で作成のときに、また意見を聞きたいと考えております。

捕獲器については、現状7台持っておりますので、今後必要に応じて追加購入したいと考えております。

○渡部委員長 次に、せお委員。

○せお委員 私からは、283ページ、難病患者療養支援事業、277ページ、不妊治療助成事業についてお伺いします。

まず、難病患者療養支援事業ですが、昨年の決算特別委員会でも質問しました、主に人工呼吸器使用者等の災害時における個別支援の計画に関してです。品川区においては、今回、高齢者福祉課・障害者福祉課によって、避難行動要支援者個別計画作成の予算がついています。高齢者・障害者の中でも人工呼吸器使用者の方々は、呼吸器を装着しているという医療行為がありますので、特に支援が必要で、その方たちの個別計画作成は優先して取り組まなければならないものです。そこで、保健予防課や保健センター関連で、この予算はどこかで計上されていますでしょうか。

また、これも決算特別委員会でお伝えしましたが、東京都の令和元年12月末の調査で、品川区における在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画の作成率が29.2%でした。この数字は現在、上昇しましたでしょうか。現在の作成率が分かれば教えてください。2点お願いします。

○船木大井保健センター所長 在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画についてお答えいたします。

まず、在宅人工呼吸器使用者の方を対象とした支援計画でございますが、こちらは、令和3年1月末現在で、対象の方が、区が把握している方は18名となっております。内訳としますと、難病患者の方が5名、難病患者以外の方が13名となっております。結論から申し上げますと、対象者も20件未満ということで、それぞれ各保健センター、それから障害者福祉課と役割分担で、それぞれ支援を行っている方に、きちんと計画を立てていくといった部分では、いわゆる高齢福祉のほうで、広く要配慮者のところに、ケアマネジャーに委託して支援計画を作成してもらおうといったようなところまでの予算措置は行ってはございません。したがって、区の職員、保健師が中心となって、日頃から関わっている、複数の様々な関係機関と連携を図り、そして調整役をしっかりと担いながら、着実に計画を進めていくものでございます。

それから支援計画の作成率でございますが、平成30年10月・12月のときの数字と、令和元年の

ときの数字は、昨日確認したのですけれども、まだ率は変わっていませんでしたのですけれども、今申し上げましたように、着実に支援計画の準備を進めておりますので、今18名の方が対象と申し上げましたが、作成率も上がっていくものと認識しております。

○せお委員 早期に100%になるよう、お願いいたします。

個別計画の作成者ですが、今ご答弁がありましたけれども、高齢者ではケアマネジャーが、あと障害者は相談支援専門員などが作成するために、それぞれ今回委託すると理解しています。昨日、障害者福祉課において、その部分でご答弁で、特に人口呼吸器使用者の個別計画を優先するというお話がありました。具体的に、先ほどもご答弁がありましたけれども、障害者福祉課と保健センターとでどのように分けて作成しているのか。その辺の詳細を教えてください。

さらに、人工呼吸器使用者の計画作成者は区の保健師ということなのですが、通常時でもお忙しくて、コロナ禍でさらに業務が逼迫している保健師にお願いするよりは、先ほどのお話で委託して、人工呼吸器使用者の方というのは訪問看護ステーションに関わっている方が多いので、作成は担当の訪問看護師にお任せするほうがスムーズかと思います。その辺の見解をお聞かせください。

あともう一点、こちらでも昨年申し上げましたが、保健師の全般の業務内容を切り出して、業務を削減して整理しないと、区民の方に負担がいつてしまつては本末転倒ですので、先ほどのご答弁、ほかの委員のご答弁で、保健師の増員分はコロナ対応に充てるとのことだったと思いますので、業務整理も早急をお願いしたいと思うのですが、こちらも見解をお聞かせください。

○船木大井保健センター所長 まず保健センターと障害者福祉課のすみ分けという点でございますが、主に保健センターは、いろいろな各種医療助成や、もちろん医療機関からのご連絡、家族その他の関係機関からの相談によって、そういう方がいらっしゃるということの把握ができます。一方、障害者福祉課の部門では、身体障害者手帳の申請や、障害者福祉サービスや、地域支援事業等の利用相談から、対象となる方がいらっしゃるということが把握できますので、それぞれ支援の対象者の把握に努められる、そういった役割ごとにきちんと対応を行っていくという、すみ分けという意味ではそういうこと。ただ、この点、今年度から保健センターと障害者福祉課で一緒に連携を図りまして、実際の支援計画の作成方法、作成の仕方や、それから作成時の課題というか留意点などについても共有を図りまして、しっかりと連携を取りながら進めているところでございます。

他の自治体におきましては、確かに委員がおっしゃいますように、在宅呼吸器使用者の方の支援計画を訪問看護ステーションに委託しているような例がございます。ただ、今、答弁申し上げましたように、対象者が20件未満ということで、ここについては、いずれにしても誰かがやはりきちんと調整役になりまして、その支援計画をしっかりと、発災時に実効的になるもの、きちんと使えるようなものに、もちろん作成後もしっかりと定期的に見直しを図ってはいけませんし、そういった意味では誰かが調整役になるという意味では、この点につきましては区の保健師がしっかりと調整役を担って行っていく。

それで、全体の保健師業務の切り分けという話になりますと、今、保健センターにいる保健師につきましては、例えば健診業務の際の予診については、看護師や、それから未来所者への電話連絡などというフォローの一部も看護師に行ってもらっていると。また、妊娠期からの支援につきましても、保健師が行っている自治体もある中で、区といたしましては助産師にお願いをしているというような状況もございます。ですので、こうした中、保健師につきましては、例えば母子保険のハイリスクや精神保健であったり、難病支援というところもそうですけれども、そういった部分であるとか、またその予防も含

めて、しっかりとそこに業務を行っている」と認識しておりますので、切り分けというのは、今後、例えば保健師がいろいろケース記録などを手書きで行ったり、記録をパソコンで打ち込んだりしておりますが、今後いろいろA IやI C Tの活用によって、業務の効率化というところは少し考えられるのかとは思いますが、保健師本来の業務の切り分けというところは、他の自治体の事例なども参考にしながら研究をしていければと思っております。

○せお委員 理解いたしました。今後も保健師の業務の負担を軽減していただきますようお願いいたします。

不妊治療に移ります。令和2年度では助成対象を740件としていましたが、令和3年度では720件としています。なぜ見積りを減らしているのか、そのお考えをお聞かせください。

2点目ですが、昨年、東京都がコロナの緊急措置で、助成金の所得要件や年齢要件を時限的に変更しました。これがとてもややこしくて、コロナの時限措置が昨年の6月で、今年の1月にも改定があったので、結構、間違えてご案内してしまったり、区の助成金と東京都が関連してというところもあって、混乱するとお声がありました。区には、このような制度が分かりにくいなどの相談はありましたでしょうか。区の担当間で確実な情報共有はどのようにされていますでしょうか。お聞かせください。

○高山健康課長 不妊治療に係ります2点のお尋ねでございます。

まず、予算上の件数が減った理由につきましては、一般不妊治療に関します、カバーする年齢が、3年齢ということで縮んだ関係で、実績はそれに見合った形で縮減しております。

都の制度と分かりにくいとのご提案ですので、この点については、窓口やホームページなどで、分かりやすいような形での周知に努めてまいります。

○渡部委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 283ページ、住宅宿泊事業届出等事務費に関連して、地域に増える無人ホテルの問題、288ページ、リサイクル推進費、プラスチックごみ削減について伺います。

住宅宿泊事業ですけれども、いわゆる民泊の解禁に続き、2018年6月には、旅館業法の改正に合わせた条例変更が行われました。それまでの設備に定められていた数量規制を外し、極めつけはフロント常駐者の義務づけを外したと。タブレットやテレビ電話の設備で代用していいという規制緩和です。品川区内あちこちの住宅地の真ただ中에서도、旅館・ホテルの建設・開業が進み、その多くは無人ホテルだと思われます。

まず伺いますけれども、旅館業条例の改正で、ホテル・旅館業、簡易宿泊所、住宅宿泊事業、いわゆる民泊、それぞれ区内でどれだけ増えたのか。条例変更前後、直近の件数を教えてください。また、そのうち常駐者がいない物件というのは何件くらいか、こちらは直近の数字でいいので、それぞれ分れば教えてください。

○鈴木生活衛生課長 平成30年の法改正前後の状況ということでございますが、法改正前の状況で言いますと、旅館については85件ございました。それから簡易宿泊所が23件です。住宅宿泊事業はまだ施行されていないので、件数としては0件です。

直近の数字で申し上げますと、旅館については115件ありまして、そのうち、I C T等を利用して常駐者がいないものが33件です。住宅宿泊事業につきましては、直近の数字で137件営業しておりまして、常駐しないものが104件、I C T等を使っているのは33件ということです。簡易宿泊所につきましては、直近で22件ありまして、I C Tの活用が3件というのが現状でございます。

○安藤委員 直近というのは何年の何月かということと、変更前は何年何月かというのを、後で教え

てください。また、旅館業については、現在は、住居専用地域、工業地域、工業専用地域以外であれば、基本的に建設が可能になっていると思っているのですが、現在のルールはどうなっているのでしょうか。また、それは2018年の条例変更によりそうなったのか、伺いたいと思います。

○鈴木生活衛生課長 住宅宿泊事業ということでよろしいかと思いますが、住宅宿泊事業に関しましては、平成30年6月、法施行までは存在していませんので、先ほどの数字ゼロというのと、直近は、今年の2月8日現在で、国で集計した数字を用いたものでございます。

それから、用途制限に関しまして、法施行に伴いまして、区で条例を制定して、地域の規制をかけたものでございますので、前後の比較というのはできないという状況でございます。

○安藤委員 旅館・ホテル業が、現在は、住居専用地域、工業地域、工業専用地域以外であれば、基本的に建設が可能になっているということなのか。これは、旅館・ホテル業について聞いています。それは、前からそうだったのですかというのを確認したので、伺いたいと思います。

○鈴木生活衛生課長 旅館・ホテル業に関しましては、法改正の前後で制限地域は変わっておりません。

○安藤委員 では、以前からできたということなのでしょうね。ただ、やはりすごく増えているというのは、非常に、規制を緩くする条例変更を旅館業でも行ったということだと思います。

両者ともに、条件をつければ常駐は必要ないということになったのですけれども、民泊には開業日・日数制限があるのですけれども、旅館業にはないということで、むしろ事業者からすれば、民泊よりもはるかに、旅館・ホテルのほうが造りやすくなったという状況があるのではないかと。問題は、宿泊者も含めて近隣住民の安全安心を預かる、こうした事業を、もうけのためなら、どんどん規制を外して増やしていいのかということだと思いますので、これは行政の側の責任だと思っております。

私が相談・問合せを受けた西品川の事例を紹介したいのですが、その方が自宅にいらっしゃると、呼び鈴が鳴ったので開けたら、カートを引いた旅行者が立っておりまして、ここは〇〇ですかと、近くの無人ホテルの施設名を言い、尋ねられたということでした。その方は、それで初めて、自分の家のすぐ近くに、新たに宿泊所ができたということを知ったということでした。こんな住宅地に、まさかホテルが建設されているとは知らなかったし、驚いたと。本当に許可が出ているのでしょうかという問合せでした。私も現地を確認したのですが、全く普通の住宅で、そこが、不特定多数の方が出入りする宿泊施設だということは、全く分からない状況でした。普通の民家の、いわゆるテレビカメラがついている四角のインターホンの上に、1センチ掛ける10センチほどのシールがあつて、「ゲストハウス〜」というシールが貼ってあるだけなのです。あと、火災などの緊急時や、騒音やごみ出しなどのトラブルの際に、問合せする連絡先の表示もない。しかし、区に問い合わせると、現在の規定では、建設・開業時に看板設置の義務づけはあるものの、開業後は別にそういうものがなくても大丈夫なのということです。

伺いたいのですが、先ほどの事例もありますけれど、宿泊者にとっても、近隣住民にとっても、少なくともここに宿泊施設があるのだということ、あと何か問合せがあればこちらに連絡をという表示すらない、それで許されてしまうというのは、やはり改善が必要ではないかと思うのですが、伺います。

○鈴木生活衛生課長 まず初めに申し上げておきますが、住宅宿泊事業と旅館業法は、別の法律で別の規制がかかっておりまして、ご質問の内容が混ざっているようなのですが、旅館の前提でのご質問ということでございますので、まず規制に関して、区の条例では、法に基づいて必要な手続や表示等の規

定を置いておりますが、基本的には法改正の前後で、旅館業の地域等の規制についての緩和はございません。それから、表示もしくは設置前の看板についてでございますが、旅館業に関しては、ご指摘のとおり、開設前の看板による表示と、それから開設後は、大きさの規定等はないのですが、旅館の名称の表示が義務づけられているものでありまして、それに沿って適正な対応ができているかを確認して、許可を下ろしているものでございます。

○安藤委員 だから、あれです。用途地域が変わっていないということは分かりました。

ただ、今までは用途地域で選んでいたというよりも、もっと、常駐者も置かなくてよくなったし、数量規制もなくなったので、気軽に。これまでも建てられたかもしれないのですが、建てるうまみがなかったというか、規制がなくなったことで、もう、では建ててしまえという人が増えているということだと思うのです。それで、ホテル・旅館のほうですけれども、名称表示が義務づけられているというのですが、先ほども言ったのですけれど、「ゲストハウス～」というシールを1枚、貼っているだけなのです。それで、緊急時の連絡先もないのです。それで、適正な状態になっているかどうか判断して、許可しているというようなこともありましたけれど、全然適正ではないと思うのです。やはり、宿泊者にとっても、道を間違っていましたから。1本間違えて、違う方のお宅をピンポンと押してしまったのです。それはもう迷ってしまったということだと思いますし、あと周りの方にとっても、そういう宿泊施設があるのだということすら、分からないというか、知らされていないし、緊急時にどうするのですかという、連絡先を書いていないのです。これが適正だとは到底思えないので、これはやはり改善が必要なのではないですか。もう一度お願いします。

○鈴木生活衛生課長 先ほど申し上げました、適正に運営または準備がされているかというのは、法と条例の規制に照らして、それをクリアしているかというところを確認しているということでありまして、その法の規定の中では、施設名の表示のみが義務づけられております。連絡先等については義務づけられていないことから、強制はできないと考えております。また、宿泊者の方が迷うというのは、宿泊の予約をする中で事業者を確認すべきことであります。また、住民の方への周知については、基本的には看板を設置するだけではなく、近隣への説明会等も、強制ではありませんが、指導しているところではありますので、その中での情報提供ということになるかと思います。あと、最後に緊急時の対応でございますが、緊急時の対応も、宿泊者に関する緊急対応なのか、近隣の方に影響するものかにもよりますけれども、当然、宿泊者は事業者の連絡先は把握しておりますので、そこも、それ以上のところは現在、規制がかけられていない、義務づけられていないというのが現状でございます。

○安藤委員 住民の方は、今のご説明を聞いて納得するかというと、全く納得できないと思うのですが、これは、そのルール自体が、やはりおかしいと思うのです。条例改正されましたけれど、規則もあるし、要綱もつくりましたけれど、全てが緩過ぎるということで、最低限必要なところ、連絡先、あと、ここが宿泊所かどうか分からない。1センチ掛ける10センチのシール1枚だけで済む。そういうのは変えてほしいと要望したいと思います。

次に、もう時間がないので、プラスチックごみにいきますけれど、日本は1人当たりの使い捨てプラスチックの廃棄量が、アメリカに次ぎ2番目に多いということです。改めて驚きます。それで、プラスチックごみは出ているのですけれど、リサイクルが結構されているという話もありますが、そのリサイクルのほとんどを占めているのはサーマルリサイクルなのです。ですから、プラスチック製品を燃やすのではなく、なるべくリサイクルするということが必要だと思います。政府の動きもありますけれど、これまで容器包装プラスチック以外は資源ごみにしていませんでしたけれど、それも変えていくという

動きもあります。私もずっと求めてきたので、そういうのは歓迎したいと思います。

一方、プラスチックの削減を進めるためには、リサイクルだけでは不十分だということで、リユースやリデュース、そもそもプラスチックごみを出さない取り組みが必要だと。そこで、予算書にある、使い捨てプラスチック削減推進事業の拡充・発展を要望したいのですけれど、この事業をぜひ、区のイベントだけではなくて、区民が自主的に開く数々のイベントに広げていただきたいと思います。昨年度の建設委員会で視察した京都市では、リユース食器利用促進助成制度を導入されておりまして、町会、商店街、自治会、NPO、学校等がやるイベントで、リース業者からレンタルして使用するリユース食器導入費用の2分の1、上限50万円を助成と。57件のイベントが、2019年度では活用したと。視察時の説明では、回収・洗浄はリース業者が行ってくれるため、非常に気軽に利用されているという話もありました。

質問ですが、京都市の事業も研究して、区民主催のイベントでも、気軽にリユース食器の利用を促進する仕組みをつくっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○堤坂環境課長 京都市の補助事業については、私どもも承知しております。この関連で、食器の回収や食器の洗浄を行っている事業所があることも調査しておりまして、参考といたしたいと思っております。これは、ほかの自治体でも、規模は小さいのですが、同様の補助をやっているというのも把握しております。将来的にはリユース食器の活用の導入も検討していきたいと考えているところではございますけれども、区としては、まず、区の主催の各イベントでの使い捨てプラスチックに代わる代替容器の提供や、区民祭りにおいて使い捨てプラスチックを使わずにパルプモールド容器等に切り替えたりするなどのための補助金を、令和3年度予算に計上しております。各地域の皆様の自発的な行動に期待するとともに、マイバッグの推奨等もしっかりと行っていきながら、他自治体の動向も注視していきたいと考えてございます。

○渡部委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 私からは、279ページ、新型コロナウイルスワクチン接種、287ページ、サマーリック・ウォームビズキャンペーン等経費、305ページ、エシカル消費普及・啓発事業、その他産業経済費全般からお聞きいたします。

まず、ワクチンについてなのですが、コロナウイルスのワクチンの種類、どの種類のものを接種されるのかというのが、区民の1つの大きな関心事項だと考えております。接種の順位は、今のところ、1番目、医療従事者、2番目、高齢者、65歳以上の方からとなっておりまして、接種するのはファイザー社製ということが決まっております。残りのワクチンの種類、今、品川区が発表されているのは、アストラゼネカ社、モデルナ社だと思うのですが、まず確認としまして、区民は、そうした接種するワクチンの種類というのは選べるのでしょうか。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 ワクチンの種類を選べるかというご質問にお答えいたします。現時点で我々も、どこの会場にどのワクチンが来るかという情報を取り切れておりません。また、ファイザー社製以外の、モデルナ社、それからアストラゼネカ社は、薬事承認が下りておりません。この辺り、薬事承認が下りてから、何かしら国から通知があるものと思われそうですが、国から直接、基本型接種施設と言われる病院にワクチンが配送されることになります。ワクチンの配送も国が決めることになっておりますので、どこの病院にどのワクチンが来るかということが分かりましたら、こちらのほうでどの会場にワクチンを流すかということが、ようやく決められるという流れになります。現時点では、どの会場でということが分かりませんので、区民の方が選べるかということに関しては、現在は未

定でございます。今後、検討ができるようになればいいとは考えております。

○筒井委員 分かりました。どの種類を選べるのかということも検討されていくということで、今かなり不明点が多いということなのですけれども、そうしたことを考えますと、これから接種順位の3番目以降、基礎疾患を有する方から、それ以外の方、6番目の方まで、どのワクチンを接種していくのかということも、まだ不明ということかと思っております。

これも少し先のお話になるかと思うのですが、確保できるワクチン量には限りがあるということと、今、品川区も述べておりますけれども、ワクチン不足が起きる可能性もあるかと考えておりますけれども、そうした場合、スプートニクVなどのロシア製ワクチン、またシノバックなどの中国製ワクチンが品川区に入って、これが接種されるという可能性というのはあるのでしょうか。現時点で分かる範囲でお教えてください。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 ワクチンのメーカーについては、区が権限を持っているものではございませんで、国、厚生労働省が指定いたします。

○筒井委員 分かりました。国の情報が適宜入ってきて、どういう状況でどういうものが接種されるのかどうかということが分かり次第、区民が安心して打てるような、事前の丁寧な説明や、不安解消のためのご努力などを、ぜひやっていただきたいと考えております。その点、よろしくお願い申し上げます。

続けて、サマーluck・ウォームビズキャンペーン等経費についてお伺いいたします。環境配慮への意識も高まっておりますし、SDGsについても、最近、メディア、あとテレビ番組などでもお見かけするようになりましたけれども、1つ、サマーluck、すなわちノーネクタイのことだと思うのですが、これも地球温暖化対策のために取り組まれている。また、直接、地球温暖化対策というよりは、コロナの状況でビジネスのカジュアル化が進んできており、ノーネクタイというの、かなり市民権を得てきたというか、世の中の理解というの、かなり進んできているかと思っております。まず、このサマーluck・ウォームビズキャンペーンの事業の概要をお知らせください。

○堤坂環境課長 サマーluckキャンペーンの目的でございますけれども、電力需要の増大する夏季におきまして、国や東京都と連携いたしまして、区が率先して省エネの行動や節電行動を実施・啓発することで、区民・事業者の皆さんへ、省エネ・節電に取り組むことを促すことを目的としているものでございます。

○筒井委員 促すということで、職員の方もサマーluckを、現在、品川区では5月1日から10月31日までノーネクタイで過ごされると思うのですが、今年もそういったことをやられていくのかということ、そうした啓発をしていくのかということをお伺いいたします。

○堤坂環境課長 基本的には今年度までと同じような形で進めたいと思っておりますけれども、国でクールビズの期間設定を廃止して、今後は各自が気温に応じた服装をするように呼びかけていくこととしております。まだその詳細について示されていないのですが、サマーluckキャンペーンについても、区内事業者、あと区民の皆様は夏季の軽装意識というのは十分に浸透していると考えられているために、今後は節電の行動を中心に呼びかけていきたいかと考えてございます。それに伴って事業名を変更するかしらないかということも、併せて考えているところでございます。

○筒井委員 節電のほうを重視されていくということなのですけれども、まさに私が伺ったかったのが、環境省が、2021年、今年の4月から、クールビズの期間設定を廃止するというので、要は通年ノーネクタイでもよいのではないのかという取組みだと思えます。実際、長野県松本市は通年ノーネク

タイを決定しまして、また熊本県宇城市も通年ノーネクタイをされるということで、いろいろな自治体で、これから通年ノーネクタイが進んでいくと思いますけれども、品川区では、節電などということも大事なのだと思いますけれども、今年から通年ノーネクタイでもいいという取組みにされるのでしょうか。お伺いいたします。

○堤坂環境課長 まだ通年ノーネクタイにするかしないかということまでは決めてございませんけれども、他の自治体の動向なども注視しまして検討していきたいと考えてございます。

○筒井委員 今、SDGsの推進を、品川区も長期基本計画に載せているほど推進されているということで、そうした取組みをやっておりますし、また環境配慮、そしてコロナ禍もあって、世の中のノーネクタイへの理解も進んでおりますので、ぜひ品川区も早急に、環境先進区として、通年ノーネクタイの導入をお願いしたいと思います。これは要望で終わります。

続けて、エシカル消費普及・啓発事業に移ります。エシカル消費、日本語で言えば倫理的消費ということで、これもSDGs 12番目「つくる責任、使う責任」に関わるものと捉えられております。消費者庁におきましても、そうした啓発、パンフレット、リーフレット、ポストワークショップなどに取り組みられておりますけれども、品川区として、このエシカル消費普及・啓発は具体的に何をやられていくのでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 エシカル消費、来年度、予算計上させていただいたところでございます。従前から消費者センターで、エシカル消費、倫理的な消費ということで、情報誌の発行や消費生活教室の中でご案内させていただいたところでございますが、来年度につきましては、5月に行われますエコフェスティバルに合わせまして、私どもでもさらにエシカル消費について広く普及・啓発をしていこうということで、同時にイベントを開催させていただくというものでございます。

○筒井委員 5月、エコフェスティバルで普及・啓発を行う予定だということですが、やはりこれは、単発イベントでやっていくというよりは、広報しながわなどで幅広い区民に伝える。また、教育の現場でも、これは粘り強く、こつこつと進めていくことが大事かと思います。また、具体的には、品川区でも物品購入や設備の導入の際は、やはり環境に配慮されたものを購入するとか、細かく言えば自動販売機の中の商品や食堂のメニューなども、環境に配慮されたエシカルなものにしていくということが必要かと思いますが、そうした取組みを今後やられていくべきかと思うのですが、区のご見解はいかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 今後のエシカル消費の普及の方法でございますけれども、先ほど申しましたとおり、従前から、エシカル消費という部分について、パネル展示あるいは情報誌、それから消費生活教室などで情報提供をさせていただいていたところでございます。エシカル消費という言葉自体も大分、多くの区民の方にも一般的に知られてきたのかということもございますので、今後まずこちらの部分を、引き続き積極的に進めまして、徐々にいろいろな形でエシカル消費が普及できるという形につなげられればと考えているところでございます。

○筒井委員 区民に浸透するぐらいのレベルになるまで、ぜひこつこつと粘り強く進めていっていただきたいと思います。

続いて、その他産業経済費に関連してお伺いいたしますけれども、現在、企業倒産件数はそこまで増えていないとされておりますけれども、一方で、休廃業・解散件数が大きく増加しています。東京商工リサーチの調べによりますと、昨年、2020年は、2000年の調査開始以降最多の数を更新したということでございます。品川区も、商店街の支援、後継者の育成や中小企業に対する支援をやっており

ますけれども、特に後継者の育成などは非常に、後継者の方のなり手不足が増えてきてしまうのではないかと心配しております。こうした状況ですけれども、現在の品川区の企業や商店街の経営状況や景況感というというのは、どのように捉えておりますでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 品川区の景況感というところでございます。

昨年の4月・5月ぐらいの最悪期というところから比べれば、脱しているのかというところもございます。特に、現在まだ発行には至っていないのですけれども、10月から12月の景況調査などを私どもでやらせていただいているところでは、調査の時期が、ちょうど1月の緊急事態宣言に入る前というところもあって、大分、持ち直したというような意見も出ているところでございます。ただ、やはり業種によっては、かなり厳しいというところもあるみたいでして、引き続き、今度、特に1月・2月の状況がございまして、その部分についてはまた注視していかなくはないと考えているところでございます。

○筒井委員 分かりました。ただ、今、品川区の支援もありますけれども、融資あっせんなど、いろいろご努力されていると思うのですけれども、やはり、いずれにしても借金なので、債務を負ったまま経営や事業をやられている方が多いと思います。ぜひ今、緊急事態と捉えて、直に企業や商店を潤す、支える支援が必要だと考えておりますけれども、区として今後、国に期待する支援というのはあるのでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 国のほうは、かなり大きな支援というところで、例えば持続化給付金など、広く対象としたようなものが多いところかと思っております。そういう部分で外れてしまったようなところにつきましては、私ども区のほうで支援できる部分について研究させていただいて、引き続き、中小企業の支援を進めさせていただきたいと考えております。

○渡部委員長 次に、吉田委員。

○吉田委員 私からは、279ページ、保健予防費の中から障害者歯科健診、予防接種費、それから281ページで、新型コロナウイルス感染症対策、285ページでは温暖化対策事業、289ページ、使い捨てプラスチック削減推進、303ページのプレミアム付区内共通商品券発行助成について、順不同でいけるところまで伺います。

最初に予防接種費のことについて伺います。今、予防接種といいますが、新型コロナウイルス感染症のワクチンが大きな関心を集めておりますが、生活者ネットワークはこれまでも、予防接種に関しては、接種を受ける当事者、または子どもへの接種に関しては保護者に対して、適切で冷静な情報提供を求めてまいりました。ワクチンを打たずに病気になってしまった場合、もしくはワクチンを打って重篤な副反応を起こした場合、どちらのリスクも当事者またはその保護者が負うしかありません。誰も代わりには、そのリスクを負うことはできません。行政としてできることとして、当事者や保護者が自分で判断したと納得できる情報提供をぜひ進めさせていただきたいと思っております。

その視点から、HPVワクチンの厚生労働省のパンフレットについて伺います。パンフレットには、「子宮頸がんに対して私たちができることは、HPVワクチンの接種と子宮頸がん検診の受診の2つです」とあります。しかし、私たちとしては、もう一つ大事な視点があると考えております。それは、適切な時期の性教育です。パンフレットにもきちんと、「HPV感染は、主に性的接触によって起こります。一生のうちに何度も起こります」と書かれているのですけれども、なぜか、文字のポイントが少し小さくなっているのです。文脈も、子宮頸がんへの注意喚起ではないのです。たしか、接種時期を6年生からとしたのは、最初の性的接触の前であることが重要だからと認識しているのですけれども、パン

フレットにはそのことも書かれていないのです。これは厚生労働省によって作られたパンフレットなので、品川区の責任ということではないと思うのですけれども、品川としてはぜひ、子宮頸がんのリスクを回避するためにも、品川区の保健予防の視点での、こういうことに関しての啓発、もしくは性教育の何かメニューがあれば、それを求めたいのですけれども、見解を伺います。

○鷹箸保健予防課長 教育に関して、保健予防課、保健所の立場から、何か提言できるものではございませんけれども、ワクチンに関して正しい情報を適切に、対象の方、お子さんの接種に関しては保護者に伝えるということは、非常に重要だと考えております。

また、教育の方とは、性教育に限らず様々な教育の場で、特に自殺予防を直接的に私は所掌しております、やっておりますけれども、先生方や教育総合施設センター、また、この区では、学校保健会という非常に活動的な団体もありまして、学校の先生方、学校薬剤師、学校歯科医の先生方とも非常にいい連携を保っておりますので、今後もそういった連携の中で、必要な情報については、しっかり対象に伝えていきたいと考えております。

○吉田委員 もちろん学校教育の中でも大切なのですけれども、私たちもいろいろなことを、学校教育の中でと求めるのですが、全てを学校教育でというのなかなか難しいし、我が身、それから我が子を振り返って、学校教育の中で触れられたことが全て実になるかということ、個人的な感想ですけど、難しいかと。やはり、日頃のいろいろな啓発の場というものが用意されているといいかと思います。性教育というと、どうしても、思いがけない妊娠を避けるとか、性被害を避けるとか、性病のことなどが主になっていますけれども、いろいろな、例えば消費者教育とか、そのような中でも、この視点が盛り込まれればいいかと思って質問を致しました。もし何か、そういう機会があれば、ぜひこの視点は入れていただきたいと要望しておきます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。保健予防課長は、これまでも繰り返し、いろいろなご答弁の中で強調しておられるのですけれども、改めて基本的な新型コロナウイルス感染症対策について確認したいと思います。マスクの着用、それからソーシャルディスタンスとともに、基本的な感染症予防は、徹底した石けんによる手洗い、つまりウイルスを洗い流すということで、確認させていただいていいか伺います。

○鷹箸保健予防課長 コロナウイルスでございますけれども、当初、飛沫感染がかなり中心的に言われておりましたけれども、飛沫感染に加えて、いわゆる接触感染の頻度がかなり高いのではないかと思います。部分が言われている中では、もともとと言われております3密を避けるということに加えて、外出から帰ってきた際、帰宅時、家あるいは職場に着いたときと、手洗いの励行は非常に重要で、物理的に洗い流すということが非常に重要だと今も考えております。

○吉田委員 厚生労働省のホームページにも、ちょっと抜粋した読み方になりますけれども、「手洗いは、たとえ流水だけであっても、ウイルスを流すことができるため有効ですし、石けんを使った手洗いは、コロナウイルスの膜を壊すことができるので、さらに有効です。また、流水と石けんでの手洗いができないときは、手指消毒用アルコールも同様に、脂肪の膜を壊すことによって感染力を失わせることができます。変異株であっても、3密の回避、マスクの着用、手洗いなどの対策は、これまで同様に有効」とあります。

私の周囲は、基本的には石けんで手洗いをするのが一番有効と理解して行動する人たちなのですから、やはり感染症の流行などがあると、何というか、いろいろ情報に惑わされるようなところがあって、一時、エタノールが店頭から消えたときをきっかけに、様々な除菌・消毒をうたう商品がコマー

シャルなどで宣伝されました。そうすると、手洗いよりも除菌や殺菌のほうがレベルが上のような錯覚をするような人たちもいて、今日、改めて原則を確認させていただきました。ぜひ区内の施設でも、そのことを徹底していただきたいと思います。今、厚生労働省のホームページをご紹介しますとおり、石けんはコロナウイルスの膜を壊すのでさらに有効ということがあります。石けんの表面についたウイルスは、膜が壊れていくので、その石けんを使い回しても心配ないと私は考えますし、最終的にはやはり洗い流すことが重要ということでもよろしいのでしょうか。その辺について、ちょっと繰り返しのご答弁になってしまうかもしれませんが、確認させていただきたいと思います。

それで、やはり石けんと言乗れるのは、実は、ある程度、結構ちゃんとした定義があって、脂肪酸ナトリウムまたは脂肪酸カリウム、何%だったか数字を覚えていないのですが、そういうものだと思いますので、その辺の名称が紛らわしいものが区内の施設に置かれているということもありますので、その辺についても、ぜひ啓発をしていただきたいと思います。

それから1点、水道のレバーが気になるのですが、区役所のは、手を出すと水が出てくるので安心なのですが、各施設がそうはなっていないので、施設の手洗い場の水道がレバー式の場合は、最後にレバーもきちんと洗うように表示していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

〇鷹箸保健予防課長 コロナウイルスに限らず、その他の感染症も手洗いが非常に有効であるという部分について、委員ご指摘のとおりでございます。物理的に洗い流すという意味では、流水でもかなりの効果がありますが、そこに加えて、石けんあるいは洗浄剤を使いますと、より効果的に洗い流すと同時に、ウイルスあるいは細菌を死滅させる、軽減させる効果が高いというのも、ご指摘のとおりでございます。

一方、水栓です。レバーあるいは蛇口で、先般、ある鉄道会社の運転手たちが、その同じ水洗い場を利用したことで感染が広がったのではないかというような、一部の区の保健所からの検討結果の報告もありましたので、確かに、その部分、同じ蛇口をそのまま、洗う前の手で、洗い終わって、それほどきれいになったかどうか分からないまま、また、その蛇口を使い続けるということについては、蛇口あるいは水道のレバーについたウイルスあるいは細菌が、次の方に移るのではないかというのは、非常に重要な指摘でございまして、区役所につきましては、ご指摘のとおり、今は全部センサー式になっていて、触らずとも水が出るわけですが、そうでない施設もたくさんございますので、そういった施設については、蛇口も洗いましょうといったことについての普及・啓発も確かに必要かと思っておりますので、そこにつきましては、また今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

〇吉田委員 分かりました。いろいろ確認させていただいて、私もこれから周囲には、やはり石けんによる手洗いを徹底するようにということを勧めていきたいと思います。

次に、温暖化対策事業について伺います。品川区がCO₂削減目標のために再生可能エネルギー普及事業を行っていますので、それについて伺います。

昨年の決算特別委員会でも取り上げましたが、品川区は品川区環境基本計画で、CO₂削減目標を、計画策定当時の国のCO₂削減目標より高く設定して、それを実現するために、重点施策として、区の施設への再生可能エネルギーの導入を進めてきたと理解しております。幾つかもう既に進められているのですが、次年度導入をする予定の建物があったら教えてください。

それから、これまで、学校など区有施設の新築のとき、太陽光パネル設置など再生可能エネルギー施策のメニューは、環境課が提示して、採用するかどうかは施設の所管課が決定すると伺っています。先日、総務委員会で、児童相談所の建物の工事請負契約の審査の際に、太陽光パネルの設置は条件が合わ

ずに断念したけれども、工事に使う電力を再生可能エネルギー１００％で契約したと伺いました。実は環境学習交流施設についても、既に工事の電力を再生可能エネルギー１００％で契約したということです。今、環境課として、いろいろな所管に提示するメニューの中に、ＣＯ₂削減にはこういうメニューもあるということを提示する必要があると思いますが、見解を伺います。

○堤坂環境課長 電力の切替えの質問がございましたけれども、まず令和３年度は、再生可能エネルギーを電源とする電力の切替えということで、東大井区民集会所と戸越体育館で切替えを予定してございます。

○吉田委員 工事に使う電力を再生可能エネルギー１００％で契約ということで、既に２例出ているということで、ぜひこちらも推進していただきたいということを伺ったのですが、それについても見解があれば伺いたいと思います。

続けてもう一つの質問にいきます。これも決算特別委員会でも言ったのですけれども、こういう施策が進んでいることは評価しております。しかし、品川区の目標を達成するためには、もっと力強い施策の推進が必要ではないかと思います。まして東京都は、２０５０年にＣＯ₂排出実質ゼロに貢献するゼロエミッション東京を実現するためのゼロエミッション東京戦略を策定、それから、今日のニュースでもやっていましたけれども、地球温暖化防止対策法の改正案が閣議決定されるということで、その中に、２０５０年までに温室効果ガスを実質ゼロとすることが明記されたと聞いております。両方とも、自治体の具体策がなくでは実現不可能と考えます。少なくとも、東京都と連携した目標実現のためのロードマップを示すべきと考えますが、見解を伺います。

○小林施設整備課長 私から、工事に関する部分について答弁申し上げます。委員ご案内のとおり、児童相談所および環境学習交流施設におきましては環境に優しい、環境に配慮した電力の導入を進めているところでございまして、今後につきましては、電力会社の供給体制など様々な課題が残されておりますので、まずは比較的小規模・中規模の工事の中で設置を進め、それらの状況を見て、大規模の新築工事等にも安定的に供給できるかどうか、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

○堤坂環境課長 ２０５０年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けまして、国と都も積極的に動いているところでございますけれど、区も国や都の動きを注視しまして、まず再来年度の環境基本計画の見直しというのは当然のことですけれど、その前にも、できることから地道に区民にＰＲして進めていきたいと考えてございます。電力切替えについては、令和３年度については、２施設について切替えをしているということでございますけれども、今後も、新築の施設だけではなくて既存施設についても切替えを積極的に推進してまいりたいと思います。

○吉田委員 区から東京都に働きかけるぐらいの勢いで、ぜひこれは推進していただきたいと思います。

時間がないので次にいきます。使い捨てプラスチック削減推進です。先ほどもご質問が出ましたけれども、使い捨てプラスチックの削減ではなくて、プラスチックそのものを減らすべきではないかと思えます。先ほどのご答弁を伺うと、基本、やはりイベントの中で使わないというようなレベルだと思うのですけれども、これも前にもご提案したのですけれども、品川区として、もうプラスチックは使わない方向に持っていくという姿勢を示すことが必要ではないかと思えます。多分、イベントで配られるいろいろなバック類が昔はプラスチック系だったのであるけれども、それが布系や紙などに変わったかと思えますが、もう少し積極的に品川区としての姿勢を示していただきたいと思えます。

手始めに、幾つか自動販売機を置いてありますけれども、みんなペットボトルを売っています。自治体

によっては、庁内の自動販売機から、なかなか全部とはいかないのか、ちょっと啓発的な意味で、庁内の自動販売機からペットボトルをもう一掃するというようなことも考えるべきだと思いますが、見解を伺います。

○遠藤商業・ものづくり課長 庁舎内の自動販売機の設置については経理課で所管しているところでございますけれども、自動販売機の契約をする際に、いろいろな条件付けをして、ペットボトルを置かないとか、そういう形で、研究を重ねてまいりたいと思います。

○吉田委員 施策的に所管を超えると思うのですが、環境課としては、ぜひそういう方向で。工事などもそうです。環境課としては、こういうことをぜひ進めてほしいということを、各所管に働きかけていただきたいと思います。

最後に、プレミアム付区内共通商品券の発行助成です。これは、基本的には区内の商店の活性化のための事業として理解しているのですが、この状況ですので、現在、生活が大変な人への支援にもつなげてほしいと考えています。いつも気になるのですが、結局、お金に余裕がある人がまとめて買って得する仕組みなのではないかと思ってしまうのです。できることなら、小さいお店でも使われるように、お金のない人も利用できるような仕組みにしていきたいと思います。今、生活が大変な人が商品券を使えるようにすることと、地域の個店で使われるよう促す仕組みが何かあれば伺いたいと思います。

○遠藤商業・ものづくり課長 生活者の視点に立ってという商品券の活用ということでございます。こちらは当初、現在のところ、申込みにつきましては抽せん販売という形にさせていただいておりまして、それぞれ最大で10冊までという形なのですが、その方のご希望額に応じて、一冊、二冊という形でも申込みできるような形になっております。

実際に購入していただくとき、多くの方に必ず手元に渡すような形を取らせていただいておりますので、多めに申し込んだ方は、その分減るという形のスタイルでやらせていただいております。ですので、小さい金額であってもご購入いただけるのかと思っております。

それから、個店での使用というところでございますが、こちらは商店街連合会がやられているもので、商店街に加入しているところ、あるいは特別に申込みをしていただいたところというところでございまして、いわゆる大手のスーパーやデパートといったところでは利用できないという仕組みになっておりますので、一般的な個店などで広く使っていただくという仕組みになっているかと考えているところでございます。

○吉田委員 少しずつ、だから仕組みは変わってきているということですので、諦めている方もあると思うのです。「お金がないと、これは結局、得できないよね」みたいな。そういう方への周知と、それから、ぜひ個店へ促すような仕組みを、これからも工夫していただきたいと思います。

○渡部委員長 次に、木村委員。

○木村委員 私からは、衛生費の273ページ、保健衛生助成金の中の公衆浴場からの質問であります。助成金として約4,530万円ほどが計上されておりますけれども、毎年、大体同じぐらいの予算が組まれているのですが、どのようなところにこの助成金を使っているのか、お聞かせください。

○高山健康課長 公衆浴場の助成金の使途ということでございます。主には、公衆浴場設備等整備補助金ということで、例えばろ過器や釜、あと給排水に係る設備などの更新に係る工事の費用などに主に使っていただいております。その他、メニューとしましては、資金の利子補助などのメニューもございまして、こういったものに年間を通じて利用いただいているところでございます。

○木村委員 毎年毎年買い換えるわけではないと思いますけれども、そういうものが自然に駄目になっていく。そういうもので、大体何年に1回ぐらいの割合で、そういうものは替えていくものでしょうか。

○高山健康課長 工事の中身というところにもよりますし、また対象の器具等の耐用年数などにもよりますので、一律に区で10年などということ区切っているわけでもございませんし、また浴場組合からそうした具体の数字などは頂いておりませんが、そういった大規模な改修期に必要となります、おおむね300万円を上限とする、そうした必要経費につきまして、広く使っていただいているものと認識してございます。

○木村委員 日本の伝統文化で、江戸時代に繁栄した銭湯。現在は、各家庭の内風呂の普及や、重労働による後継者不足などから徐々に減少し、東京都では66年前の昭和29年には約2,200軒あった銭湯が、今までは560軒に、そしてまた本区品川区でも、110軒あった銭湯が、今では2か所を残すのみとなっておりますけれども、我々も昭和40年頃には、本当にまだ中学生ぐらいのときには、友達と近所の銭湯でよく遊んでいた。お風呂に入るといよりも遊びに行くようなものでありましたけれども、そのようなことで、何というのでしょうか、何となく寂しい気はしますけれども、昭和50年にはあった銭湯の数が、勢いがもう本当になくなってきている。今でも根強い人気銭湯には感じられるわけでありまして、これからは、銭湯の未来はどのようなとお考えでしょうか。お聞かせください。

○高山健康課長 銭湯につきましては、委員もご紹介のとおり、やはり内風呂の普及というものに伴いまして、現在では、ご案内のとおり22件ということでございます。昭和63年当時は、大体、自家風呂率というのは77.6%だったのですが、現在は、もう既にそうした調査が行われないぐらい、普及、充足しておりまして、96.3%というのが、平成20年の最後の調査の数字ということでございます。ほぼ全ての家庭に浴室があるというような状況にあって、銭湯につきましては、やはり地域における交流の場、また外国人の方々も含めました観光的な資源としてなど、今後、様々な新たな可能性を秘めているものでもございます。今お続けいただいている浴場の経営者の皆様が、後継者をまた見据えていただいて、できるだけ長く営業を続けていただければと、区としては考えております。

○木村委員 これから質問しようと思ったところも十分答えていただきました。

確かに銭湯は、地域の皆さんのコミュニケーションの場として捉え、そして高齢者も多く憩いの場として友達をつくり、毎日、銭湯に出かけることで、ひきこもりの防止や安否確認などにもなるとも言われておりますけれども、このような考えをどのように思われるか、もう一度お答えください。

○高山健康課長 そうした意味では、私どもとしましては、「しながわ出会いの湯」事業というものを実施しておりまして、これは65歳以上の高齢者の方を対象とした事業でございます。毎週1回木曜日に、体操や、今はカラオケはできないのですが、健康体操に加えまして交流などを図っていただき、その後、入浴いただくといった事業を続けてきておりまして、コロナ禍においては、なかなか実施については困難だった状況はございますが、浴場組合のご理解の下、そうした地域の交流とにぎわいの場としての「しながわ出会いの湯」事業などを通じて、高齢の方々の交流の場の創出につきましては引き続き努力してまいりたいと考えております。

また、現在、品川区で実施しております「しながわ健康ポイント」事業におきましては、公衆浴場を利用された方々に対しまして、歩いた歩数に加えまして、事業参加ポイントということで入浴ポイントも設けておりまして、こうしたものも1つ、浴場を知るきっかけとして広くご利用いただければと考え

ております。

○木村委員 私も、銭湯は本当に行くことがないのですけれども、機会があればまた行きたいと思います。

次に、275ページの上から8行目、受動喫煙防止対策費からの質問ですけれども、受動喫煙防止対策は、2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立して、2020年4月1日より全面施行されました。本法律により、業者だけではなく我々においても、望まない受動喫煙を防止するための取組みが、マナーから今度はルールへと変わったということになります。たばこは、私の頭の中では、たばこイコール体に悪いということにつながるのではないかと。しかし、愛煙家にはたばこというものはなくてはならないものなのでしょうけれども、受動喫煙防止対策、332万円余ですが、どのようなところに使われるのでしょうか。お聞かせください。

○高山健康課長 令和3年度の受動喫煙防止対策予算の主な使途ということでございます。

これに先立つ令和2年度、本年度につきましては、飲食店における、店頭における喫煙状況の表示の状況を、全店舗、確認いたしまして、その中で、義務づけられている表示の未掲出のお店につきまして、来年度、改めて掲出状況を確認するための予算として、確認しようとして設けさせていただいているものが主なものでございます。

受動喫煙に関しましては、飲食店での受動喫煙が66%の率で、そういった場所で受けたという統計もございますので、やはり飲食店における受動喫煙を最小化していくということが、非常に有効な取組みだと考えております。

○木村委員 私は、子どもの頃から、たばこだけは吸ったことがなく、本当にそこだけは真面目だったので、愛煙家の気持ちというのは分かりませんが、たばこを吸う方々には、私たちには分からない何かがあるのでしょうかけれども、世間では、やめたいが、やめられない。一度やめたが、また吸い始めるという話をよくお聞きいたしますが、それほどの魔力があるものと私は思っています。今以上に喫煙場所を増やし、他人に迷惑をかけないように、歩行喫煙をしっかりと取り締まってほしいが、いかがでしょうか。最後にそれをお聞かせください。

○高山健康課長 健康課の所管としましては主に屋内ということで、健康増進法、そして東京都の条例が取り締まる、主に屋内における受動喫煙に引き続いて取り組んでまいります。一方、屋外に関しましては、生活安全担当の部門で指導員などを配置しまして、そうした好ましくない喫煙状況に関しましては、過料を含めた条例に基づく取締りなどを続けているところでございます。屋内・屋外双方、二正面と申しますか、双方に取り組むことによって、吸う人も吸わない人も快適なまち品川ということで、まちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○渡部委員長 次に、松本委員。

○松本委員 私からは、273ページ、保健衛生助成金、283ページ、衛生許可および監視指導、297ページ、働き方改革推進事業について伺います。

私からも銭湯についてちょっとお伺いしたい。公衆浴場、いわゆる銭湯ですけれども。異性の親と一緒に銭湯に行く場合に、小さな男の子が女湯に、あるいは逆に小さな女の子が男湯に入ることがあります。これが何歳まで許されるのかというのは、各自治体の公衆浴場法施行条例によって規定されていて、どうも自治体によってまちまちで、厚生労働省の補助研究事業によると、7歳から12歳までと結構ばらけているそうです。銭湯というのは、先ほど交流という話もありましたけれど、今でこそ大きなお風呂、ちょっとした非日常体験と思われていますけれども、これはもともとは公共性を伴う厚生施設、国

民保険および環境衛生を担う施設であります。今も、借家の中には風呂なし物件というのが存在しますし、生活保護の被保護世帯には入浴券が支給される場合もございます。

それで、独り親家庭の貧困問題というのがずっと叫ばれているところですが、独り親家庭の中には、銭湯を使わざるを得ない世帯、家庭もあるかと思います。小さな子どもを1人で男湯あるいは女湯に向かわせるというのは、かなり心配なところだと思いますし、戦後の大きな誘拐事件というか、ばらばら殺人事件の中には、銭湯で誘拐されたという事件があったということは、ご記憶の方もいらっしゃるのではないかと思います。一方で、逆に子どもとはいえ、異性が入ってくることを不安に思う人もいらっしゃるかと思います。

品川区の場合、品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例第4条で、「10歳以上の男女を混浴させないこと」と定められていて、異性の親と一緒に銭湯に入れるのは9歳までということになるかと思いますが、10歳と定められている理由についてお願いいたします。

○鈴木生活衛生課長 公衆浴場の年齢制限でございますが、基本的には都道府県の規制をベースに、各自治体でということになっておりまして、品川区の場合、東京都の10歳という年齢に合わせて、同じく10歳の制限をかけているものでございます。

○松本委員 そうなのです。東京都で10歳ということで、多分、23区は大体どこも同じように合わせていらっしゃるのだと思うのですが、今日この質疑をさせていただいたのは、他の自治体でも10歳から7歳に引き下げるという動きが出てきていて、これは、厚生労働省からの去年の通達、通知の結果だと思うのですが、ではこれをどう考えていくかというところで、今、流れとして出てきている7歳以上ということは、6歳までしか一緒に入浴できないということになってくると思います。ひとり親家庭で異性の親しかいない場合というのは、つまり小学校に入ったら、もう別々にということになるのですけれども、なぜ7歳なのかということで、今回の通知の根拠となっている、助成されている補助事業の研究成果を見たのですけれども、子どもがそのぐらいになると恥ずかしくなるからみたいな理由が示されている。ただ、この恥ずかしくなるからという理由は、主観の話ではあるのですが、逆に安全の部分にはあまり配慮がされていない、今回の調査結果になっているのです。先ほど誘拐の話もありましたし、あるいは場合によっては性被害が出てくる可能性もあるところでもあります。さらに気をつけないといけないのが、例えば障害をお持ちのお子さんの場合、かつひとり親の場合というのは、少し大きな問題が出てくるのかと思っています。

そういった場合に備えて、他の自治体の条例の中には、例外規定を置いているところもあります。和歌山県の条例の場合だと、おおむね10歳以上の男女を混浴させないことと定めつつ、ただし、介助を必要とする者が利用する場合であって、その利用形態から公衆衛生上および風紀上支障がないと認められるときは、この限りではないという規定があるのです。品川区も、多分、東京都も、あまりそういう例外規定を置いていないような気がするのですが、これは、年齢の引下げの流れが出てきている中で、そういったこともこれからは検討したほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○鈴木生活衛生課長 銭湯の年齢制限の引下げにつきましては、ご指摘のとおり、今、都でも動きが出てきております。一応、現在の時点では、都で素案をまとめつつ、各特別区の保健所に案を示したり意見聴取をするところまでは情報が来ておりますので、その中で、指摘のありました安全面や、それから障害のある方への配慮についても、意見を出して検討の中に織り込んでいきたいと考えております。

○松本委員　そうですね。東京都の動きも、私も今、初めて聞いたので、やはり動いているのだと思います。結構、今、九州でこの動きがかなり活発になっているというのが、ちょうど昨日ぐらいに報道に出ていてびっくりしたのですけれども、中には、やはりこれは公衆浴場ということで、場合によっては温泉地にもかなり影響が出ているということだと思うのです。一方で、銭湯に家族風呂を設けることができるのかといたら、これは今、面白いというか不思議なことに、宿泊施設の場合は可能なだけでも、今、銭湯で家族風呂を設けることができないという規制の態様になっているかと思います。先ほど申し上げたとおり、やはり銭湯には、公共性を伴う厚生施設、国民保険、環境衛生を担う組織という側面が、かなりもう減ってきているとはいえ、減っているところこそ、一番困っている方たちがいるというところはあると思うので、ここの部分はしっかりと考える必要があるかと思っています。繰り返しますが、ひとり親家庭の中には、そういった意味で銭湯を必要としている家庭があると思われる。家族風呂を一律に禁止している現状というのは、宿泊施設との関係、比較としても、ちょっとおかしいのかと思うのです。

神戸市のほうの条例などを探すと、これもまた例外的な規定が定めてありまして、夫婦の場合、親とその10歳未満の子の場合、介助を要する者のための家族の場合には家族風呂を可とするという穴を空けていて、家族風呂を設置することができるようにしています。このように、家族風呂設置、現在の区の条例上はできない形になっているのですけれども、条例を改正して、家族風呂を設置できるようにする、あるいは、これはいろいろな助成がありますけれども、家族風呂の設置助成というのも検討されたいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○鈴木生活衛生課長　ご質問の家族風呂につきましては、都の年齢引下げの経過情報の中では、今、入ってきていないところです。先ほど申し上げましたように、今後の区への意見照会等もございまして、その中で考え方も確認した上で検討したいと考えております。

○松本委員　家族風呂がなぜ駄目なのかということには、家族以外の形で使われる、あまり望ましくない形で使われるということもあって、今の状況になっているとは思うのですけれども、そこも踏まえつつ、やはり困っている方のためにいろいろと考えていただければと思います。

次に、働き方改革推進事業についてなのですが、新型コロナウイルス感染下で、この1年間、テレワーク推進が叫ばれたということで、当区におきましても導入等助成、拡充助成が行われてきたところであります。ただ、これは主に、やはり企業というか事業主向けのものとございまして、では実際に在宅で働かれている区民の皆様のご意見を聞くとどうなのかというところと言うと、やはり東京都は、そんなに広い家を皆さんがお持ちであるわけではなくて、例えば共働きの方たちで、同時にオンライン会議をしないといけないというときに、もう両方混線してしまうという話があったり、残念ながら、まだ、オンライン会議をしているときに子どもの声が入ると取引先が嫌がるというふうな、この状況下で残念なところはあったりすると思います。

そのように考えると、では行政として何ができるかと考えると、やはり行政には区役所の庁舎もありますし、各地域センターもあるし、図書館もあるしというふうに、いろいろな施設があると思います。そういった中で、これは面白いことに、青梅市が、デスクや椅子、電源などの設備を持つ防音仕様の民間企業の個室型のスマートワークブースを設置したという報道がありました。これは、区の予算としては、ほとんどかからない。なぜならば、目的外使用といったやり方でできるところもあると思います。こういった、区の施設に個室のブースを設置するという考え方について、ぜひとも検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 テレワークのいわゆるメリット・デメリットについては、いろいろな部分が出てきているというところございまして、今、委員がご指摘の部分についても、話としては聞いているところでございます。区としてどういうものができるかにつきましては、今後の検討材料とさせていただきます。

○渡部委員長 次に、小芝新委員。

○小芝委員 私からは、279ページのがん検診、それと301ページの新型コロナウイルス感染症対応特別助成についてお聞きします。

まずは初めにがん検診についてでございますが、昨年はコロナ禍によりまして、全国的に検診を受ける数が減少し、今後、がんの発見が遅れ、発見された当時はステージが進行してしまうのではないかと懸念が、ニュース等でも昨今、報じられているわけでございますが、品川区でもコロナ禍により、がん検診そのものに影響があったのではないかと考えておりますが、昨年1年を通じまして気づかれたこと、認識されていることを教えていただければと思います。

○高山健康課長 がん検診のお尋ねでございます。

現在、品川区では7つの部位といいますか、臓器に関する検診を実施しているところでございます。委員ご紹介のとおり、やはりコロナの流行によりまして、がん検診の受診率にも影を落としているという状況でございます。これまでの、今年度4月以降の推移でございますが、4月から6月までは、品川区で提供しているがん検診の多くのものが、前年の同時期との比較の中で大きく落ち込みを見せておりました。その後でございますが、夏から秋にかけて、流行状況、そして個別の勧奨なども通じまして、徐々に回復しつつあるところでございます。直近の1月の状況でございますが、この7つのがん検診の中の、主要な5つのがんのうちの一つ、子宮がん検診につきましては、前年度比96%まで回復しておりますので、こうしたものは1つ、安心の材料かと考えております。その他の主要ながんにつきましても、肺がんや乳がん、大腸がんなどにつきましては、9割を越える回復状況というところでございます。今後も引き続き受診率が伸びるよう、啓発、そして個別の勧奨などを組み合わせて、受診率の向上に努めてまいります。

○小芝委員 コロナ禍の中で、がんの告知を受けた方の不安というのは相当大きいと考えます。その不安を少しでも軽減することを目的とした取組みというのが、品川区でも昨年秋から始まっているとお聞きしております。内容は、「がん患者や家族が気軽に相談できる夜間窓口を「マギーズ東京」に月一回開設することにより、患者やその家族の不安とがんに対するさまざまな疑問の解消を図る」と、予算事項別説明資料に記載されているわけでございます。

がん患者とその家族が共に戦う相手は、がんであることはもう当然でございますが、一方で、闘病の間、不安とも闘っていると考えます。その不安を少しでも減らすという意味で、マギーズ東京は1つの大きな役割を担うと考えております。まずは、マギーズ東京が相談の窓口選ばれました経緯を教えてくださいたいと思います。

○高山健康課長 品川区では昨年度、がん対策推進計画を策定いたしまして、計画的に予防、そして正確な検診事業の提供、そして患者とその家族に寄り添った支援ということで、大きな柱を立てて事業を進めているところなのですが、その中で、委員ご紹介の、江東区豊洲にございますマギーズ東京に関しましては、センター長を務めていただいている方が秋山正子様とおっしゃいまして、この方が、先ほどご紹介いたしましたがん計画の策定委員としてご参画いただきましたことを1つのきっかけといたしまして、夜間の相談事業の開設に至ったといった状況でございます。

○小芝委員 江東区の豊洲にありますマギーズ東京の利用が、既に昨年の秋から始まったと把握しておりますが、コロナ禍の中で、なかなか利用される方の数も、まだ少ないと思うのですが、区で、この間、約5か月の間で把握されています状況を教えてもらえますでしょうか。

○高山健康課長 10月からの事業開始ということで、この間、1月からの緊急事態宣言などもあり、この事業の継続などについては、センターとマギーズ東京ともご相談する中で、やはり患者に寄り添った支援を、この間でも続けていきたいといったお申出を頂きまして、1月、2月と、緊急事態宣言下にあっても事業は続けてきているところでございます。そのような中では、件数で見ますと、1月当たりの件数というのはそう多くはございませんが、やはり患者本人、そしてその家族の方からのご相談が幅広く寄せられております。がんというのは、必ずしも診断を受けて寛解するまでの直線的な療養ではなく、やはり行きつ戻りつといいますか、状況状況において相談したいことなども異なってくることから、マギーズ東京における非常にゆったりとした雰囲気の中で、くつろぐ空間の中で、様々なこと、経済的なこと、病気のことを、幅広く相談できるといったところを、頂いているアンケートの中では、そうした手応えを感じているところでございます。

○小芝委員 今後も引き続き、がん患者の方、またその患者を取り巻く家族の不安を、少しでも低減していただきますよう取り組んでいただければと思ひまして、次の質問に移ります。

新型コロナウイルスの感染症対応特別助成でございますが、今年度は助成が2度ぐらいですか、2回助成が行われたと認識しております。1回目と2回目の申請件数の推移、また状況を教えていただけますでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 新型コロナウイルス感染症対応特別助成の現在の執行状況でございます。当初、販路拡大支援助成というものでありました第1期分につきましては、申請については517件、決定に至ったのが469件でございます。それから、現在、申請は受付を終えましたが、まだ動いております新型コロナウイルス感染症対応特別助成につきましては、申請が1,082件、決定まで行っているのが520件で、まだ審査などを行っている部分がございます。

○小芝委員 2回の新型コロナウイルス感染症対応特別助成では、一度申請をされて受理された方というのは、2回目の申請ができないと把握しております。そして、2回目の申請については、私の周りでは少ないのですけれども、2回目で初めて知ったという方がいましたし、また一方で、1回目のときは、情報は知っていたのだけれども様子を見たかったということで申請をされなかったという方もいらっしゃいました。区のこれまでの周知というのは私も把握はしておりますが、飲食店への注意喚起というものをもう少し強くしてもよかったのではないかと考えておりますが、その辺りのお考えをお聞かせいただければと思います。

○遠藤商業・ものづくり課長 こちらの周知につきましてでございます。こちらの周知は、基本的にチラシなどを作って、全戸配布という形でさせていただいたところでございます。また、そのほかにも産業ニュース、あるいは広報紙等、幅広くさせていただいたところでございます。今後につきましても、いわゆる支援につきましての助成につきましては、できるだけ多くの周知をしていきたいと考えているところでございます。

○小芝委員 そうしますと、来年度の新規の予算に計上されています特別助成は、経費の対象期間が4月から3月15日までとされておりますが、こちらは、申請の回数自体は1回のみという認識でよろしいでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 こちらの申請につきましては、今年度申請いただいた方には、引き続

き新たにという形で申請いただくことができますが、来年度については1回という形で考えているところでございます。

○小芝委員 それで、今回、1,000件の申請を想定しているということなのですが、前回2件の申請よりも、対象の幅を広げるといった考えはあるのでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 対象の幅というところでございます。基本的に、こちらの助成金につきましては、業種を限らず広く受け付けさせていただいているところでございます。ですので、こちら、来年度予算を計上しているところでございますが、これを超えるような場合につきましては、またその段階で検討させていただければと思います。

○渡部委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時03分休憩

○午後1時05分再開

○渡部委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。あくつ委員。

○あくつ委員 私からは、299ページ、販路拡大支援事業、新型コロナウイルス感染症対応特別助成、279ページ、予防接種費、新型コロナウイルスワクチン接種、271ページ、健康づくり支援事業費で健康ポイント事業運営委託からお伺いします。

まず、午前中に、新妻委員、小芝委員からも同じような質問がありましたけれども、プレス発表にも掲載されておりますが、来年度も新型コロナウイルス感染症対応特別助成というものを事業者向けに行っていただけると。我々も、昨年から今まで8回の緊急要望というものをコロナに対してさせていただきましたが、その中で重点的にやはり、以前は、ここに書いてあります旧販路拡大支援助成というところで、名前が分かりにくくて、アクリル板とか、そういうものに使えるということが分からない方が多かったということで、名前を変えてくださいということで何度かお願いして、今回、こういう形でお名前を変えていただいて、先ほどのお話だと、千人を超えるような相談があるということで、大変ありがたいと思っています。歓迎したいと思います。

その上で、先ほどのご答弁の中で、今年度使った方も、来年度、同じように使えるというご答弁があったと思うのですが、そこを確認したいということが1つ。それと、午前中にもありましたけれども、今までは商業・ものづくり課へ郵送あるいは窓口への提出であったのですが、申請方法がオンラインとなっています。オンラインだけということなのか。これは、書類提出と併用できるのでしょうか。先ほどもありましたけれども、なかなかオンラインが苦手という方も、事業者の方にはいらっしゃるのではという趣旨の質問です。

○遠藤商業・ものづくり課長 新型コロナウイルス感染症対応特別助成に関するご質問についてお答えいたします。

まず、今年度お使いになられた方が来年度使えるかということなのですが、基本的にはご利用いただける形になりますので、2回目の申請という形になろうかと思います。それから申請方法でございますが、来年度から、できる限りオンライン申請ということを導入させていただきたいと考えておりまして、こちらの助成金についても基本的にはオンラインという形で考えているところでございます。ただ、どうしてもなかなか難しいというような形がありましたら、その旨おっしゃっていただければ、何か個別

に対応させていただければと考えているところでございます。

○あくつ委員 国や東京都と違って、個別にという優しいご答弁を頂きまして、ありがとうございます。

最後に、これも町場から聞かれました。これもネットを見たら、2月26日で今年度はもう終わっているのですけれども、来年度、もしこの予算が成立した段階で、これはいつからオンライン申請が開始になるのか、決まっていれば教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長 こちらは、オンラインでちょっとした開発が必要になりますので、予算を頂いた段階ですぐに契約を結びまして、現状では5月のゴールデンウィーク明けぐらいから申請を始められればと思っていますところでございます。ただ、申請は5月以降なのですが、対象費用につきましては4月1日からと設定しておりますので、先行してご購入いただいても大丈夫という形になっております。

○あくつ委員 よろしく願いいたします。期待されているということでした。

次に、予防接種費、新型コロナウイルスワクチン接種です。国によると、今後、接種は、4月以降に65歳以上の高齢者、我が国では約3,600万人、さらにその後、基礎疾患がある人、約820万人に対して順次行われる予定となっています。この先行接種の対象となる基礎疾患のある人なのですが、慢性の呼吸器の病気や心臓病、それに腎臓病や糖尿病など、厚生労働省からは14種類出ています。通院または入院している人、あとは肥満の程度を示すBMIが30以上の人などが対象と聞いております。

横浜市では、厚生労働省の算定基準に基づいて、市内の基礎疾患保有者を約24万人と推定しているそうです。品川区では、国の算定基準に基づいて、区内の基礎疾患保有者というのを、推測というか推定というのはされていらっしゃるのでしょうか。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 今のご質問でございます。国からは、総人口の6.3%が基礎疾患を有する者という基準がございますので、これは二十歳から64歳までということではありますが、これを、品川区の全人口のおよそ40万6,000人に当てはめると、2万5,600人程度という形になります。

○あくつ委員 推測、推定されていたということで、今、初めてお伺いしました。ありがとうございます。

この2万5,600人の方なのですけれども、これも何度か出た、厚生委員会等でもお伺いしているのですが、まだまいち、ぴんときていないところがあって、これは証明書を求めないで手挙げによる自己申告とするということで、国からは指針が出ています。それで、お聞きしたいのは、この該当者2万5,600人の方は、同じようにクーポンが来て、予約の電話もしくはインターネット等の段階で、自分が基礎疾患を持っているということを申告するのでしょうか。かかりつけ医に相談をした上でなど、いろいろな条件があるのでしょうか。まずそこをお伺いしたいと思います。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 予約の時点に関しましては、コールセンター、ウェブ、今委員がご指摘のとおり、そのみで予約を取ることができます。ですので、自己申告というか、「私は基礎疾患があります」ということを条件に、お電話で内容をお聞き取りして、それで予約を取ることでもできますし、ウェブについては今現在開発中ではございますが、基礎疾患のある方とない方を分けて、ボタンで予約ができるような仕組みを、今現在、構築中、検討中でございます。かかりつけ医に関しましては、事前に、かかりつけ医にかかって、接種をどうされるかご相談くださいという案内はつけさせ

ていただきますが、必ずしも、かかりつけ医に話をしないと予約ができないというものではございません。

○あくつ委員 具体的に、ありがとうございます。情報の少ない中で進めていただいていると思うのですけれども。

それで、ワクチンを接種するタイミングで、今まで言われてきたことは、予約をして、会場か、もしくは今後分かりませんが、病院や診療所に行って、予診票に記入して、「基礎疾患を持っています」ということを自己申告して、その後に問診等、医者診察を受けるのですかね。そこで最終決定をするのと今まで聞いていたのですけれども、自分の思い込みや、早く受けたいからということで行ってしまった方、もしくは間違っ行ってしまった方については、「あなたは優先ではないのです」ということは言うのですか。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 最後は、今、委員がご指摘のとおり、会場での予診で最終判断を医師にさせていただくことになります。偽申告というか、間違えていらっしゃった方も中にはいるかと思います。そこについては、今後、医師会と、どういうふうにするか協議させていただいて、話を進めてまいりたいと考えております。

○あくつ委員 国も、今おっしゃったような指針で、なるべく、おおらかに受け止めるようにというように言っていると思うのですけれども、もう一つ、一番いいのは、理想論ですけど、やはり、かかりつけ医に相談をして、かかりつけ医のところで、ではワクチンを打ちましょうか、予約しましょうかというのが、ご本人のことも分かっているから一番いいのかと思うのですが、その辺りのお話というのは医師会とはされていらっしゃるのでしょうか。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 今の委員ご指摘の内容も含めまして、現在、医師会と調整中でございます。

○あくつ委員 理想ですけど、そうなればいい。ワクチンが幾つ来るか分からないという状況の中で、なかなか仮定的なことは言えないと思うのですけれども、ぜひ進めていただければと思います。

ちょっとまた別の角度ですけども、3月7日付の朝日新聞で、品川区では感染者が3,282人という記録が出ていました。当然これは品川区民だけではないということは承知しているのですけれども、かなりの方、多くの方が感染していらっしゃるということで、やはり心配なのは後遺症です。人知れず、息切れや倦怠感、嗅覚障害などがあるけれども、かかりつけ医がいない方、また医療が逼迫しているようなコロナ対応病院には相談しづらいという方が多い。悩まれている方もいらっしゃるということです。今朝の報道だと墨田区では、昨日8日、保健所内に後遺症相談センターというのを開設して、保健師4名が専従対応をします。ホームページにも載せたということで、これは比べるわけではなく、墨田区の感染者数は2,260名ということですが、病状に対応できる地域の呼吸器内科、神経内科、耳鼻科、皮膚科など、区内の約40の医療機関を探して紹介するというのをやるということです。

品川区保健所として、当然こういうご相談にも乗っていると思うのですけれども、大変、本当に忙しいと思うのですけれども、第3波が落ち着いてきた、今、こういう後遺症への対応というのは、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいという思いでの質問なのですが、墨田区というのは保健所長が突出した取組みをされていらっしゃるの、比べるのもどうかと思うのですけれども、この辺のお考えについて教えていただければと思います。

○鷹箸保健予防課長 コロナウイルス感染症の後遺症についてのご質問でございます。これまで、昨日の時点、先週末で、区の統計で3,905名の方の陽性登録を頂いているところでございますが、そ

の中の何人かからは、後遺症ではないかというご相談を確かに受けているところでございます。現在のところ、区の電話相談で対応できる部分については、電話でじっくりお話を聞かせていただいておりますけれども、区内に、後遺症について詳しく診察、あるいはその後の処方などしていただける医療機関を把握してございますので、現在のところはそちらの医療機関にご紹介して、その後、診察していただいているという状になってございます。

○あくつ委員 3,000名を超える方、数字に違いはありますが、保健所のほうが正しいと思うのですけれども、そこについては、今後ますます必要になってくる視点かと思っておりますので、専従の人を置いてやるということまではどうなのかと思うのですけれども、そこは対応をよろしくお願ひしたいと思っております。

最後に健康ポイント事業ですけれども、3年目を迎えて、いよいよ来年は4年目を迎えるということで、私の知っている一部の方には大変評判がよくて、本当にこちらが驚くほどに、すごく真面目に取り組まれて、コアなファンがいらっしゃる事業です。この事業に申し込まれると、デジタル万歩計みたいな器具が送付されてきて、代引きで1,000円払う。それでスタートして、1日4,000歩から1万歩以上歩くとポイントを獲得して、区内23か所に設置されている端末に定期的に立ち寄ると、そのデータが送信されるという仕組みになっています。

要望がありました。2020年度は申込みに対して抽選で1,000名が選ばれましたが、前年の2019年度の参加者の方は自動継続になりました。2年目も同じ活動量計の使用が認められましたが、この耐用年数を教えてください。また、耐用年数を超えると、活動量計というのは買い換えになるのでしょうか。継続できないのかということ。続けて質問してしまいますが、せっかく継続してきたのに、また次の年度、落選する可能性があるということで、それは習慣が身についたのだから自分でやってくださいということもあるのでしょうかけれども、せっかく運動習慣が身についてきたのに、落選してしまうと、みんなとランキング争い、ポイント争いができなくなるということで、こういう方、継続されたい方への、この気持ちをどう受け止めていくのかということと、対象者のさらなる拡大ということもぜひお願ひしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○高山健康課長 エコポイント事業に関する、3点ほどの要望かと思っております。

1点目の、使用している活動量計の耐用年数の観点でいきますと、一応おおむね2年と考えておりまして、それ以上ですと機器の不具合などが生じやすいということから、2年を限界点と考えております。

2点目の、落選の場合ということでございますが、これまでは、継続の方をできるだけ優遇ということで、2年間の、いわゆる事業参加期間ということで見据えておりますので、これが1つ、新たな方を取り込むという意味では2年程度が妥当かと考えております。一方で、やはりさらなる利用者の拡大という観点で申しますと、来年度は、実はこれまでの活動量計に加えまして、スマートフォンアプリを活用しました事業参加も可能ということで検討しているところでございます。背景といたしましては、スマホの普及率が、個人の所有が、おおむね7割に届くような勢いで、スマホが広く日常的に活用されているものですので、そうしたものを取り込むことによって、参加者はほぼ無限といえますか、スマートフォンをお持ちの方であれば広く参加いただけるような形で、この事業はより充実した、拡大した形で実施できると考えておりますので、令和3年度はそのような方向性で考えているところでございます。

○あくつ委員 スマホのアプリ、多分、歩くというものの全部、スマホで分かるということで、活用をお願ひしたいと思うのですけれども、スマホを持っていない方に対してどうするのかということと、今後、最終的なランキングが、いろいろなものを最後に提出することで覆ってしまうということが、や

はり猛烈なコアのファンの方にはご不満のようです。リアルタイムで分かるためには、スマホを使えばそういうことが分かるのではないかと、アプリを使えば分かるのではないかと思うのですが、その辺りの工夫をお願いしたいのですが、最後ご答弁をお願いします。

○高山健康課長 令和3年度につきましては、一部、活動量計に関しましては残す形で、一定台数は確保させていただきます。リアルタイムの反映につきましては、そのようなものが確認できるような形で考えたいと思っております。

○渡部委員長 次に、鈴木博委員。

○鈴木（博）委員 本日は、279ページ、1項保健衛生費、予防接種費から、新型コロナウイルスワクチン接種についてと、同じく定期予防接種、子宮頸がんについて質問いたします。

新型コロナウイルス感染症流行を終息させる切り札として期待される新型コロナウイルスワクチンの接種がいよいよ始まりました。しかし、新型コロナウイルスワクチンに関しては、医療関係者を先頭に、活発な医学的ファクトに基づく情報発信が行われているにもかかわらず、相変わらずファクトに基づかない、あるいは悪意に満ちた、誤った情報もまた洪水のように垂れ流されています。正しい医学的ファクトに基づく情報提供を精力的に行い、多くの区民に、納得と同意の上でワクチンを接種していただかなければなりません。さらに、ワクチン接種の遂行に大きな障壁となっている、国の朝令暮改の通達の連発や、逆に一切連絡がないというような実施体制の混乱を乗り越えて、ワクチン接種が円滑につつがなく進むよう、臨機応変な適切な対応を行っていただかなければなりません。以上のような認識を踏まえて、新型コロナウイルスワクチン全般について質問してまいります。

まず、現在接種が行われている、あるいは行われることが予定されている、3種類の新型コロナウイルスワクチンの種類と、その作用機序について、簡単にご説明をお願いいたします。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 まずは、3種類のワクチンについてのご質問にお答えいたします。

現在、ファイザー社、アストラゼネカ社、モデルナ社の3種類のワクチンを国が準備しておりまして、ファイザー社製のワクチンは薬事承認が済みまして、現在、先行した医療従事者向け接種で使用が始まったとされております。このファイザーワクチンでございますが、マイナス75度の超低温保存が基本となっております。お示しした3種類のワクチンのうち、唯一、接種前に希釈が必要なワクチンでございます。なお、アストラゼネカ社のワクチンは2度から8度の保存、モデルナ社はマイナス20度での保管が必要とされております。また、こちらはバイアルという小瓶に入っておりまして、ファイザー社製の製品、1バイアルおよそ5回分。昨今、7回とか6回と出ていますが、現在、5回分で示されております。ほか、薬事承認前ではありますが、モデルナ社、アストラゼネカ社の製品は、1バイアル10回分と示されており、いずれのワクチンも、余った場合、廃棄することがないように、国から示されております。

作用機序でございますが、これらのワクチンは、ウイルス遺伝子メッセンジャーRNAを直接体内に注入する、もしくは無害なウイルスに遺伝子組換えで組み込み、このウイルスを注入することによって、人の細胞内でウイルスのタンパク質が生成され、コロナウイルスに対する抗体ができるというものと聞いております。

○鈴木（博）委員 現在接種が準備されている新型コロナウイルスワクチンは、今ご説明があったファイザーワクチン、これは現在は、コミナティ筋注という名前になりました。モデルナワクチンの2種類のメッセージRNAワクチンと、ウイルスベクターワクチンであるアストラゼネカ社のワクチン

の、3つの製品となります。このうち、今現在、唯一認可され、現在、接種が既に始まっている、ファイザー社のコミナティを中心に質問していきたいと思います。

まず、メッセンジャーRNAワクチンは、今、課長のご答弁にもあったように、ウイルスのとげのたんぱく質、スパイクタンパク質と呼ばれるものの遺伝子情報を持ったRNA、リボ核酸の一部分を、遺伝子工学を用いて人工的に作り出して、このメッセンジャーRNAは非常に微細なもののなので、壊れないように、小さな脂肪の粒子に包み込んで人の体内に注射するものであります。人に注射されたメッセンジャーRNAは人の細胞内に入り込み、人の細胞の組織を勝手に使って、自分のウイルスのとげを作り始めます。このウイルスのとげは、ウイルスの成分であり、当然、人の成分ではありませんので、人の防御システムに当たる免疫機構が発動し、自分でないものと認識し、抗体を作って攻撃して、体の中から外に排除します。さらに、この記憶は保存され、新たに同じウイルスが侵入してきたときは、速やかに異物として認識し、攻撃し、排除します。これが、メッセンジャーRNAワクチンであるファイザー社とモデルナ社のワクチンの作用機序です。さらに、メッセンジャーRNAに侵入された細胞は、通常の細胞と異なる細胞になってしまうために、免疫細胞に正体を見破られて、リンパ球の細胞であるT細胞に攻撃されて破壊されます。これを細胞性免疫と呼び、メッセンジャーRNAワクチンは、この細胞性免疫も引き起こすため、効き目はより強力になると考えられています。

これに対して、ウイルスベクターワクチンは、メッセンジャーRNAワクチンのように、ウイルスをそのまま、裸のまま人の体に注入するのではなく、1度、人の体に無害な他のウイルス、例えばアストラゼネカ社だとチンパンジーのアデノウイルスを使うのですが、この細胞の中に、遺伝子組換え技術を使って、コロナウイルスの遺伝子を組み込んで、この猿のアデノウイルスワクチンを人間に注射します。このウイルス自身は人間に無害ですが、この猿のアデノウイルスワクチンを注射すると、この中からコロナウイルスのメッセンジャーRNAが飛び出してきて、やはり、とげを作るので、それに対して免疫が誘導されることとなります。この運び屋ウイルス、アデノウイルスは、コロナウイルスの運搬をつかさどるウイルスのためにウイルスベクターと呼び、これをウイルスベクターワクチンと称しています。

以上、簡単に説明しましたが、新型コロナウイルスワクチンの実際の効果についてご説明をお願いします。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 ワクチンの効果についてのご質問にお答えいたします。感染の重症化リスクを抑制するものとされており、現在使用されているファイザー社のワクチンの有効性ですが、厚生労働省のホームページでは、発症予防効果95%と記載されております。

○鈴木（博）委員 今ご説明があったように、感染予防効果について有効率は、ファイザーワクチンは95%、モデルナ社のワクチンは94.5%、アストラゼネカ社のワクチンは約60から90%と報告されています。この有効率というのは、有効率90%というのは、100人の人にワクチンを注射したら90人がコロナにかからなかったというものではありません。100人のワクチンを打つ群、100人のワクチンを打たない群と分けて、100人ずつの集団に、ワクチンを打った人と、それからほかのワクチンや生理食塩水を打った人を分けて、それでワクチンを打った群で1人が発病し、偽のワクチン等を打ったほうで10人が発病したとすると、9人分助かるので、10分の9ということで、90%の効果があるというふうには有効率を判定します。すなわち、偽ワクチンを接種した人のうち90%は、本物のワクチンを打てば発病しなかったということの意味になります。

このように優れた効果を持っているワクチンですが、一方で副反応を心配する声も多く聞かれます。今回承認されたコミナティの安全性と、現在問題とされている副反応にはどのようなものがあるので

しょうか。また、その懸念に正当性はあるのでしょうか。詳細なご説明をお願いします。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 副反応についてのご質問でございます。

ファイザー社のワクチンでは、接種後に注射した部分の痛み、疲労、それから頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等が見られることがあるようですが、接種後、数日以内に回復していると報告されております。まれにアナフィラキシーの発症も報告されておりますが、すぐに治療を行うことによって回復していると聞いております。

○鈴木（博）委員 メッセンジャーRNAワクチン、ウイルスベクターワクチンは、初めて使用される、全く新しいタイプのワクチンであるために、漠然とした大きな不安を持つ人も少なくないようです。そのため、コミナティの副反応については、特に十分な情報提供が必要だと思われます。

コミナティの反応として、大きく分けると4つあります。1つは一般的な副反応でありまして、これは注射部位の痛み、あるいは疲労や頭痛が挙げられます。アメリカで行われたメッセンジャーRNAワクチンの接種後には、疼痛、痛みが60から70%、そのほとんどが一日、二日で収まったようです。それ以外に、局所の発赤・腫れも5%から6%に見られた。1回目または2回目の接種後に、2%以上の頻度で発現した副反応、症状としては、疲労3.8%と、頭痛2.0%、および全身倦怠感や頭痛が2人に1人、それから寒気、筋痛、関節痛などは3人か4人に1人。それから、発熱は2回目以降は10から15%に見られたと報告されています。これはアメリカの公表のデータでありまして、重大な副反応は認められません。報告されませんでした。現在、我が国でも、コミナティ筋注は、医療関係者を中心に既に2万件以上、接種が行われておりますので、我が国のデータも間もなく公開されるものと思われます。

2番目としては、アナフィラキシー反応です。アナフィラキシー反応というのは、蕁麻疹、腹痛、嘔吐、それから呼吸困難などの症状が、皮膚呼吸器、消化器、神経、循環系にまたがって急激に起こるアレルギー反応を言います。特に、血圧が下がる場合は重症で、アナフィラキシーショックと呼び、場合によっては命が危なくなります。

アメリカでは、ファイザーワクチンは100万接種当たり11.1回、モデルナワクチンは100万接種当たり2.5回のアナフィラキシーの報告がありました。アナフィラキシーを起こした性別を見ると、ファイザー社の場合は21例中、男が2人、女は19人、モデルナワクチンは10名全員が女性でした。また、アナフィラキシー例のうち、ファイザー社製では21例中17例、モデルナ社のワクチンでは10例中9例の人は、過去にも重篤なアレルギーを呈したというような既往がありました。また、メッセンジャーRNAのアナフィラキシーが女性に圧倒的に多かったわけですが、これに関しては、ポリエチレングリコールが関係するのではないかとされています。ポリエチレングリコールというのは、メッセンジャーRNAを包み込む、そのメッセンジャーRNAは非常にデリケートで繊細なために、すぐ壊れてしまうので、脂肪で膜に包み込んで注射をします。この脂肪の膜の成分がポリエチレンでして、これは化粧品の成分としても今現在広く使われており、近年よく処方されている下剤の成分でもあります。

これに関して、厚生労働省のホームページを確認しましたが、ポリエチレングリコールに関しては、今後、ワクチンの成分の一覧の添加物に入れられ、リストアップされていただけでしたが、アメリカなどでは、ポリエチレングリコールのアレルギーというのは、注意を要する人の中に挙げられておりまして、これに関しては品川区でも、ワクチンが始まりましたら、しっかり広報することが必要だと思います。

3番目は、ワクチンの遺伝子が人の遺伝子に悪影響を与えるかということで、これが今、インターネットで非常に、デマ情報として流れている情報でありまして、遺伝子を包み込むワクチンを接種することで、ウイルスの遺伝子によって人の遺伝子が影響されて、それで人の遺伝子がいろいろおかしくなるのではないかなというような情報みたいです。まず、メッセンジャーRNAワクチンとして人の細胞内に入ったメッセンジャーRNAは、人の細胞質内のみに存在して、核内に侵入することはできません。そもそもワクチン由来のメッセンジャーRNAは分子として不安定であるために、スパイクタンパク質を作ったその数分後から数日の間で分解されて、すぐ消えてしまいます。ワクチン由来のメッセンジャーRNAは、人の細胞質から細胞核へ侵入することはあり得ないし、また、それが人のDNAに組み込まれて長く遺伝情報を保ち続けるなどということは、全くあり得ないデマ情報です。人間は誰でも、生まれてから数え切れないぐらいウイルス感染症を起こしています。もしもワクチンのメッセンジャーRNAやウイルスベクターワクチンのDNAが、人の細胞に組み込まれて発現してしまうものならば、人間は何十回、何百回と、突然変異というか、遺伝子が影響を受けることになりますが、そんなことはあり得ないので、非常にこれは荒唐無稽な話です。

次はその他の副反応ですが、これはワクチンを打つことによって作られた抗体が、その後にかかった病気の症状を悪化させてしまう、抗体依存性増強と呼ばれるものが挙げられておりまして、これはデング熱ワクチンで観察されて、このためにデング熱ワクチンは製造中止になっています。この抗体依存性増強、ADDと呼びますが、これは免疫細胞がウイルスを取り込んだにもかかわらず、殺すことができないで、寄生蜂に侵された青虫みたいに、細胞の中でウイルスがたくさん増えて、それが病原体をまき散らすことになって、むしろ病気の症状を悪化させるのではないかなというような説明もなされています。

この現象は、一本鎖RNAではよく起こりやすいと言われておりまして、SARSやMAR Sに対するワクチンの製造中にも観察されています。新型コロナウイルスワクチンに関しては、臨床試験でも実際の接種でもADDを疑う報告はありませんが、これに関しては時間がたってから出ることもありますので、これに関しては今後も、嚴重な、そのような症状が起こるかどうかの警戒は必要だと思われます。

ワクチンに対して現在、大量の情報が流布しています。明らかに医学的に誤った情報も多く、ワクチンに対する社会的不安をあおり立てています。通り一遍の教科書的な解説だけではなく、今のように、一つ一つ、誤った情報には正しい情報を対置し、論破していくことが必要だと考えますが、品川区の現在の広報の体制と取組みに関してはいかがでしょうか。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 ワクチンの情報について、区の体制についてのご質問でございます。

国の発出する通知に基づきまして、正しい情報を、ホームページ、広報しながら、チャットボットをはじめとして、コールセンターについても、お問合せいただいた区民の方々に正確な情報が提供できるように対応してまいりたいと考えております。

○鈴木（博）委員 ここからが本当に課長の出番ということになると思うのですが、ワクチンに対する情報も刻一刻と変化し、また国や都からの情報提供も少なく、ワクチン接種のスケジュールが大幅に遅れている今の状態です。国からの通達もところどころと朝令暮改の状態、私たち医療関係者もそうですが、区の担保者も、さも胃に穴が開きそうな状態だと、心から同情いたします。

我が国では、現在、接種が始まったコミナティ筋注はメッセンジャーRNAワクチンで、3種類のワクチンの中でも一番取扱いが大変なワクチンです。先ほどご説明があったように、当初、マイナス75度の超低温冷凍庫が基本型接種施設に配置され、携帯型・サテライト型が組織される予定でした。とこ

ろが、冷凍管理がマイナス75度からマイナス20度でもよいということになって、大量のディープフリーザーが余ってしまうのではないかなという状況になっています。

また、1本、5人分のワクチンを取るということになっていたにもかかわらず、特殊な注射器を使えば6人分取れると勝手に接種人数を水増しして、しかもその特殊な注射器が手に入らないので、また5人に戻すようなドタバタも、今行われています。また、そもそも肝心のワクチンが、手に入るはずだったのに、非常に少数しか入手できないという状態で、せっかくつくった計画が砂上の楼閣になりそうな、今、非常に大変な状況だと思うのですが、現時点で分かっている、あるいは現時点で取り組んでいる、品川区のワクチン接種体制の進行状況についてお知らせください。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 品川区のワクチン接種体制についてのご質問でございます。

先週末、東京都より、住民接種用のワクチン配送割当て通知が正式に届きました。品川区には、4月19日の週に2箱、1箱がおおよそ1,000回接種分でございますので、約2,000回、到着することになります。2,000回というのは、1人2回ですので、おおよそ1,000人分という計算になります。これを受けまして、現在、翌週、26日の週には接種を開始できるような見込みとなっております。このワクチンは品川区の高齢者用として届くワクチンでございますので、ただ区内の高齢者がおおよそ8万6,000人であることを考えますと、現時点では、集団接種会場での予約を取ることが難しいのではないかと現在考えておりまして、最初に届くワクチンについては、高齢者施設からの接種を、現在、検討・調整しているところでございます。

仮に高齢者施設から始めることに決定した場合には、現在示されているワクチン配送スケジュールでは、集団接種会場での接種は、恐らく5月以降になりそうだなということでございます。現状では以上でございます。

○鈴木（博）委員 ワクチンの実施に関しては、今はもうほとんど、聞いても分からないような状態なので、今後また適時、質問させていただきたいと思います。

次に、HPVワクチンについて質問いたします。国の不作為によって、いまだに接種が足踏みし、そのため多くの女性が子宮頸がんで亡くなっているHPVワクチンについて、小・中学生の厚生労働省のリーフレットの配布が始まりました。それ以外にも2点、新しい動きがありましたので、区の対応について伺いたいと思います。

2021年2月24日から、申請から5年を経て、ようやくシルガード9が発売となりました。シルガード9について簡単にご説明をお願いしたいと思いますのと、時間がないので、ガーダシルが、男性への接種拡大も去年の12月4日に認められました。これによって、男性でもガーダシルの接種が可能になりました。今まで、男性がガーダシル、HPVワクチンを希望しても、打てなかった。それが打てるようになりましたので、その2点を併せてご説明をお願いします。

○鷹箸保健予防課長 シルガード9ですけれども、これまでのサーバリックスが2種類、ガーダシルが4種類の子宮頸がんを誘発するウイルスに対応していたのに対しまして、今回のシルガードは9種類ということで、大幅に子宮頸がんの予防効果が高まったワクチンと認識しております。また、ガーダシルの男性への適用追加でございますが、同じく子宮頸がんを引き起こすワクチンと同じ4種類のワクチンで、肛門がん等の予防効果があることに対して、男性にも適用が広がったものでございます。

○鈴木（博）委員 そのために、女性へのHPVワクチンが非常に混乱してしまして、定期接種というのは、4種類のワクチンが定期接種で、9種類のワクチンは任意接種ということになっています。そ

うすると、例えば中学生が、子宮頸がんを防ぐためにHPVワクチンをやりたい場合に、定期接種は4種類で、任意接種は9種類で、定期接種を優先しないで任意接種をやってもいいのかという問題になります。それと、あと男に関して、今、男性にHPVワクチンをやるということは、自身の感染予防と、パートナーの防衛と、あと社会の防衛。これは、女性を守るために必要だし、男性自身が自分を守るためにも必要なのですが、これに関して、今、どのような広報をされているのでしょうか。

○鷹簗保健予防課長 現状では、子宮頸がんワクチンの広報あるいは定期接種も接種控えという状況がございますので、男性に対してまでの広報については、現在のところは取りかかっておりませんが、必要な定期接種については、希望する方等に正しい情報を伝えて進めていきたいと考えております。

○鈴木（博）委員 これに関しては、引き続いて強力にまた質問したいと思います。

○渡部委員長 次に、横山委員。

○横山委員 私からは、277ページ、母子保健指導事業費について、281ページ、こころの健康づくり事業についてお伺いいたします。

1点目に、母子保健指導事業についてお伺いいたします。令和2年の決算特別委員会では、母親学級、父親学級、両親学級のカリキュラムについてお伺いしました。新型コロナウイルス感染予防対策のための母親学級実施方法の変更内容について、ご説明をお願いいたします。母親学級、父親学級、両親学級では、短時間で様々な内容を伝えていかなければならないと思いますので、対面ではポイントを押さえていただき、自宅で読んでいただく資料を配布したり、オンラインでの開催やフォローアップであったり、分からないところは気軽ににお問合せいただけるような工夫をお願いしたいと思いますが、区のご見解をお伺いいたします。

○柏木品川保健センター所長 新型コロナウイルスの関係での母親学級等の変更でございますが、母親学級につきましては、まず緊急事態宣言中は中止しておりました。その後、再開いたしまして、内容的にはそんなに変更していないのですが、時間を短くするのと、1回の参加人数を減らしております。ただ、病院、医療機関での母親学級が、休止またはオンラインという形で、受けられていない母親の方が増えていますので、現在では希望者が増えているということで、クラスを増やして実施しているところでございます。両親学級につきましては、緊急事態宣言中の中止をしまして、7月から、父親学級、ですので父親1人の参加という形で実施しております。

○横山委員 緊急事態宣言中など、様々ご不安の中で過ごされている方もいらっしゃると思います。また、子育ての初期のお子さんへの対応など、知識がないとなかなか難しい部分がありますので、ぜひオンラインの活用など、今、クラスも増やしていただいているということなのですけれども、工夫して実施していただけたらと思っております。

2点目に、こころの健康づくり事業についてお伺いいたします。保健センターにおける依存症の支援の取組みの現状についてご説明をお願いいたします。令和元年の私の一般質問で、子ども未来部長から、「パチンコ依存症は、児童虐待、特にネグレクトの要因の一つになり得るものと認識しており、パチンコ依存症やアルコール依存症など、虐待をする親が何らかの依存症である場合には、早期の治療支援が必要となりますので、保健センターなどとも連携しながら対応してまいります」とのご答弁がありました。保健師の依存症への支援の力が上がっていくことで、子育て支援の幅が広がると考えております。特に子どもがいる家庭では、虐待予防や親支援にもつながるため、依存症の支援を強化していただきたいと要望いたしますが、区のお考えをお聞かせください。

日本子ども虐待防止学会第26回学術集会いしかわ金沢大会の、筑波大学医学医療系、久里浜医療セ

ンターの新田千枝さんによる「精神障害やアディクションのある親と暮らした経験と成人期のメンタルヘルス」の発表では、子ども時代に精神疾患やアディクションのある親と暮らした成人を対象に、子ども時代の経験と個人特性、成人期の精神疾患の有無との関連を検討し、成人期に精神疾患のない群は、成人期に精神疾患を有する群と比べて、1、心理的な負担が少ない、2、高い首尾一貫感覚SOC、3、小児期の逆境体系の総数が少ない、4、親が精神疾患の治療を受けた事実を知っていたなどが判明したということでした。アディクションのある親を持つ子どもへの支援について、子育て部門と連携しながら進めていただきたいと考えております。親の依存症の支援、依存症を抱えながらの子育て支援、アディクションのある親を持つ子どものケアを別々に行うのではなく、各部門が連携し、当事者親子のニーズを把握しながら一体的に支援いただきたいのですが、区のご見解をお伺いいたします。

○榎本荏原保健センター所長 依存症の支援についてですが、保健センターでは、まず、こころの健康相談として、保健師や心理職が電話や面談などで、依存症で悩んでいる区民のご相談に乗っております。ご本人は病気であることに気づかず、認めていないことが多いため、まず初めにご家族が悩んでいることが多く、初めにご家族のご相談から始まる場合が多くなっております。依存症の理解、それから対応の仕方や治療についてもお話を致しまして、医療機関や自助グループなどにも、必要に応じてご紹介して、つなげております。

依存症を持つ親とその子どもの問題につきましては、例えば虐待の問題から、親に依存症があることが分かりまして、保健センターに連絡が入ってくることがございます。関係機関としては、子ども家庭支援センター等と連携して対応しておりますが、依存症の家族は問題を抱え込むことが多く、ご家族が尻拭いをするなどして、問題の解決に至らない状況が続くことがあります。本人は否認していることが多いため、まずご家族の支援ということで、家族から状況をお聞きし、受け止め、本人への対応の仕方について支援していくことで、家族の変化を促します。家族からご本人への対応も変わることで、ご本人自ら病気を認め、治療していくこと、回復していくというような意思が持てるように支援してまいります。親が変わることで、子どもとの関係もよい方向に変化し、子どもにもよい影響をもたらすという形での支援も大切だと考えております。今後も、子ども家庭支援センター等とよりよい連携を取り、支援していきたいと思っております。

○横山委員 引き続き、依存症の支援力の向上につきまして、どうぞよろしくお願いいたします。

また、自殺予防対策についてお伺いしてまいります。令和3年度は自殺予防対策を拡充していただきたいと私は考えております。コロナ禍における自殺の動向と品川区自殺対策計画の見直しの現状について教えてください。私は、平成元年の決算特別委員会で、困難を抱え孤立する若年女性と中高年女性の相談支援の充実について質問いたしましたが、ゲートキーパー養成の進捗状況を確認させてください。

○鷹簀保健予防課長 まず自殺の現状でございますが、平成18年、自殺対策基本法成立後、平成21年以降、順調に減ってきた自殺者数でございますが、昨年につきましては11年ぶりに上昇しまして、全体では3.7%。男性は減っているにもかかわらず、女性では実に14.5%増ということで大幅に増加したというところが、日本における自殺の現状で、品川区の細かい数はまだこれから入ってくるところでございますが、若年層での自殺の増加について非常に懸念しているところでございます。

ゲートキーパー研修でございますが、昨年、品川区の自殺対策計画を作成したことを受けまして、ゲートキーパー研修につきましては、今年度、大幅に拡充しました。ただ、参加者が、コロナの影響もありまして、そう多くなかったところは問題ですが、これまでは1種類、初級レベルだけだったところ、中級レベルのもの、上級レベルのものを追加し、支援者級の研修も実施しました。また、一般区民向け

に、オンラインのゲートキーパー研修を、現在、品川区のホームページ上でも公開しているところになります。

○横山委員 相談支援につきましては、SNSを活用した相談事業を運営する民間団体にヒアリングを致しましたが、男女別の相談件数で、女性の相談が男性よりも多い傾向にあることを、複数の団体からお聞きしました。男性の相談のしづらさというところの原因については、脳の違いではないかとか、また、そもそも相談しようということを思いつかないですとか、プライドの高さが原因ではないか、また、男性コミュニティーの中には相談に乗るスキルを持っている男性があまり存在せず、そのために、男友達に相談しても、相談してよかったと思えるような成功体験が得られず、徐々に相談をしなくなっていくのではないかなど、様々な意見がありました。

民間の心理カウンセラーの話では、東日本大震災の後の被災地で活動した際に、男性、特に熟年の方々が家に閉じ籠もってしまったことが大きな課題であったと伺いました。こうしたNPOなどの専門家と相談窓口などに、悩みがあれば相談してくださいといった啓発というのがまず必要であって、民間の心理カウンセラーの積極的な活用を要望したいと思いますが、区のお考えをお聞かせください。

○鷹箸保健予防課長 民間カウンセラーですが、今回新しく始めたゲートキーパー研修も、民間のカウンセラー・心理士が立ち上げたNPOに委託してという形で、そういった民間活力の活用については非常に重要で、今後も積極的に活用していきたいと考えております。

○渡部委員長 次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 私からは、279ページの健康診査費から眼科検診についてと、聴力検査の検診制度の創設を求めて質問したいと思います。

まず、眼科検診です。対象年齢が45歳と55歳と、2つの年齢が設定されていますけれども、対象年齢の拡大をしてほしいと思っています。昨年の予算特別委員会でもお伝えしていますけれども、医師会の先生方も、眼科検診の対象年齢については、0か2つかと言われれば、やらないよりは2つでもやったほうがいいということで、45歳と55歳、仕方なくといいますか、2つの年齢になったのだということでした。でも、本当なら毎年やったほうがいいのですということでした。それに対して区は昨年、「そのとおりです」とおっしゃっているのです。でも、「新規の事業なので、受診率など結果を見ながら、対象年齢は検討していく」という答弁でした。それで、令和2年度の事務事業概要を見ると、受診率は10%を超えていました。そして、要精査、要は精密検査が必要な人は、受診者数の34%いらいっていました。検診によって早期発見・早期治療につながる人をさらに増やして、区民の健康を守っていただきたい。対象年齢の拡大を求めますが、いかがでしょうか。

○高山健康課長 眼科検診に関するご質問です。区といたしましては、令和元年度6月から、新規の事業として眼科検診を立ち上げました。今年度は2年目ということで、2か年の検診の実績などが積み上がってきているところでございます。こうしたものを経年で見ていく中で、今後、年齢のありようについては検討してまいる考えではございますが、直ちにの年齢拡大については、現在のところの検討はございません。

○石田（ち）委員 精密検査が必要な人は1,348人受診のうちの459人いらっしゃったと。それで、緑内障も112人、そして白内障も70人、さらにはその他の異常も273人と、本当にこういう検診によって見つけ出されて、早期発見・早期治療につながっていくのだと思いますので、ぜひ本当に、2つと言わず、もう少し年齢の拡大をしていただければ、区の事務事業概要にもありますけれども、失明の主たる原因となっている、こうした疾患を、早期発見・早期治療を促進していくと言っているの

です。ですので、本当に区民の健康を守っていただきたいと思いますので、ここは改めて強く、年齢拡大は求めたいと思います。

それで次に、聴力の検査についてですけれども、区民の皆さんからも請願や陳情も出されて、区議会では議論はされていますが、耳鼻科の専門医や医師会の先生方も、耳の聞こえについて、聞こえづらいと自分では気づきにくい。なので、検診で早期発見して、早期に補聴器なども使っていくと、認知症予防や社会参加など、生活の質の向上につながると言っているのです。しかし、区は、聞こえづらさは自分や周囲の人が気づくので、検診は必要ないとおっしゃっています。専門医や医師会は、自分では気づきづらいと言っている。区は、自分で気づくのだと言っている。見解が違うのです。ここはぜひ一致させていただきたいと思うのですけれども、専門医の皆さん、そして医師会の皆さんが言っていることは間違っているということなのでしょうか。

○高山健康課長 聴力検査創設に関するお尋ねです。区といたしまして、専門医の方がおっしゃっていることを否定するつもりはございませんので、そうしたご意見があるということは聞いてございます。一方で、機器を用いた聴力検査に加えまして、口話法と申しますか、通常、医師との問診や会話などを通じて気づくといった、日常会話を通じた検査、簡易な検査というものも、ありようとして考えられますので、そうしたものの中で医師から指摘を受け、その後、専門医につながることによって、精密な検査を受けていただいて、現在の聴覚の状況を把握していただくような方法もあるかと思いますので、検診を通じた聴力の把握の必要性については、現在のところは、その必要性に関しては、必要性を感じておりません。

○石田（ち）委員 気づきの問題では、医師会や専門医の言うことは否定しないと言いながら、結局、自分たちで気づくでしょうということをおっしゃっているのです。それで、要は自分たちで気づく、そして周りが気づく、そのときはもう遅いのだというのが、専門医や医師会の皆さんの言っていることなのです。気づくだろう、気づくだろうとおっしゃいますけれど、それでは遅いというのが指摘です。ぜひ、そこは見解を一致させていただきたいと思うのです。

それで、2017年の決算でも、聴力検査の実施を求めています。そのとき、区の答弁は、「75歳以上の後期高齢者になりますと、70%以上の方が難聴になるということで、これからどんどん高齢者の方が増えていく中、受診者数が増えてコストも増えてくるようなところもあって、なかなか現状、難しい」とおっしゃっているのです。コストのことで言っているのです。ですけれども、70%以上の方が難聴になると、はっきりおっしゃっているのです。そして、先日の厚生委員会では、優先順位をつけて、こうした検診などは事業化していくと答弁されているのです。75歳になって70%以上の方が難聴になるという、これは優先順位は高くないですか。私は十分高く、そして早期発見していく必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、難聴は認知症の危険因子の一つです。日常生活にも影響して、家族や社会からの孤立、鬱状態になってしまう人もいます。早期発見・早期治療することで、生活の質の向上、フレイル予防にもなります。医療費の抑制にもつながります。聞こえの改善は高齢者の生活向上に必要な、重要だと思わないのか、伺いたいと思います。そして、改めて検診の実施を求めますが、いかがでしょうか。

○高山健康課長 検診につきましては、少なくとも健康増進の観点から言えば、やはり生活習慣病予防としての高血圧や糖尿病、高コレステロールの状況などの早期把握といったものが、まずは優先順位の高い事業として考えられるかと思います。そうした意味におきまして、せんだつての厚生委員会でも、やはり区の限られた財源を、広く有効な検診に、財源として用いるには、やはり優先順位が必要だとい

うことを申し上げたところでございます。

また、聞こえの問題は、先ほどの眼科検診と同様ですが、やはり多くの情報を得る臓器でございますので、そうしたものの機能低下が身体に及ぼす影響という、また生活の質に及ぼす影響というのは、一定、高いものとは考えております。

最後に、検診制度の創設につきましては、繰り返しの答弁となりますが、やはり健康増進法等が求める優先順位の高いがん検診や歯科検診などを、やはり優先順位の高い検診として、区は続けていく必要があるものと考えておりまして、現段階では聴力検査の検診制度を設ける考えはございません。

○石田（ち）委員 様々、優先順位が高いとは言えないということを今おっしゃっているということなのでしょうか。そうした様々な病気、本当に早期発見・早期治療が必要ですがけれども、この難聴も、厚生労働省から発表された新オレンジプランによりますと、認知症の危険因子として、加齢、遺伝性のもの、そして高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷、難聴の7つを挙げているのです。それで認知症になる確率は、健常者に比べて、難聴では約3倍、高度難聴では5倍になると。私は本当に優先だと思うのです。そこをはっきり伺いたいと思います。

○高山健康課長 先ほども申し上げましたとおり、聴力の低下が認知機能に及ぼす影響ということは、指摘されていることは承知してございます。そのことと、検診を通じて把握するということが、必ずしもイコールかということではございませんので、やはり周囲の気づきに基づいて、専門の耳鼻科などで精密検査を受けていただくということが、最も早い解決方法ではないかと考えております。

○石田（ち）委員 ぜひ、高齢者の皆さんの生活の質の向上を守るために、検診をお願いいたします。

○渡部委員長 次に、たけうち委員。

○たけうち委員 277ページの不妊治療助成事業、303ページのプレミアム付区内共通商品券発行助成。

不妊治療は午前中も出ました。いろいろと、国におきましても拡充されてくる、また新しい政権の下で、再来年になりますか、2022年度から保険適用ということで、公明党としても、1998年から20年以上にも亘って、不妊治療の保険適用、国においても取り組んでまいりまして、大変うれしく思っているわけですが、ただ一方で、品川区も独自で、23区でも初めて、一般不妊治療に加えて特定不妊治療ということで、2つやっているのは恐らく23区では品川区のみではないかということで、一生懸命取り組んでいただいている中で、なかなか分かりづらいというお声も午前中にありました。

そこで、1月から不妊治療については、再来年の保険適用前に拡充が図られましたけれども、その内容と、また区のものについて反映されているのかどうかというところを教えていただきたいのと、また併せて、不育症。これは、流産等を繰り返して、なかなか赤ちゃんが生まれないという、これは私はちょうど10年前、2011年の第一回定例会の一般質問で取り上げさせていただきまして、周知・啓発、また検査の助成制度等を訴えてまいりまして、ホームページには今、載せていただいております。事業としては、ここには載っておりませんが、この不育症についても今般、国において助成が拡充されたということを聞いておりますので、その内容について、また区では反映されているかどうか。この辺をお聞きしたいと思います。

それから、プレミアム付区内共通商品券ですが、これも内容は重々分かっておるのですが、今回コロナ禍において、生活支援型というか生活応援型ということで、東京都におきまして、プレミアム付生活応援商品券というものが、新年度予算の中で盛り込まれて、今、審議されておりますが、これについての内容等が分かりましたら教えてください。

○高山健康課長 私からは、不妊治療の助成制度に関するご質問にお答えいたします。

今般の国の制度改正に伴いまして、大きく東京都が、こちらの助成制度を変えてきているというところでございますが、その主たるところは、一般不妊治療・特定不妊治療のうちの特定不妊治療に関わる部分でございます。顕微授精等の、より高度な生殖医療に関わる助成でございますが、こちらにつきましては、この1月以降に治療された方が、これまでおおむね20万円だった助成が30万円に引き上げられたということでございます。

これが一番大きな点ではございますが、これを受けて、品川区への影響というところでございます。品川区は、東京都の補助事業の上乗せ部分、2階建て部分を助成するような仕組みになっておりまして、先ほど申し上げました助成額に加えまして、品川区で申しますとプラスの5万円を、区として加算という形で助成となります。したがって、金額面においては5万円ということで変わらないのですが、都が所得制限を撤廃したということが1つございます。そしてもう一つは、一生涯に1回の助成というものが、第1子につきの助成ということになりましたので、複数回の助成を今後は受けられるということもございますので、これは1つ、品川区の助成制度にも反映する形で活用いただけるものではないかと考えております。

それから、不育症の関係で申しますと、今般、国の予算で、令和3年度からそのような動きがあるということは存じ上げております。内容としましては、既に東京都においては令和元年度から、5万円を上限として検査費用を助成してきております。これが、国の旗振りの下、全国において同様の仕組みがつくられていくということからすれば、まだ内容の詳細は明らかにされておませんが、既に東京都で取り組んでいる内容と同様のものが全国展開されるものではないかと考えております。

○遠藤商業・ものづくり課長 私からは、東京都生活応援事業についてお答えいたします。

東京都から、現在、東京都の本会議で審議されているということで、まだ確定ではないということで情報を頂いております。事業目的といたしましては、新しい日常における生活応援を図るとともに、デジタルの力を活用した地域経済の活性化に向け、キャッシュレス決済によるポイント還元などの取組みを行う区市町村を支援という形で、基本的にデジタルのキャッシュレス決済によるもので、還元率が30%、都の補助率が4分の3が、本則という形で聞いているところでございます。

○たけうち委員 不育症については、もうホームページでも早速、東京都のはもう去年から、我が会派の新妻委員も取り上げさせていただきましたが、載せていただいて、拡充が図られているということで、さらなる周知をまたお願いしたいと思います。

それで、不妊治療については、先の先の話になりまして恐縮ですが、保険適用になった場合、当然負担が軽減されると思うのですが、そうすると、今、品川区が出している助成をそこで打ち切ってしまうのか。それとも、保険適用、そうはいつでも3割負担になりますが、そこにさらに今あるものを、一部なのか全部使うのか分かりませんが財源を使って、さらに上乗せをしていくのかというのは、新年度、検討していただきたいと思うのですが、そこについて、先の話で恐縮ですが、ぜひ上乗せしてもらいたいという気持ちがありますが、ご見解をお聞きしたいと思います。

それから、商品券については、今、課長にお答えいただいたとおりです。それで、当初は東京都も、デジタル、キャッシュレスということで、コロナ禍も踏まえて、また様々な対応ということで、デジタルの場合には3割上乗せですか、それでまた、そういうふうになっていたのですが、これは3月3日の都議会の代表質問で、公明党から、やはりデジタルだけではなかなか難しい部分もある。使えない方もいるのではないかとということで、紙ベースも要望させていただいて、都知事からは、これは今

のところ答弁では、デジタルを半分以上はやっていただいた上で、紙を使う場合には、25%だけでも使えます。これは全部、東京都の財源で多分来ると思うのです。ただ、使える範囲が違ってくると思うのです。品川区の場合は商店街支援ということで、大規模店舗等は除いておりますが、今回は生活者支援、生活応援ということで、東京都はそういった店舗も含めていると思うのです。そこをどう考えていって、やはり歳入のところで申しましたけれども、財源を確保する。東京都、国の、そういった使えるものをどんどん引っ張ってくる力が必要だという中で、そうしたものをどう活かしていくかというところを踏まえながら、お答えいただきたいと思います。

○高山健康課長 私からは、不妊治療の保険適用後の区としての支援、引き続く支援という点についてのお答えです。

2022年4月からの保険適用に向けて、現在、政府において、厚生労働省において検討が進められているところでございます。令和3年度において、その検討が終わり、診療報酬改定に合わせて2022年4月からの適用と伺っております。いずれにいたしましても、保険が適用された後も、委員ご紹介のとおり自己負担というものは一定残りますので、そういった部分を、区としてもご支援することによって、より不妊治療に取り組みやすい環境ということになろうかと思っておりますので、そうした意味では、保険のスキーム・制度がしっかりと見えてきたところで、区としてのさらなる支援というものが、どのような形が理想的とかということ、また改めて検討したいと考えております。

○遠藤商業・ものづくり課長 現在、区で補助事業として商店街連合会にやらせていただいているのは、基本的に紙でということと、あと商店街振興ということなので、商店街に加盟しているところでやらせていただいているところでございます。

東京都は今回、デジタルでということで、私どもは経験がない部分でございますのと、あとは先ほど言われたように大手のデパートといったところも対象になりそうだというようなところもありまして、現在、東京都から、そういう部分についてのアンケートなども届いているところでございます。こちらでいろいろ考えながら、今、現状やっている部分についてのお答えをしているところでございますので、改めて東京都の要綱なりという部分が出た段階で、今後検討していく形になるかと考えているところでございます。

○たけうち委員 不妊治療は、ぜひよろしくご検討ください。

また、商品券については、やはり我々としても商店街支援という面でいえば、それが競合してしまうことで、かえってご迷惑がかかるということはあってはいけないかと思っておりますが、せっかく来る財源ですので、例えば時期をずらして決定するとか、一番いいのは、両方併用して、うまく使えばいいと思うのですが、趣旨が違ってくるものですので、そこをぜひ考えていただきながら、前向きに、ぜひ活用していただきたいと要望して終わります。

○渡部委員長 次に、くには委員。

○くには委員 277ページ、母子保健指導事業費、301ページ、商店街活性化事業費、303ページ、プレミアム付区内商品券発行助成について、順不同にお伺いします。

今、たけうち委員からもお話があった部分と少しかぶる部分があるかと思うのですけれども、まずはプレミアム付地域デジタル通貨の推進についてです。全国の一部自治体で、地域デジタル通貨の取り組みが始まっております。平塚市では昨年、ひらつか☆スターライトポイントとして、スマホを利用した独自決済システムのプレミアム付地域デジタル通貨を導入。これは、従来のプレミアム付商品券と同様、市内加盟店で利用が可能なものですが、1人上限3万円の購入分に対して30%のプレミアムポ

イントを付与し、１５億円強を発行しました。静岡県富士市では同様に、ふじペイとして発行総額１３億円、尼崎市、沼田市でも同様にプレミアム付地域デジタル通貨の実証実験が行われました。

これらの主な事業目的は、新しい生活様式に向けたキャッシュレス化の推進と、コロナ禍での消費喚起です。私はふだん、買物や移動では、スマホやＩＣカード、クレジットカードなどのキャッシュレス決済を常にご利用しているのですが、昨年、品川区のプレミアム付商品券を購入して使用した際は、レジで紙の商品券を渡し、お釣り分を硬貨で受け取るなど、世間ではコロナ禍で接触を減らそうとしてキャッシュレスを推進している中、ごくアナログな金銭の受渡しをし、何か退化したような気分になりました。

平塚市では、令和２年度に実施したこのプレミアム付地域電子マネー事業が一定の成果を収め、令和３年度も引き続き予算を計上し、実施する予定となっています。品川区では、令和３年度は、春・秋の２回に分けて総額８億８，０００万円分のプレミアム付商品券を発行予定ですが、秋の発行分を、先進事例の自治体同様に、独自決済システムのデジタル通貨にしていかがでしょうか。もしくは、半分の２億２，０００万円分は従来の商品券として、残りの半分をデジタル通貨にするなどし、キャッシュレス決済を推進していかがでしょうか。ご見解をお聞かせください。

○遠藤商業・ものづくり課長 いわゆる商品券のデジタル化のような話になるかと思います。この間、商品券をずっと紙で発行させていただきまして、今度の４月についても当然、紙でという形で、商店街連合会で進めているところでございます。当然、手間や事務処理なども考えますと、商品券をデジタルにしたほうが大変早く済むというところでは、商店街連合会あるいは私どもも認識して、この間いろいろと話をさせていただき、いろいろ協議などさせていただいているところでございますけれども、まだ導入自治体が大変少ないというのと、正直、なかなか、ある程度決まったところでしか使えないというところでの普及部分のところで、課題も見えているところがありまして、投資するとなると、全ての区内で使えるとなると、かなり費用もかかってくるところでございますので、引き続き検討しているような状況でございます。

○くにば委員 実際、平塚市では、全市内で利用できているという形で、先進自治体では成功している事例もあるので、ぜひともそちらの研究等を重ねていただきたいと思います。

次に、区内商店街の独自地域デジタル通貨によるキャッシュレス決済の推進等商店街振興について伺います。区内商店街においても、地域デジタル通貨の実証実験が一部で始まっており、昨年１１月には戸越銀座商店街にて、商店街内のみで利用可能なデジタル地域通貨となる戸越銀座ポイントの実証実験が行われました。１４店舗と１００名のモニターが参加し、スマホなどで動作するアプリを活用した独自キャッシュレス決済を体験しました。加盟店でチャージや支払いが可能な戸越銀座ポイントの導入によって、来店ポイントやクーポン券の付与など、幅広い機能が検討されています。また、地元金融機関と連携することによって、地域内での経済循環も期待されています。

区では来年度、商店街エリアサポーターが、商店街店舗へのキャッシュレス決済導入等の支援を行う予定ですので、区として、希望する区内商店街に対し、このような地域デジタル通貨による商店街振興の施策を検討してみてはいかがでしょうか。ご見解をお聞かせください。

○遠藤商業・ものづくり課長 昨年、戸越銀座商店街と北品川商店街で実証実験、広報広聴課の事業ということでやったとは聞いているところでございます。その後、確認したところ、デジタル商品券を実証実験ということでやったということなのですが、それについては一旦終わりということで、実証実験自体は藤沢市で活用されるという話は聞いているところでございますが、区内の商品券については基

本的に見合わせるという形になったように聞いているところでございます。

それから、商店街のデジタル化、キャッシュレス決済についてでございますけれども、基本的に、商店街で導入する部分と、それから各個人店で導入する部分と、いろいろあるかと思います。まずは、個人店で導入という話が、いろいろとエリアサポーターなどを通じて来ているところでございますので、私どもでまた来年、新型コロナウイルス感染症対応特別助成などがありまして、それを活用してキャッシュレス化などを進めていただくことも可能でございます。商店街でも助成メニューはあるのですけれども、なかなか正直、まだ声がかからないような状況でございますので、徐々にという形で進めさせていただければと考えているところでございます。

〇くにば委員 地域デジタル通貨、あとは独自のキャッシュレス決済は、これから時間はかかりますけれども、どんどん進んでいく方向は間違いないと思いますので、ぜひともそちらも研究を重ねてください。

次に、ココシル品川と商店街の連携によるデジタルスタンプラリー開催についての提案です。昨年2月、戸越銀座銀六商店街と北品川商店街内にて、スマホアプリのココシル品川を活用した実証実験が行われ、参加者全員に、商店街内で使用可能な地域ポイント1,500円分を事前配布し、参加店舗にてキャッシュレス決済で利用する取組みが実施されました。品川区公式のまち歩きアプリであるココシル品川には、ARカメラを利用した観光スポット情報の表示やルート案内などの機能がありますけれども、GPSを利用したデジタルスタンプラリー機能もあります。例えば、しながわ百景巡りでは、しながわ百景、計101スポットが対象となり、GPSが現地への到着を認識すると、自動でスタンプが取得でき、一定数達成するごとに、オリジナルフォトフレームが入手できます。このデジタルスタンプラリー機能とデジタル地域ポイント機能を組み合わせた事業の提案になります。

商店街ごとにスタンプラリーのクエストを実施、複数の指定店舗を回るミッションを設定し、ミッションを達成するごとに、商店街で利用できるポイントを付与、さらに例えば5つの商店街でクエストをクリアしたら、エキストラミッションを解放し、クリアすれば追加ポイントとレアアイテムをプレゼントするなど、様々なイベント内容が考えられます。ゲーム性を高めて、例えば区内学校の生徒間で口コミが広がり、商店街に若者層が多く集まるようになれば、商店街のにぎわい、若者層の商店街への根付きの入り口になります。さらに、品川区ウォーキングマップアプリや、しながわ健康ポイント事業と連動したイベントを実施すれば、健康促進にもつながります。品川区の主催、商店街との共催、商店街の提案とマッチングのみなど、様々な切り口があると思いますけれども、商店街振興の1事業として、このような商店街との連携によるデジタルスタンプラリーの実施についてご所見をお伺いします。

〇遠藤商業・ものづくり課長 商店街の、デジタルを使ったスタンプラリーという形でお話を頂いたところでございます。商店街で様々なイベントをさせていただいているところでございますが、特にデジタルを活用したというところでは、正直なかなか苦手なところがございます。私ども、五反田バレーといろいろ連携して、今、商店街とくっつけるような、商店街をデジタルで盛り上げるような、そういう形のもので、昨年、今年度からいろいろ事業をさせていただきまして、例えばVRを使った、商店街を練り歩くような部分や、先ほど言ったデジタルのスタンプのようなものも、いろいろご提案を頂いているところで、現在それに関連しまして、五反田バレーと商店街とでいろいろ打合せをさせていただきまして、来年500万円ほど、実証実験ということで予算も掲載させていただいているところでございます。委員のご提案も踏まえまして、様々、地域商店街が盛り上がるような形で、事業を進めさせていただければと思っております。

○くにば委員 それでは、駆け足になりますけれども、母子保健指導事業費に関連して、ファーストバースデーサポート事業について伺います。

ファーストバースデーサポート事業とは、東京都の補助金、補助制度を使う、東京ママパパ応援事業補助金を利用した事業で、1歳を迎える子どもを育てる家庭に対して、育児状況の把握や情報提供などを行うとともに、育児パッケージを配布する事業です。文京区、中野区、八王子市、立川市などでは既に利用しており、第1子1万円、第2子2万円、第3子以降が3万円の配付をしております。現在、品川区では、ネウボラ相談員と面談をした方に対して、1万円のカタログギフトを進呈しておりますけれども、このネウボラ事業の一環として、1歳を迎えたお子さんとその家庭に対して1万円の支援、あとはその家庭の状況を把握する事業に対して、ご見解をお聞かせください。

○柏木品川保健センター所長 とうきょうママパパ応援事業のファーストバースデーサポートについてでございます。この事業ですが、任意事業となっておりますので、他の事業との関連性を含めて今後考えたいと思います。

○渡部委員長 次に、松澤委員。

○松澤委員 私からは、277ページ、多胎児家庭支援、産後ケア事業、301ページ、商店街活性化事業費についてお聞きいたします。

まず、つる副委員長もよく要望しております多胎支援メニュー、一緒に要望させてもらいますけれども、多胎支援メニューがない品川区において、先ほど出ましたとうきょうママパパ応援事業の助成金を活用し、支援の拡充をお願いいたしました。今年度では、家事・育児支援、訪問費助成の拡大や新規移動経費助成が入っておりますが、拡大や新規事業に至った経緯と、それぞれの事業説明をお願いいたします。

○柏木品川保健センター所長 多胎児支援についてでございます。品川区では、多胎児の妊娠期から産後もですが、保健師が訪問等の支援を行っております。また、保健センターでは、妊娠期から参加できる多胎児育児学級を開催して、多胎児を持つ親に多胎児特有の育児について、先輩との交流、助言、仲間づくり等を図っておるところでございます。

今回、都の事業としての補助事業で、移動経費補助がございました。多胎児については、移動の際も様々な、ベビーカーの関係などで移動に伴う支援が必要というのは区も考えておりましたので、今度、補助事業については活用させていただくという考えでございます。

○松澤委員 とうきょうママパパ応援事業を活用したおかげで、移動費助成ができました。これは、ほかの自治体でもやっているところもあったのですが、タクシーの領収書を役所まで持って行って清算しなければならないという自治体もある中、タクシーも使える品川区共通商品券の配付には、改めて優しさを感じ、感謝しております。移動支援助成だけにとどまらず、今後、品川区として考えている多胎児家庭支援計画のお考えがありましたら教えてください。

○柏木品川保健センター所長 品川区の今後の多胎児支援の展開ということでございますが、まずは、先ほど言いました多胎児育児学級と、今現在は父親学級として実施しておりますが、育児にはパートナー、父親の育児の参画が重要と考えておりますので、現在、父親学級等で意識の醸成を図っておるところでございますが、今後もこれらの事業の充実を、まず区としては行っていきたいと考えております。また、今後、国や都が、多胎児家庭への支援等の状況等が出てくると思いますので、それらを見ながら今後の展開については考えてまいりたいと思います。

○松澤委員 育児中の夫の3割は、家事・育児が2時間足らずという調査もあると。また、産後鬱に

なる・ならないの決め手は、やはり夫やパートナーの関わりによるものと昨年の委員会でのご答弁でした。そのような課題が見えている今、品川区として、父親学級を今後どのように拡充していく、力を入れていくというお考えがありましたら教えてください。

○**柏木品川保健センター所長** まず内容については、大きく変えるという予定はございませんけれども、やはり父親同士の交流というのが、非常に要望も強いですし、効果を上げていると考えておりますので、その辺の部分は強化していきたいと考えております。

○**松澤委員** 交流はとても大切だと思っています。例えば、NPO法人新座子育てネットワークです。これは、お父さんの応援プログラム、また双子・3つ子の応援プログラムなど、約3,000人が受講しております。こういったNPO法人の活用を、父親学級に取り込んでいくというのも1つの考えではないかと思いますが、ご見解をお聞かせください。

○**柏木品川保健センター所長** NPOとの連携でございしますが、いますぐ実施するというのは、まだ検討していないものですから、今後考えていきたいと思っています。

○**松澤委員** ぜひ検討していただけたらと思っています。

次に、産後ケアについてお聞きします。今年度、産後の家事・育児支援の充実において、こちらの事業でも拡充と、新規事業が入っておりますが、それぞれの経緯と事業内容の説明をお願いいたします。

○**柏木品川保健センター所長** 申し訳ございません。産後ケアで、保健センターが担当で実施しておりますのは、日帰り型というのと訪問型、あとは宿泊型というのを実施しておるところで、こちらについては、特段、今のところ拡大というよりは、事業継続で実施しておるところでございます。

○**松澤委員** すみません。プレスのあれを見てしまいました。

産後ドゥーラの資格の、たしか費用拡大というのがあったと思います。この費用拡大という助成金の拡大というのは大変喜ばしいことかと思っています。介護福祉の部分でもお話ししていますが、知識を知る、学ぶ。そういうことが拡充するということは、今後、不安な母親にとって精神的なケアが広がっていくものかと思っています。この費用助成を使い、資格を取った方は、その後どのような、例えば品川区専門の産後ドゥーラになるのか、教えてください。

すみません。民生費と勘違いしていたので。終わります。

○**渡部委員長** 次に、のだて委員。

○**のだて委員** 私からは、281ページの新型コロナウイルス感染症対策について、PCR検査等の拡充について伺います。

この間、予算特別委員会の質疑の中で、新型コロナワクチンの供給量が不足している状況であることが説明されている下で、この検査の拡充がさらに重要性を増しています。無症状者や発症前から感染を広げるのが新型コロナの特徴です。最近の論文では、約6割が無症状者からの感染だとされています。無症状者を早期に把握・保護し、感染拡大を抑えることが重要です。そのため、ワクチン頼みにせず、並行して無症状者への検査を拡充していくことが必要だと考えます。ワクチンと並行した無症状者へのPCR検査の拡充が重要だと思いますが、いかがでしょうか。

○**鷹箸保健予防課長** コロナウイルス感染拡大防止に対してのPCR検査の有効性等についてのご質問だと思います。これまで区では、重症化しやすい高齢者あるいは障害者施設の従事者等に対しては検査を1度実施しました。また、今月末までに2度目の検査を予定しております。また、一人でも陽性の方が出た施設等におきましては、無症状であっても、その方に関わった施設内、ほぼ全ての入所者、それから従業員の方の検査も実施しておりまして、この方針はこれまでと変わりありません。今後も、

必要な方には迅速・確実に検査を実施していきたいと考えております。

○のだて委員 陽性者が出てからその周辺を検査するというのではなくて、無症状者を早期に把握・保護するための、無症状者への検査が必要だと思っております。その間、高齢者や障害者施設の従事者の方に検査をして、3月末までにもう1度やると。予算にも入っているというところでは、何回か検査をしていくということでは評価しておりますが、やはり無症状者への検査をさらに拡充していくということが、今求められていると思います。コロナを封じ込めるためには、発症してから、陽性者が出てからの検査では遅いと思いますが、いかがでしょうか。また、介護・障害者施設だけではなく医療機関なども含めて、無症状者への検査を行わずにどうやって感染拡大を抑えるのでしょうか、伺います。

○鷹箸保健予防課長 無症状者への検査ですが、誰に対してどこまで何回ということにつきましては、区独自で判断するものではなく、国あるいは都の専門家の示した方向性に基づいて、必要な対象に実施していくべきものだと考えております。また、これまでその方針に基づいて実施してまいりました。

○のだて委員 国の判断に従ってやっていく。区の独自の判断はしないという話でしたけれども、やはり国の検査の範囲が狭過ぎると。世界的に見ても、人口比でも約150位前後ということで、取組みが遅れています。そうした中で国に従っていても、検査が遅れていくということになりますので、そのため、各自治体では様々、積極的な検査が行われていますので、区としてもそういった区の独自の判断をすべきと思いますが、いかがでしょう。

○鷹箸保健予防課長 繰り返しの答弁になりますが、専門組織ではない区として、何か特別な判断をするというのではなく、国あるいは都の専門家組織で定期的にこの件についても検討してございますので、また、その検討結果については逐一、区にご連絡を頂き、その内容について十分吟味した上で検討し、これまでも実施してまいりました。今後、方針の変更がありましたら、それに対応して確実に今後も実施していきたいと考えております。

○のだて委員 やはりコロナ禍が続いている下で、生活困窮者、事業者や学生、文化芸術分野など、様々な被害が出ております。そうした中で自粛生活が長期化して先が見えないということになっておりますので、これまでと同様の対策では感染拡大を繰り返すことになると思いますが、いかがでしょうか。

○鷹箸保健予防課長 感染拡大防止に対しましては、これまで必要な対策、昨年、もうちょうど1年たつわけですがけれども、コロナウイルス感染が始まった頃には分かっていなかった、コロナウイルスの特徴についても、かなりの部分が判明してまいりました。当初は飛沫感染が中心だといったところから、現在は、先ほども答弁したところですが、接触感染がかなり重要な割合を占め、その関係で家族内感染はほぼ避けられないものというようなところも明らかになってまいりました。そういったコロナウイルスに関しての専門的な知識の積み重ねを活かして、今後も必要な対象については検査をしてまいりたいと思いますが、誰しも、誰かれ構わず、何回もというのは、要は検査をしたその時点での陰性・陽性は分かりますけれども、それ以降について、何回でというようなことでは、今のところ区では、検査を頻繁にということも含めましても、無症状の人全員にというような検査方針については考えてございません。

○のだて委員 誰かれ構わずと言っているのではなくて、クラスターなどが発生している施設で、やはりやっていく、定期的に検査をしていくということが必要だということによっております。今回も、第3波のピークは過ぎましたけれども、新規感染者の下げ止まりが指摘されています。病床の使用率が高いことなどにより、緊急事態宣言が2週間延長されました。延長に伴って、国も感染拡大の予兆をつかむために、宣言が解除された地域でモニタリング調査をするとしています。地域が限定された不十分

なものではありますが、国が早期に感染者をつかむ調査を始めますので、区も無症状者を把握・保護する方針へ転換すべきだと思いますが、いかがでしょうか。また、緊急事態宣言が2週間延長されたのは、区として何が足りなかったと考えているのでしょうか。区の分析を伺います。

○鷹箸保健予防課長 例えば都内等、非常に人口密度が高いところにおきましては、品川区独自や、ある地域を限定しての特別な対策というものが必ずしも有効だと考えておりません。都全域あるいは23区全域で同じ考え方で進めていくことが重要かと思います。また、国あるいは一部の地域、県等で実施しているモニタリング調査につきましては、全て専門家の指導の下に、この地域で、希望者ということではなくて、必要な方に無作為で対象を抽出するといった専門家の指導の下、研究目的で実施されているものと認識しておりますので、現在のところ、品川区でそういった研究目的の検査をするという方向性はございません。

○のだて委員 研究目的ということではなくて、やはり無症状者を早期に把握・保護していかなければ、感染を抑えることができないと。やはり感染を抑えていくことが、区民への福祉の向上や、生活を守っていくということにつながるといいますので、そうした区の取組みが必要だと思っております。

宣言が2週間延長された、区の分析を伺ったのですが、答弁がなかったと思うので、お答えいただければと思います。

○鷹箸保健予防課長 答弁漏れがありまして、大変失礼いたしました。

先ほどの答弁と重なるところでございますが、緊急事態宣言の2週間延長につきましては、これも品川区独自の何か分析ということではなく、これだけ人口の密集度が高い、都内の地域あるいは23区地域におきましては、都あるいは国で同じように分析しておりますので、あくまでも、緊急事態宣言下ではあるけれども、昨年、第1回目の緊急事態宣言とは異なり、人出が多い。その意味では、少し気持ちが緩んでいると言われても仕方がないような人出の動向というものが、大きく影響しているのではないかと考えてございます。

また、先ほどお話がございました、クラスターが起きている施設などについては積極的な検査を、というお話でございますが、これにつきましては、既に昨年あるいは今年、区内の施設等でクラスターの発生数については何度かご答弁を申し上げているところでございますが、クラスターが発生した施設につきましては、症状が出現したということにもかかわらず、保健所が感染拡大防止のために必要と判断した場合には、頻繁に同じ施設で既に検査を実施しております。

○のだて委員 区独自に分析をする必要がないということですが、やはり、品川区にも保健所があるわけですから、保健所の役割としては、地域の保健衛生を向上していく。感染症についても同様だと思うのですが、そういった役割が求められていると思いますので、やはり区民が精いっぱい感染拡大防止のための努力をしていますけれども、それでも第3波が来てしまいました。第一義的には国の責任でやっていくべきだと思いますけれども、区としても新たな対策が必要だと思いますけれども、いかがでしょう。

○鷹箸保健予防課長 必要だと思われる対策については、これまでも実施してまいりましたし、第3波が起きたことについては、第3波が起きる前、特に暮れから始まったわけですが、12月に入ってから人出が多くなったところに大きな原因があると考えておりまして、それに対して新たな対策ということではなくて、これまで実施すべきとお伝えしてきた対応が、ある意味、甘かった部分と考えておりますので、3密を避ける、あるいはマスクをする、マスクをして、せきエチケットに気をつける、あるいは手洗いの励行等、ウイルスの感染拡大を防止する。そういった対策、あるいは区民の方お一人

お一人の対応を、これからもきっちり続けていただきたいと思いますと考えております。

○のだて委員 対応が甘かったということですか、一人一人の対策を徹底するということですが、そうした自己責任に押しつけてはいけないと思うのです。やはり、一人一人が努力している。そうした下で、それは必要ですが、そこをやっていても駄目だと。感染が広がってしまったということですから、自治体として新たな対策が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

また、区が週に1度公表している、品川区におけるコロナ患者数等の資料で、1月3日までの死亡者は25人でしたが、それ以降は2倍以上の56人になっています。今年に入って死亡者が増えていることについて、区は、「家族間での感染なども増え、若い方のみならず高齢者への感染が広がったこともあり、死亡者数や重症者数が多い状況」と答弁しました。昨年よりも死亡者が増えているということは問題だとは考えていないのか、伺います。また、国の補助事業、これまでも言ってきましたけれども、希望する65歳以上の高齢者や、基礎疾患のある方へのPCR検査を実施することが、早期発見にも有効だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○鷹箸保健予防課長 亡くなった方が増えた状況につきましては、確かに今年に入りましてから、死亡者の数が増えております。その原因については分析をしているところでございますが、基礎疾患のある方が亡くなったり、あるいは高齢者、100歳近くの方で亡くなられた方がかなり多くなっているというあたりが、今回、いわゆる基礎疾患、あるいは高齢者で重症化しやすいといった、この病気の特徴を捉えているところではないかと考えているところでございます。

国の事業でございますが、65歳以上の希望者に必要な検査をというお話でございましたが、品川区におきましては、希望者ということではなくて、医師が必要と認めた方については検査ができるというふうになってございます。現在、区内で検査可能な医療機関は複数ございますけれども、そちらを受診していただきまして、基礎疾患がある、そして例えば無症状ということではありませんけれども、ご自身で重症化しやすいということで、あるいは様々な、発熱以外の症状であっても、主治医の先生がお認めになればPCR検査の対象となりますので、そういった医師の判断に基づいての検査という、その機会をぜひ有効に活用していただきたいと思いますと考えております。

○のだて委員 高齢者、基礎疾患の方も、医師の方が必要と判断すればということでしたが、そういった無症状の方が、かかりつけ医など、お医者さんに相談して、必要だと判断されて検査することというのが、できるのでしょうか。伺います。

○鷹箸保健予防課長 これは、第3波が始まって1月22日に都から出た方針に基づいて、それ以降、現在は感染者数が収まりましたので、積極的疫学調査を再開しておりますけれども、医師の判断で検査が必要と認めた方には検査ができるという方針については並行して続けておりますので、そういった機会をぜひ積極的にご利用いただきたいと思いますと考えております。

○渡部委員長 次に、あべ委員。

○あべ委員 私からは、277ページ、多胎児家庭支援、それから281ページのこころの健康づくり事業、289ページの使い捨てプラスチック削減推進をお伺いしたいと思います。

まず、多胎児家庭支援なのですが、東京都の事業に沿って、新年度から新たな事業ということで、区内の多胎児育児の団体の方々からも喜びの声を頂いております。確認させてください。現在、区内に移動支援の対象となる多胎児世帯は何世帯あるのか。また、各年齢で面談が必要ですが、検診時のタイミング等を使うのか、それとも別途、出向く必要があるのか。また、予算が成立したら、いつから事業が開始するのか教えてください。

併せて、これは商品券ということなのですからけれども、この区内商品券はタクシーにも使えることになっているのですけれども、なかなか、乗ったときに、これを使えないと言われたというようなお声も一部聞いております。何か工夫をされていることがあれば教えてください。

○柏木品川保健センター所長 多胎児支援の移動経費の補助についてでございます。

まず、多胎児の人数なのですが、正確な数は今すぐ出ませんが、大体、各年齢で40人弱ぐらいですので、0・1・2歳ですので、120名弱と考えております。

それと、配付はどのタイミングかということですが、基本的には健診の際にと考えてございます。健診の際は面接等もございますので、その際にと考えてございます。

それと、実施の時期でございますが、できるだけ早く実施したいと考えてございます。今、運営方法等も含めて、緊急で詰めているところでございますので、そういう回答で、すみませんがお願いいたします。

それと、商品券の件でございます。タクシーの運転手の方が、商品券で支払いできると知らないという。これは、今、妊娠期の移動費の件で、保健センターにもお問合せを頂きました。この件につきましては、品川区商店街連合会からも、保健センターからも、改めてタクシー会社には周知をお願いしているところでございます。それで、商品券を渡す際に商品券の案内がございまして、こちらの片面の約3分の1を使って、タクシーで使えるという部分、あとタクシー会社についてはご案内をさせていただいております。それと、タクシー会社から、もし商品券の件を知らない運転手がいた場合は、その内容、そのものを見せていただければ大丈夫ですという話も頂いておりますので、商品券を保護者に渡す際には、そのことも併せて案内していきたいと考えております。

○あべ委員 タクシーの件、丁寧に対応していただいております。また、お母さんたちの声を聞いていきたいと思っております。

それから、事業の実施、できるだけ早くということで改めてお願いいたします。

人数は120人ということなのですか。双子だったり三つ子だったりというのは、何組かで、後でご答弁いただければと思います。

それから、こころの健康づくりについては、ちょっと順不同でいきたいのですが、これはギャンブル依存症について品川区でしっかり力を入れてくださいということで、後で時間があれば、お話を致します。

それから、プラスチック削減の推進なのですからけれども、これは、今日、多くの議員から既にプラスチックについて質疑がありました。海洋プラスチック汚染という視点から問題提起を致したいと思っております。プラスチックは、一部は環境中にごみとなって、雨水や河川から海洋中に流出し、海の生態系に大きな被害をもたらしています。また、食物連鎖によって濃縮され、私たちの食卓に上り始めていると指摘されております。これは世界的な問題であるとともに、身近な問題です。この実態を調べるために、私は昨年、政務活動費を使って、都内の環境調査会社に委託し、他の議員とともに、目黒川と立会川で調査活動を行いました。調査結果は、これは税金で行ったものですので、区や区議会の皆様と共有したいと思っております。委員長の許可を得ていますので、資料の提示をさせていただきます。お手元のiPadをご覧ください。

まず、1ページ目からなのです。これが報告書の概要となっております。昨年実施いたしまして、皆さん大丈夫でしょうか。ピリカという会社と共に調査活動を行いました。次のページに調査の流れがあります。ざっくり見ていただければと思います。

3ページ目が調査地点になっております。目黒川の2か所と立会川の1か所で調査を致しました。写真の様子です。ご参加いただいた議員もちょっと写っているかもしれません。

その次が、採取した検体を比重分離し、そして次のページ、酸化試薬、そして遠心分離などをかけてということで、ご説明の後、結果です。

6ページか、8ページか。各調査地点の数が出てきております。やはりマイクロプラスチックが検出されておりまして、いろいろと数字もあるのですが、概要です。各区の比較もあります。ただ、まだ検査地点が少ないので、これがそのまま全体の比例であるとは捉えないでいただきたいと思います。ただ、品川区内の河川でもプラスチックが検出されていて、そしてこれが海洋に流出しているという事実を、ぜひ皆さん実感していただければと思います。

では、このプラスチックは、こういったものがあつたのかということが、次のページから始まります。1つ、推定されるものが人工芝です。採取されたプラスチック41個のうちの約2割以上が、人工芝の破片であつたということです。実は、今回の調査だけではなくて、多く都市部で人工芝の一部が検出されております。また、その他のものでは、ビニール袋あるいはビニールひものようなものもありましたが、多くのものは、何から破片になっていったかというのが分からないという状態です。

ということで、今の社会の中では、プラスチックを多く使っていて、そしてそれが流出していて、海洋プラスチックごみになっていってしまっているということが、このことから、私たちに無関係ではないのだということをお分かりいただいたのではないかと思います。

このことを考えますと、区はプラスチック削減を、区民や事業者に呼びかけるだけではなく、自らがまずプラスチックの使用と環境中への流出を最小限にする、できればなくすという責任があると思います。環境課の所管するイベントや事業でプラスチックを減らしても、その効果はまだ限定的であります。環境課がイニシアチブを取って、出先機関や教育委員会等も含め、区全体でプラスチックの使用と排出を減らしていく必要があると思います。目標を立てて実行すべきだと思いますが、区のお考えをお伝えください。

○堤坂環境課長 プラスチックの削減目標ということかと思いますけれども、区の環境基本計画の中には、3Rなど、資源としてのプラスチック回収等については記載がございますが、ご指摘のとおり、規制的な踏み込んだ内容というのは示されてございません。その中で、今国会でプラスチック資源循環促進法案というのが提出されて、2022年度の施行を目指していると聞いております。その中で、民間企業に使い捨てプラスチックの使用抑制やリサイクルを義務づける規定等が盛り込まれると聞いております。その中で、区としまして、これに沿った形で、使い捨てプラスチックの使用を抑制するなどということを基本計画の見直しの際に盛り込んで、しっかりとした政策を進めていきたいと考えてございます。

○あべ委員 新たな環境基本計画の中でもぜひ盛り込んでいただきたいと思います。それぞれの現場で、どこにプラスチックを使っているのか、それを代替することはできないのか。人工芝も今出てきましたけれども、今は安価で便利な素材として、むしろ人工芝を増やす方向に区は向かっていると思います。そうした方向も、これからずっとそれを続けていくのかといった視点で見直していただきたいと思います。この件についてご答弁をもう一度お願いします。

○堤坂環境課長 人工芝などが、マイクロプラスチックということで河川に流れ込むというご指摘もあるのですが、その辺について、国や都で、河川の調査について基礎的な実態調査がなされた事例がなく、まだ調査手法が確立していないということなので、今後その辺を踏まえて進めていきたいと思

ます。

○渡部委員長 以上で、第4款衛生費、第1項保健衛生費に関わる項目を含む質疑が終了いたしました。関係理事者の方は、業務にお戻りください。ありがとうございました。

お待たせいたしました。それでは質疑を続けます。

ご発言願います。湯澤委員。

○湯澤委員 私からは、287ページ、しながわ環境未来事業、それから297ページ、働き方改革推進事業のテレワークについて、それから301ページ、商店街エリアサポーター事業助成についてご質問させていただきます。

まず、しながわ環境未来事業について。建物については、木材と、漆喰を活用して、太陽光発電や地熱を活用し、省エネと創エネを兼ね備えたZEBを実現する設計であるということでありますので、環境省のZEBポータルに紹介されるような、環境に特化したものになるように期待しております。

完成後についてなのですけれども、来館する子どもから大人まで、また通訳装置などで外国人も楽しめるような工夫をして、環境に対する意識や知識を向上させてもらうことを、運営の目的の一つとしてほしいと思っております。例えばNHKの特番で、先日、牛肉1キロに対して必要な飼料は20キロ、飼料が育つのに、水が風呂77杯必要だということを知って、温暖化だけでなく日本人の食卓から世界の水不足につながっていることを知って大変驚きました。こういった地球規模の環境への取組みを映像で流して、環境問題を身近に感じていただくような具体的な計画があれば教えてください。

○提坂環境課長 令和4年4月にオープンを予定してございます（仮称）環境学習交流施設につきましては、主なターゲットは小学校の3年生から6年生の小学生ということでございますけれども、まずは社会科見学などで活用していただくと。それで、1回限りで終わらないでリピーターとしてまた来ていただくということも考えてございます。それから、子どもだけではなくて、お年寄り、それから学齢前の小さなお子様にも来ていただいて、大型映像施設の中で、見て触って体験していただいて、地球環境についての認識を深めていただきたいと考えてございます。その中で、いろいろな資源が大切だということを感じ取っていただきたいということで考えてございます。

○湯澤委員 今ご答弁にもありましたように、戸越公園の隣という立地からしても、幅広い層の方が憩いの場として来館すると思います。その際、たまたま居合わせた者同士でSDGsを考えながら遊べる、2030SDGsというカードゲームを配置してはいかがでしょうか。これは、SDGs、17の目標を達成するために、現在から2030年までの道のりを体験するゲームで、会派全員で先日やってみました。SDGsをゲームで学び、協力しないと達成できないゲームですので、終了後には一体感と達成感が生まれました。このように、来館者同士がゲーム感覚で協力しながら環境について考えていくことは、とてもよい取組みだと思いますが、区のご見解はいかがでしょうか。

○提坂環境課長 今、委員がご提案のとおり、ゲーム感覚で楽しみながら環境学習をしていただくということは大切な視点だと考えてございます。それで、開設後につきましては、環境学習講座やワークショップなど、様々な事業を考えてございます。その中で、今ご提案のあったカードゲームや、ほかに楽しいイベントを催しまして、子どもから大人まで楽しんでいただいて、環境の意識を向上させていただきたいということで、今、考えてございます。

○湯澤委員 ぜひ、しながわ環境未来館に来てよかった、また来てみたいと思われるような施設になることを期待して、次の質問に移ります。

テレワーク導入助成についてです。令和3年度の予算にも計上されているということなので、テレ

ワークによる、さらなる感染症拡大防止を目指しているのだと思いますが、品川区はテレワークの導入について、区内業者のどれぐらいの導入を目指しているのか。また、1事業所でどのぐらいの割合がテレワークになるのが理想と考えているのか。それと、コロナ終息後も働き方改革によってテレワークは継続されると思うのですけれども、テレワークの導入経費は目標値を達成するまで延長されていくのか、あるいはコロナ終息とともに助成も打ち切りになるとお考えなのか、お知らせください。

○遠藤商業・ものづくり課長 テレワークについてのご質問でございます。

テレワークの導入について、特に目標値などを設定しているわけではございませんが、何分、テレワークをやりやすい業種、それからやりづらい業種、あるいは業種の中でも部門によって、いろいろとやりやすいといいますか、そういう部分があるかと思えます。ですので、一概に何%かというところではないのでございますが、導入については積極的に支援したいと考えているところでございます。

それから、テレワークの事業につきましては、雇用確保支援事業という形の一つでやらせていただいております。現在はコロナ禍で、要するに従業員を確保というのがなかなか難しいところでございますけれども、早かれ遅かれ人材が不足するというのがあるかと思えます。そういう部分につきましても、積極的に進めたいと考えているところでございます。

○湯澤委員 コロナによる在宅ワークの求人が増えていることから、福祉事業所で就労訓練を受けている、外出が苦手な障害者や、ひきこもりといった方の社会復帰にも大きなチャンスとなっております。社会福祉事業所は対象とはなっておりますが、そこで訓練を受けている方がオンライン訓練を希望した場合には、現在では助成は受けられないと思いますが、それで事業所が貸し出している状況であります。こういったケースにも拡充することが検討できるものなのか。難しい場合には、ほかに適用できるような助成があるのか、教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長 まずテレワークの助成金の対象の部分でございますけれども、今年度につきましては、緊急ということもありまして、一応、基本的に全ての業種といいますか、社会福祉法人や一般財団法人なども対象にさせていただいたのでございますが、来年度につきましては、私ども、中小企業支援という形のスタンスでございますので、基本的に、先ほど言った社会福祉法人や社団法人というような部分については対象外という形で、今、進めているところでございます。

○湯澤委員 テレワーク助成につきましては様々なニーズがあると思いますので、そのニーズに沿った検討もしていただければと思います。

続きまして、商店街エリアサポーターについてです。まず、事業の変更点に挙がっているIT導入サポーター事業の移行については、コロナによって、オンライン販売や電子決済を導入といった需要が増えていると思うのですけれども、どのような理由で移行となったのか。また、対象商店街が10商店街から15商店街に増えたのはどのような理由なのか。これはコロナによるものなのか。また、エリアサポーターへの依頼は、品川区商店街連合会を通じて行うと思いますが、品川区商店街連合会へ商店街からの依頼があって決定するのか、教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長 今年度につきましては、IT導入サポーターみたいな者も一緒についていったところではございますけれども、流れの中で、エリアサポーターに含めるような形で、一緒にやったほうがいいだろうというところもありまして、エリアサポーターの中で基本的には対応して、より専門的なアドバイスの必要があれば、ITに詳しい者を別の形で派遣するなりというような形で進めているところでございます。

それから、10商店街から15商店街というところの数字を増やしたところでございますけれども、

本来であれば、今年、10商店街に対して、それぞれ課題などの解決という形でやるところだったのですが、コロナの関係で、10商店街だけというわけではなくて、一応、全域でやるような形に急遽変えまして、個々の課題というよりは、様々なコロナ禍の支援策みたいなものがございますので、そちらを中心に情報提供のようなもので商店街に行くとか、あとは、先ほどのITの部分がありましたけれども、こういう状況ですのでホームページをリニューアルしたいというような部分のサポートがメインのような形になったところでございます。来年、15商店街にさせていただくというところは、商店街連合会から要望などもありまして、15商店街でということでやらせていただきまして、具体的にこのような課題があるというような話も伺った中で、15商店街でということで、私どもも一緒にやらせていただくという形になったところでございます。

こちらの予算の使い方というところでございますけれども、今、繰り返しになりますけれども、区の品川区商店街連合会への補助金という形でやらせていただくような形で、今年、進めておりまして、来年度についても基本的にそのスタイルを踏襲したいという形になっております。

○湯澤委員 IT導入サポーターのお仕事も入るということで、今回の事業内容を見ますと、商店街の店舗を巡回して、課題やニーズを品川区商店街連合会や品川区につなげ、助成金の申請やイベントの実施など商店街活動全般を支援し、若返りを図ると記載されておりました。これが全部当てはまるような商店街の場合だと、成果がかなり、ハードルが高い業務になるのかとも感じておりますが、この業務を担うエリアサポーターとは、こういった方が何人で行うのか。また、コロナによって、計画したイベントも、密を避けるために中止や規模縮小といったものがあると思いますけれども、成果を思うように出せない可能性もあるかと思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 今回、エリアサポーターを導入させていただきまして、本当に商店街によっていろいろな悩みや、あるいは当然、商店街が持っている資源、若手の方がどれだけいるかなどという部分が、なかなか、かなりその商店街によって大きく変わってくるというのは感じているところでございます。

逆に、若手の会員の方は、今、いわゆる理事長なり会長というのは、お年を召した方、高齢者の方が多いのですが、実は助けたいというか、こういうイベントをやりたいのだというような話も、エリアサポーターを通じて、各個店回りなどもしますので、そのような話も出てきておりますので、そういう部分ではうまく、今後そういう方たち、今、後継者塾みたいなものもやらせていただいています、若手の商店街のやる気のある方というのを、横のつながりということで、商店街連合会で、補助金をあげて、やらせていただいているところでございますので、今後も、各商店街に応じたきめ細やかな支援というところで、やらせていただければと考えているところでございます。

○湯澤委員 課題やニーズを聞くことも大切だと思うのですが、エリアサポーターが商店街の実態を把握した上で、課題を挙げて、成果につなげていくというやり方もあると思います。以前、区のご答弁の中に、「新型コロナウイルスの影響により、商店街運営には、ITを活用した経営戦略が不可欠であるが、商店街にはITについての情報が不足している」というものがありました。通信インフラの実態把握を行って、まずは商店街とエリアマネージャー、品川区商店街連合会がしっかりと連絡を取れる環境整備が、今後のデジタル化の促進につながると思いますが、これについてのご見解をお知らせください。

○遠藤商業・ものづくり課長 商店街のICT化、これから事務の効率化などするためには、IT化が欠かせないものだという事では考えているところでございます。

一方で、先ほど申しましたとおり、商店街によっては、日常の活動もままならないようなところもございまして、そういうところだと、まずは後継者の方を育成するという部分と、あとは、一段上げて、今、五反田バレーなどとの連携の事業などもやりまして、事務効率化に進めて、中延商店街などで今やらせていただいているところなのですけれども、そういうところで、徐々に成功事例などつくりまして、横の連携などで、こういう形でやっていけるというものを徐々に広めていければと考えているところでございます。

○湯澤委員 今後も、この事業については、Z o o mによるオンラインでの打合せや、あとL I N Eを活用した連絡網といったものを活用してデジタル化の促進に努めていただき、引き続き、商店街の活性に取り組んでいただきたいと思います。

○渡部委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、305ページの消費者センター運営費、それから301ページ、五反田バレー・商店街連携事業と、商店街エリアサポーター事業助成、それから297ページ、ちょっと戻りますが、経営変化対策資金2021についてお伺いしたいと思います。

初めに、消費者センター運営費ですけれども、今、コロナということで、インターネット等を使った、いわゆるオンライン通販みたいなものが最近増えていると。売上げなどが上がっていると思うのですが、せんだってインターネットである業者に注文した方から、トラブルになったということで、ご相談がありました。具体的にはカーテンだったのですが、インターネットを通して買ったということなのでも、コロナ禍において、インターネットを通じた商業活動におけるトラブルの相談状況、消費者センターにどの程度、今、上がっているのか、状況を教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長 インターネットに関係する問合せといいますか、ご相談のところでございますけれども、通信販売がそれに近い形になるかと思っております。昨年に比べまして大体20%ぐらい増という形で、通信販売の問合せが届いているような状況でございます。

○塚本委員 やはり増えているということかと思えます。ここに関しても、やはり消費者センターとして一層の注意喚起をやっていただきたい、必要だと思いますけれども、何か対策として取り得ること、考えられていることというのがあるのか、教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長 コロナの関係で、家で過ごす時間が長くて、その関係で通信販売がかなり増加しているということもありまして、特に傾向といたしましては、いわゆる定期購入という、月々決まったものが送られてくるような。それで、本当はもう途中でやめたかったのに、あるいは2回目はなかったのにというような形の問合せ等が、トラブルが多くなっているところでございます。

この傾向につきましては、コロナというか、その前から徐々に出てきているところでございましたので、例えば私どもで発行しております「くらしの情報誌」という啓発雑誌がございまして、そちらで普及啓発に努めているなどをさせていただいているところでございます。

○塚本委員 例えば対策として、皆さん家にいて、インターネットということは、パソコン・スマホを使って買われているわけですが、消費者センターとして、例えばZ o o mなどオンラインで、そういった方々に注意喚起をするというようなことも、1つ、やれる方法としてあったりするのか、効果もあるのではないかと思いますけれども、この点についていかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 従前からセミナーなどさせていただいているところでございますけれども、今回、コロナ禍ということで、なかなか人が集められないということで、多くの啓発的なイベントを中止にさせていただいたところでございますけれども、今回、特に子どもの親御さんを対象にした

もののセミナーを、前回、先月ですか、いわゆるオンラインでやらせていただきまして、対象の方が若い方であれば、比較的スムーズにいくのかというところが判明したところでございます。今回の定期購入につきましては、もうそもそもインターネットなどに慣れていらっしゃる方が対象になろうかと思いますので、そういう面でも、広く普及啓発を、ツールを使ってさせていただければということで検討していきたいと思えます。

○塚本委員 次に、301ページの五反田バレー・商店街連携事業、また商店街エリアサポーター事業助成。先ほど、同じ会派のたけうち委員から出た、生活応援商品券などのことも関連して質問したいと思えます。

これまでも幾つか質問がされてきているかと思えますけれども、主にITに関わる商店街の活性化などというような視点での質問になるのですが、報道などによりますと、昨年11月、五反田バレーと商店街の連携事業のイベントがありまして、そのイベントの中で、各商店街からは、商店街の会員のITについての理解力が低いのだと。30代から40代の顧客層の取込みができていないといったことが報告されたというふうになっていました。商店街エリアサポーター事業などでは、EC作成やキャッシュレス決済といったことを進めていこう、商店街に導入していこうというところ。それで、五反田バレーとの連携事業では、これまでの議論にも出てきておりますけれども、VRなどを活用したバーチャル商店街の提案などというものがあつたとも聞いております。

そこで、様々な提案が今されているわけですが、具体的に各商店街において、どういった事業が検討されて、ある意味、実施に向けて具体的な検討が進められているものがあるのか、幾つぐらいの商店街において、どういう事業が、実施に向けて具体的な検討がされるような見込みとなっているのかを、まず教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長 昨年の11月に、「デジマ式plus」イベントと呼んでおりますけれども、そこで武蔵小山商店街振興組合と、それから立会川龍馬通り繁栄会の2つが、それぞれの商店街の課題をお話ししまして、それに対して6社が、それぞれ自分の持っている会社の資源を基に、こんな解決ができますという提案をするというようなイベントをさせていただいたところでございます。一旦、そのイベントは短い時間ですので、そこで終わりますと、その後、個別に商店街と企業が話し合いをするというところでございます。1月、2月で、今やっているという話は聞いたのですが、今度、実証実験というか、実証実験に行く前の段階のものを、中身はまだお話しできないところではあるのですが、やるような話は聞いているのですが、緊急事態宣言が出て、企業側で、今、要するに全員出社していないという、全員自宅でというようなところもありまして、ちょっと止まっているような部分もあるかと思えます。来年度、500万円予算を計上させていただきまして、うまくいくものについては、どちらかの商店街、あるいは両方の商店街で、いろいろな形で実証実験をしまして、それを区内の商店街に、あるいは企業からすれば全国に広めるという形で進められればと思えているところでございます。

○塚本委員 特に、幾つか提案されている事業の中で、キャッシュレス決済ということが1つの提案としてありますけれども、キャッシュレス決済は、そもそも店舗としてデジタルのキャッシュレス決済に対応していかないと始まらないわけでございますけれども、導入に当たって、やはりカード会社に払う決済手数料といったことが、いろいろな障壁というか課題になってくる部分が大きいのではないかと私は思っておりますけれども、改めまして、キャッシュレス決済導入に関しまして、主に店舗側においてでございますけれども、メリットと、また、その導入に際しての課題といったことについて、どのようにお

考えになっているのか教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長 キャッシュレス化についてのメリットとデメリットというところがございます。

メリットといたしましては、いわゆる小銭をお返しする、お釣りなどの小銭を用意する手間が少なくなるという部分と、あるいは最近ですとコロナの関係がございますので、衛生的な部分があるかと思っています。

デメリット、課題につきましては、そもそも機器を導入しなくてはいけないというところと、あと、先ほどおっしゃった手数料の部分、それから入金までに時間がかかるというところがございますので、その辺、最近では結構早く入金がされるというような話は聞いておりますけれども、業者によっては時間がかかるというところがございます。その辺が課題と認識しております。

○塚本委員 メリットについては、一定程度、顧客は広がるというところもあるのではないかなと思うのですが、デメリットもやはり、確かに今おっしゃったようなところがあって、なかなか導入に踏み込めない、二の足を踏んでいる店舗が結構多いというのが現状かと思います。

先ほどたけうち委員からもあった生活応援商品券。これは、東京都が予算計上して、都内で進めていくというような考えのようですけれども、これもデジタルということですので、店舗側がやはり何かしらのデジタル対応をしないと、恐らく活用できないのかというところがあるのですが、ちょっとまだ全容が明らかになっていない中で、どこまでご答弁できるか分かりませんが、店舗側の対応として何か必要だろうと思われるようなところを、分かる範囲で教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長 店舗側の準備というところで、キャッシュレス化を進める際に、簡単な方法ですと、QRコードだけ置いておけば、要するにスマホ側で操作することでできるという部分がございますので、そうするとあまり店舗側の負担は少ないのかというところと、逆にそういう部分ですと、今度は高齢者の方はなかなか使いづらいなどという部分があるかと思います。あとは、しっかりやるということになると、やはり機器を導入するという形になりますので、そうすると、そこそこ費用負担、私ども助成金などがあるので、それを活用していただければと思ってはいるのですが、そのような形です。準備としては、そのぐらいが必要なのかと考えております。

○塚本委員 分かりました。ありがとうございました。

あと、これもちょっと、どこまでというところはあるのですが、いわゆる地域限定デジタル通貨というのが、これまでも議論になっていましたけれども、いろいろ取り沙汰されております。こういったものが、大手のカード会社を介しての、決済手数料がかかるような決済とは別の形で、手数料は、理想的にはなしだと。あるいは、かなり低いパーセントで収められるとか。このような形で、地域限定のデジタル通貨みたいなものを、ぜひ進められないかと思うのですが、この点についてはいかがでしょう。

○遠藤商業・ものづくり課長 いわゆる地域通貨のお尋ねでございますけれども、こちらにつきましても、スマートフォンでやるのか、あるいはプリペイドカードみたいなもので用意するのかというところで、恐らく機器も変わってくるのかと思っております。それでも変わりますけれども、地域通貨を実際にやっていらっしゃる自治体などもございますので、その辺の状況を見ながら、様々な形で一応検討させていただければと思っております。

○塚本委員 では続きまして、経営変化対策資金2021について、残り時間で伺っていききたいと思います。

昨年までの経営変化対策資金２０２０の限度額が２，０００万円、使途は運転資金のみということでしたけれども、来年度の経営変化対策資金２０２１は、限度額は１，０００万円。使途としては、新たに設備資金というものを加えております。これについての、限度額と使途について加えた点についてのご説明をお願いします。

○遠藤商業・ものづくり課長 限度額を減らさせていただいたのは、おおむね２，０００万円という形で２０２０は用意させていただいたのですが、１，０００万円ぐらい使われる方が実際に多かったということで、この金額にさせていただきました。

それから、設備資金を今回導入させていただいたのは、コロナの影響はあったものの、そろそろ事業によっては前向きにといいですか、新たな投資、業態変更など、いろいろな部分で設備資金が必要になってくる可能性が高くなっているかというところで、今回、追加させていただいたというところでございます。

○塚本委員 それで、品川区が四半期ごとに出している中小企業の景況調査なのですが、令和２年７月から９月期というのが、今、出ているところ、発行されているところの最新かと思いますが、この調査に書かれている内容を見ますと、資金繰りというところについては、押しなべて資金繰りは厳しさが和らいだというような評価になっております。これは、昨年、区の融資あっせんの一つの効果が出ているとも見られると思うのです。経営変化対策資金２０２０も、当初は５００万円からスタートいたしましたけれども、最終的には限度額が２，０００万円と拡大されております。令和３年につきましても、状況を注視して、限度額など、区内の状況に応じた柔軟な対応を求めたいと思いますが、最後に一言お願いします。

○遠藤商業・ものづくり課長 この後、コロナの分がどのような形になるか分かりませんので、いろいろな施策を考えて、検討させていただければと思っております。

○渡部委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後３時２４分休憩

○午後３時４０分再開

○渡部委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。西本委員。

○西本委員 まず全体の話を知りたいと思っています。区内の産業経済ということで、コロナ禍によってどういう影響が起きているのかということ。いろいろな分野によっても違うかと思うので、全体像をどういうふうに捉えているか教えてください。それを調べる調査などはしているのかどうか。そして、補助金の考え方なのですが、国や東京都、他の自治体が行っているからなどということでは事業はしていないだろうと思うのですが、どのように、まず品川区の産業の状況についてお伝えください。

○遠藤商業・ものづくり課長 国内の産業の捉え方でございますけれども、私どもも四半期ごとに、中小企業の景況ということで、ある調査会社に依頼しまして、各中小企業からアンケートなど、内容は主に景況なのですが、取らせていただいて、それを基に、いろいろと検討などの材料にさせていただいているところでございます。

補助金についてのお話でございますけれども、いろいろな考え方があるかとは思いますが、まずは国や都が、いろいろな助成金などの支援策がありまして、私どもといたしましては、それを踏まえ

て、区としてどういうものややっていけばいいかというところの話になるかと思っております。例えば、ものによっては業種を指定したりという部分も国などであったりする部分ですので、私どもはそういうものではなくて、広く皆さんが使えるようなもののほうがいいだろうというような形で、例えば検討させていただくような形で進めております。

○西本委員 もう少し、分析した結果というか、品川区の産業がどうなっているかというお考えをお聞きしたいのですけれど。

○遠藤商業・ものづくり課長 主に、製造業や卸売業などいろいろありますけれども、当初、コロナが始まって以降は、もう全般的に全ての業種が駄目というような形になっていたところでございます。その中で特に飲食業がというところがありますけれども、飲食業は引き続き、今までになっても、なかなか上がってこないというところがある一方で、逆にほかの業種については、その業種の中でも、いろいろと差があると感じております。例えば印刷業一つ取ってみても、印刷業でも、10月から12月で、いわゆる広告宣伝費がかなり伸びていて、人が足りないと言っているようなところもあれば、依然として印刷業でも駄目だというところがあるので、業種というよりは、かなり取り組んでいらっしゃるものによって幅があるとは感じているところでございます。

○西本委員 やはり感じていることが、この大転換期と言われている社会の中で、かなり工夫して、例えば飲食業にしてもテイクアウトをしたりということで、非常に工夫をされて、何とか継続しているという姿もあれば、協力金というものがあって、その協力金があれば、ある程度、抑えられる、賄えるというところもあれば、そうすると、休む形だけです。休めばいいわけですが。ただ、チェーン店などの大きな飲食店等でいうと、協力金だけでは当然賄えないということで、本当に潰れるかどうかという瀬戸際のところもあると思うのです。そういういろいろな現象が起きている中で、テレワークのことであったり助成金であったり、それから融資あっせんなど、いろいろされてはいるのですけれども、ここから具体的なところの質問いたしますが、まず、働き方改革推進の中にテレワーク導入とあります。このテレワークという、一般的に言うと、ほぼ、パソコンは持っているし、テレワークという、何となく、すぐできそうな気がするのです。でも、また来年もやる。それと、新しい事業も展開する。一体どういうところにお金がかかっているのだろうかというのが不思議なのです。それを、どう区は考えて、また来年もこれを拡大しようとしているのか。

それから、融資あっせんもしておりますけれども、借りたくても借りられないという方が多いです。返す当てがないという。それで、先ほどの質問の中で、少し、アフターコロナで動きが出てきそうなので、設備投資という形での融資あっせんを考えていると言うのですけれども、そこはかなり、何でしょうか、商売がうまくいっているのではないかと思うのですよ。大抵は、借りたくても借りられない。返せないということが先にあるので、経営変化対策資金2021をやろうとするときの融資あっせんの考え方も、段階を踏んでいかなければいけないのではないかと。実情を踏まえた形での融通性を持たせていくような対応をしていかないと、なかなか、勝ち組だけ勝ってしまって、負け組は負け組、立ち上がれないという状況にはならないか、非常に心配するのですが、いかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 まず、助成金の中で、今回、テレワークという形でお話しさせていただいたところでございます。テレワークは、コロナの関係で出勤を抑制するという部分もございすけれども、こちらはいわゆる雇用確保支援という形でさせていただいているところでございまして、これからいろいろな働き方がある中で、テレワークというのが、要するに短時間働かれる、介護をやっているとか育児をやっているとか、そういう方にとっては非常に重要なツールかと思っているところでござい

ます。そういうものも含めまして、テレワークについては引き続き支援をさせていただくというところでございます。

それから、融資あっせんがございますけれども、借りたくても借りられない、あるいは返せないというところがあるかと思います。今回、国でもそうなのですが、コロナ禍で非常に大変な思いをされているということで、通常以上に、貸し手の銀行側に、融資をするようにというような通知なども出ているところがございます。私どもは、借りたくても借りられない方については、コロナの影響ではなくて、もうその時点から既に事業が難しくなっているというような方で借りられないという話は聞いておりますけれども、通常に流れているところであれば、基本的には銀行で貸しているというような形で聞いているところがございます。

それから、借りても返せないというところがあったかと思いますが、なかなか返すのは、コロナで新しく売上げが伸びない中でということがあろうかと思います。そういう部分も含めまして、昨年の5月に補正予算を組ませていただいて、経営変化対策資金2020を導入し、据置期間を3年という形に改正も行いまして、3年間は何もしなくても、借りたお金を持っていていいと。3年間たてば、売上げは回復できる、何らかの形で返す形ができるでしょうということで、恐らく3年を設定しているというのは、ほかの区でもなかなか見当たらないような、かなり思い切ったことをさせていただいたところでございます。

○西本委員 私は、もう少し品川区内のいろいろな業種の現状を見るべきだと思っていまして、何というか、3年据置きとか、いろいろやっておりますけれども、今のいろいろな事業所からすると、本当に怖いと思います。どうなってしまうのだろうというところが先に立っていると思うのです。なので、ここで借りていいのか、借りないで倒産してしまったほうがいいのかという瀬戸際が、今なのではないでしょうか。そういう状況の中で、区は何ができるのだろうというところ。ただ単に、あっせんするからいいでしょうということではなくて、もっと中に踏み込むことなのか、いろいろな方法はあるかと思いますが、その現状に合わせた政策というものを、やはりこれから、来年度は考えていかないと、みんな、ばたばた潰れていってしまうということにはならないようにしていただきたいと思いますが、そのお考えをお聞きしたいと思います。

○遠藤商業・ものづくり課長 私どもで、融資あっせんを中心に、様々なメニューを用意させていただきまして、その結果、昨年においては、いわゆる倒産の件数はこれまでになく少なかったというような状況もございます。今後もいろいろな中小企業のお話などを聞いてまいりまして、引き続き必要な支援に努めたいと思っております。

○西本委員 ぜひ、細かいところ、品川区内の事業者がどうなっていくのかというのは、本当にこれから非常にいろいろ変わる可能性がありますので、しっかりと情報収集して対処していただきたいと思います。

○渡部委員長 次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 285ページ、家庭における温暖化対策啓発冊子作成、293ページ、有料ごみ処理券経費、303ページ、駐車場耐震化防災工事等についてお聞きさせていただきます。

まず最初に、285ページの、家庭における温暖化対策啓発冊子作成についてお伺いいたします。これは品川区全体で、温室効果ガスの排出量においては、家庭部門は約3割を占めているということで、そのため、家庭向けの温暖化対策啓発冊子を作成していると思います。今年度から新規事業を推し進めていると思います。

それで、対象年齢が、４年生から９年生とその家族。配布先が、学校、地域センター、文化センター、図書館となっていて、この冊子は漫画風の構成になっていて、とても見やすく、環境について親子で考えるという意味合いで言うと、非常に有効だと思います。そこで、改めて、今、私がお聞きしたような中で、対象年齢が４年生から９年生ということなのですけれども、これは、対象の生徒、児童を対象に、４年生から９年生まで配布しているということによろしいでしょうか。

○堤坂環境課長 今、委員がお尋ねのとおり、４年生から９年生を対象にして配布させていただきました。１年生から３年生については、ちょっとまだ内容が難しかったので、今回は見合わせました。

○高橋（伸）委員 今年度の予算が２５５万円に対して、来年度が２０万４、０００円と計上されています。そうすると、私が持っているのが、来年度は全対象の４年生から９年生には、多少かぶる部分はあると思うのですけれども、配布方法が違うという解釈でよろしいのでしょうか。

○堤坂環境課長 これは今年度の新規事業でございまして、来年度につきましては、内容を見直すということはせずに、来年度新たに４年生になる生徒を対象に配らせていただくということでございます。内容については、３年から数年置きに見直して、また新たなものを作っていきたいと考えてございます。

○高橋（伸）委員 分かりました。ぜひ、省エネ対策に関する知識を広めていただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、２９３ページ、有料ごみ処理券経費についてお伺いさせていただきます。まず最初に、有料ごみの処理券の経費が約２、３００万円ということなのですけれども、その内容をお示しいただきたいと思います。お願いいたします。

○工藤品川区清掃事務所長 有料ごみ処理券の経費の内容でございます。こちらは、事業ごみと粗大ごみの処理に要する手数料を、有料ごみのシール制としておりまして、それに要する経費でございます。主な内容といたしましては、区内３３０店舗に対する徴収事務手数料１、４００万円と、処理券の印刷経費８００万円でございます。

○高橋（伸）委員 これは地域からの相談なのですけれども、粗大ごみの処理券が２００円券と３００円券の２種類があると思います。料金が低い粗大ごみを排出する際に、この処理券を複数枚、添付、貼付しなくてはいけないと思うのです。それで、この考え方について教えていただきたいのが、何とかならないかという、地域の方からのご相談も受けましたので、見解をお知らせいただきたいと思います。

○工藤品川区清掃事務所長 処理券は２種類しかございません。そういった意味では、品目によりまして複数枚、貼っていただくような形になります。考え方といたしましては、実際の状況の中で受付割合を見ますと、２００円、３００円、１枚ずつで済む方が約７８％ぐらいいるということです。また、２００円と３００円を組み合わせることで対応可能な方、これが１５％いらっしゃるということで、９３％の方で、シンプルな料金体系で対応できているというところがございます。また、２３区の中で、共通でデザインを印刷したり、価格等も統一してやっているということでございますので、次回の料金改定のときに、区民の利便性や、何というのですか、排出の実態等を考えながら検討するということになります。

○高橋（伸）委員 それで、コロナの影響で、今現在、粗大ごみは恐らく相当、以前よりも増えていると思います。また、申込みから回収までの期間はどのようなふうになっているのか、お知らせいただきたいと思います。

○工藤品川区清掃事務所長 コロナの影響で、やはり自宅内で断捨離、また在宅勤務等で机を買い換

えるとか家具を替えるという動きがございまして、飛躍的に素材の排出が増加してございます。

状況的には、受付件数、4月、5月、6月で、おおむね前年度同月比で、4月が32%、5月が37%、6月が43%、これは受付件数でございすけれど、このような状況になっておりまして、その後は15%から20%ぐらいで推移してございます。また、1月になりまして、緊急事態宣言が発出されましたので、また上昇しているような状況でございます。

また、受付から回収までの期間でございすけれども、私どもの考え方といたしましては、やはり2週間以内には回収したいという形でやってございますが、やはり4月・5月・6月は、それを超えているような状況でございましたけれど、今の現状としましては、おおむね10日前後で回収できるような体制を整えているところでございます。

○高橋（伸）委員 分かりました。今後も粗大ごみの収集をぜひ円滑に進めていただきたい、実施していただきたいと思います。ありがとうございました。

最後に、303ページ、駐車場耐震化防災工事等についてお伺いいたします。これは、5件で2,300万円というのが計上されております。これは、工事内容などはあれなのですが、具体的にお知らせいただきたいと思います。

○遠藤商業・ものづくり課長 こちらにつきましては、商店街の行うハード部分についての整備費という形になりまして、そのうちの 하나가商店街の耐震化という形になっております。あとは、LEDの街路灯や放送設備の更新工事などが含まれている。ほかの5商店街でやるというところでございます。

○高橋（伸）委員 そうすると、防災工事等になっていますけれども、耐震も必要などところもあるということの理解でよろしいでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 こちらにつきましては、武蔵小山商店街振興組合から来年度やりたいというお話がありまして予算計上、都の補助金と区の補助金という形で、3分の2を助成させていただくというものでございます。

○渡部委員長 次に、鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 2項環境費の2目リサイクル推進費、ページで言うと288ページ、資源回収・中間処理事業関係で質問させていただきます。

まず、集団回収です。今朝ほど財政課長から、金額の変更ということもご説明がありました。私は昨年の決算特別委員会でも質問させていただいたのですが、集団回収、各団体は、この金額を目当てに動いているものではないですが、やはりこれは気になるところで、事項別説明資料を見ると、1キロ6円から1キロ8円に変わっていると。やはり、資源の、古紙の金額が下がっている中で、この金額が上がってきたということは、資源回収、古紙回収の重要性の問題、また意識を増やしていこうという思いだと思うのですが、これから団体をどうやって増やすのか、それから意識づけをどうやって増やしていくかということについて、お考えをお聞きしたいと思います。

○工藤品川区清掃事務所長 集団回収の報奨金、来年度は6円から8年にアップさせていただきます。考え方といたしましては、やはり区民の皆さんの取組みを支援するというのが行政の役割でございすので、そういったところに私どもも力を入れて取り組みたいというところで行ったところでございます。

○鈴木（真）委員 ぜひ、また量も増やしていただきたい。新聞の購読数が減っているから、厳しい中にはあると思うのですが、その辺をお願いしたいのと、もう一点、集団回収の事業者に対するルート対策費があると思うのですが、これの状況について教えてください。

○工藤品川区清掃事務所長 ルート対策費のお尋ねでございます。ルート対策費といいますのは、古

紙事業者が、市況が悪化した場合に、採算が合わないという状況が出てくる。それを食い止めるために、一定量の、何というか、7円下の市況になった場合に、その差額を区が補助するというものでございます。こちら、今、古紙市況が非常に落ちてございますので、私ども、4月からは、7円を下回った場合に、上限3円という形で支援しておったものを、この制限を撤廃しまして支援するという事で、その辺の支援策を充実させて、回収網の安定化を図っているというところでございます。

○鈴木（真）委員 他区においては、事業者が、採算が合わないということで引き揚げてしまっているところもあるとお聞きしています。区内の事業者にもこれからも協力してもらう上で、ぜひ、いい形になったと思いますので、協力してやっていっていただきたいと思います。

もう一点、次にプラスチック製容器包装費、先ほど来、随分お話も出ております。先ほど環境課長からも、新しい法案ということがお話に出ましたけれど、今日、閣議決定して、これから出ていくということで、先ほどお昼のニュースでやっていましたのですが、現状で、現在の段階では、プラスチック製容器包装の回収量が相当増えていると思うのですが、燃やすごみの中に、リサイクルできるものがまだ多く含まれているという状況もお聞きしています。これは、分別するのは非常に難しいと思いますし、私もうちで、これはどっちにしたらいいのかわからないという状況が、たまにあります。こういうものを、いかにまだ、区として当然伝えていることは分かるのですけれども、さらにこの辺を理解していかないと、今現在、八潮のJ R東日本東京資源循環センターで取り扱って処理していると思うのですが、その中にもかなり混ざっている。燃やすべきものか、再生するべきものかというのが分からないような状況もあると思うのですけれども、その辺をこれからまだどうやって伝えていくのか、これからの考え方を教えてください。

○工藤品川区清掃事務所長 プラスチック製容器包装の区民の分別をさらに徹底するための、これからの品川区の役割というところでございます。

やはり、汚れていないというところが、区民にとって分かりにくいということでございます。私ども、水でさっと洗って出していただきたいといいましても、個人によって、その感覚が異なっているということでございます。やはりこの辺は、私どもも啓発でいろいろと周知しているところでございますが、やはり写真を使う、画像を使う、動画を使う。また、地域の中でも出向いて、どんなふうにして洗えば、こういった形で、どの程度のものが、何というのですか、プラスチックとして再生できるのかというところを、きめ細やかに、詳細に、丁寧に説明してまいりたいと思っております。

○鈴木（真）委員 先ほど言ったJ R東日本東京資源循環センターに、やはり今、多分、割合としてはそんなに多くないのですか。やはり、かなり混ざってしまっているのでしょうか。それによって、次に出したときに、せっかく集めたものが、効果がなかったというような形になってもいけないと思うので、次へ持っていく流れと同時に、今混ざっている割合的なものが具体的に分かれば教えてください。

○工藤品川区清掃事務所長 実際、区民から出されたプラスチック製容器包装、八潮の資源循環センターで手選別されます。その際に、やはり汚れがひどいもの、また異物が混じっているものというところの割合が、20%ぐらい入っているということでございます。ある程度、品質を上げて再生工場のほうに持っていかないと、品質として適合しないということでございますので、そのような、今、異物を取り除いているということでございますので、今後さらに周知を徹底しまして、なるべく異物が少ないような形で再生のほうに回したいと思っているところでございます。

○鈴木（真）委員 私もなるべく、そのように意識してやっていきたいと思います。

もう一つ気になったのが、レジ袋が有料化になった後に、私も買物に行ってもレジ袋は買わないようにしているのですが、これは、区として、何か傾向的なものが見えるところはあるのでしょうか。

○工藤品川区清掃事務所長 レジ袋の有料化が、昨年の7月から実施されたわけでございます。全体的に7割ぐらいの方が断っているということで、従来、レジ袋でごみ出しをしていた方も、実際問題、レジ袋がなければ、ごみ袋を購入して出しているような状況でございます。現場に聞きますと、まだ顕著な状況変化というのは見て取れませんが、私どもとしましては、ごみ量に見合った袋で出していただく。しっかり縛って出していただく。そのような形でお願いしておりますので、今後もその辺のところの、現場の状況、ごみ出しマナー等を含めて注視してまいりたいと思っております。

○鈴木（真）委員 もう一点、今度、品川区一般廃棄物処理基本計画に関してです。平成25年から令和2年までの10年間でございますけれども、この中で、子どもを対象とした環境項目というのが出ていますが、取組みとして、小学生ポスター展、小学生用啓発冊子の配布、スケルトン車両による環境学習の3項目が出ています。何か物足りない感じがしていました。今度、環境学習交流施設ができてまいりますが、例えばリサイクルについても、もう少し環境学習交流施設の中でやっていけないのかどうか、その辺でお考えをお願いします。

○工藤品川区清掃事務所長 私どもも、いろいろと子どもたちを対象とした啓発等、ポスター展等々、行っておるところでございます。新たに環境学習交流施設ができるということでございますので、そういった中で、講座内容を、リサイクル、例えばプラスチックごみについてなど、様々なことを考えまして、環境課と連携しながら啓発に取り組んでまいりたいと思っております。

○鈴木（真）委員 処理計画なのですが、策定の時期の関係なのですが、長期基本計画には、「持続可能な循環型社会」という言葉が出てきています。この一般廃棄物処理基本計画にはまだ出ていないので、これから改定に向けて、その辺も出てくると思うのですが、この改定時期の問題もこれから考えなくてはいけないのではないかという思いを持ちながら、質問を終わります。

○渡部委員長 次に、おくの委員。

○おくの委員 私からは、295ページの中小企業経営支援事業費や、301ページ、新型コロナウイルス感染症対応特別助成に関わって、コロナ禍で落ち込んだ地域経済の回復、特に家賃支援給付金について質問したいと思います。

濱野区長の今年の施政方針演説では、新型コロナの感染拡大が、感染の不安、所得の低迷、失業など、生活基盤を大きく揺るがしているのが、令和3年度予算は、一日でも早く区民が安心できる生活を取り戻せるよう、新型コロナウイルスの感染拡大防止と地域経済の回復について、最優先かつ最重要課題としてスピード感を持って取り組むとしています。しかし、最重要課題とされる地域経済の回復では、事業所への各種融資あっせんを継続、事業継続に欠かせない物品の購入費助成、テレワーク導入等の支援、プレミアム付区内共通商品券などが挙がるのみで、これだけで本当に地域経済の回復につながるのか、私は疑問です。それはなぜならば、施政方針演説自体の中にあるとおり、前例のない規模で需要が急激に縮小しており、私たちはこれまでにない未曾有の危機に直面しているからです。また、2020年のGDPは記録的な落ち込みとなりました。リーマンショック直後の2009年以来のマイナス成長です。さらに、今年1～3月期のマイナス成長への再突入は必至と言われるような状況でもあるからです。

そこで伺います。より多くの直接支援など、地域経済の回復のためには、さらなる対策が求められていると私は思うのですが、いかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 事業者の直接支援というようなお話でございます。今回、緊急事態宣

言が再度出されまして、東京都から、飲食店に関しましては1日6万円の補助、あるいは国でも今、コロナに関連した業種について一律で資金を貸付するなど、様々な支援がなされているところかと思えます。

区といたしましては、幅広い業種に対してという形でございますので、先ほど委員からお話があった新型コロナ対策の助成金などという部分を、確実にやっていきたいと考えているところでございます。

○おくの委員 私としては、区独自、国の支援というのは打ち切られる中で、持続化給付金、あるいはここで問題にしたいと思っている家賃支援給付金などが次々と打ち切られてきました。それで、区独自のものも打ち切れようとしています。区独自の対策支援として、先ほども話に出ていましたけれども、各種融資あっせんを継続するなどというのが主体になってきているわけです。そういう中で、いよいよこれから大変な状況になろうとしている。そういう中で、品川区独自の態度、姿勢、そして対策として直接支援、例えば家賃、固定費というものを支援して、地域経済の回復に向けて頑張ってもらおうという対策を、今こそ示すべきときではないかとお伺いしたのですけれども、いかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 固定費に関する支援ということで、ご質問でございます。先ほども申しましたけれども、国で一律に様々な支給をしているところと、あとは人件費等につきましては、雇用調整助成金など用意しているところでございます。区といたしましては、特に固定費に対する支援ということについては、現行、考えておりません。

○おくの委員 では家賃支援給付金を材料に、もう少し具体的にお尋ねしてみたいと思います。

予算特別委員会の補正予算の審議の中で、のだて委員の質問への答弁で、7億2,000万円の予算が組まれた区の家賃支援給付金の申請数は2,742件あり、助成額は1億2,555万円とのことでした。そのときにも触れられたように、財源は地方創生臨時交付金とのこと、6億円余っているということでした。この家賃など固定費への助成の要望は、非常に強いものがあります。この補正予算が通ったときに、私の知っている飲食店でも、品川区でも家賃助成をするということをお知らせすると、その方はすぐに申し込まれました。また、この年末年始にも、ほかのお店などにお尋ねしますと、家賃を助成してほしいというお声は、何軒かで、やはりお伺いいたしました。非常に強いものはあると思います。

予算特別委員会の中で、6億円を使い残している原因は、1か月の売上げが50%以上減少していることを要求するなど、国の家賃支援給付金の給付の要件が厳し過ぎることだと、理事者は答弁しています。そうであるなら、国の給付の要件を緩和するなど、家賃支援給付金を工夫したものを区自らが行うということを考えてもいいのではないのでしょうか。少なくとも、国に対して、そういう家賃支援給付金が、今、現場では求められているのだと要望してはいかがでしょうか。どうでしょう。

○遠藤商業・ものづくり課長 家賃支援給付金につきましては、委員がおっしゃるとおり、なかなか国のほうのハードルが高いのかというところかと思えます。特に分析という形ではないのですが、1件当たりのこちらの給付額というのが、当初見込んだものの、大体平均で半分ぐらいの方が多いかと見込んでおります。ということになりますと、50%以上売上げが減少した企業という条件にある程度の規模のところ、今回、該当しなかったのかと考えているところでございます。そういうところを、区でなかなか、30%あるいは10%という形で対象にするというのは、少し、給付額といいますか、区の予算的にも、なかなか厳しい部分があるのかと考えているところでございます。

○おくの委員 ですから、その辺の要件を工夫した制度を区独自に求めることは考えられないのでしょうか。伺います。

○遠藤商業・ものづくり課長 家賃支援給付金、いろいろと制度の部分で、何%などという、どこを

区切りにするなどあるかと思いますが、私ども、当初の考えといたしましては、国あるいは都の上乗せという形でやらせていただいているところでございますので、新たな家賃支援給付金の制度の区独自の制度というものは考えておりません。

○おくの委員 考えていないのは事実でしょうけれども、それをなぜ考えられないのですか。私が聞いている範囲では、要望は強いものがあるのですし、必要だとは思いますが、いかがでしょう。

○遠藤商業・ものづくり課長 国の緊急事態宣言で痛手を被っているようなところにつきましては、国や都の様々な支援がございます。私どもといたしましては、区独自ということで、融資あっせん、それから新型コロナウイルス感染症対策特別助成などで支援をしていきたいと考えております。

○おくの委員 これは、組んだ予算が7億2,000万円で、使い残しているのが6億円あるというのは事実です。6億円、1件当たり、先ほどおっしゃったように、もともと予定した予算の1件当たり10万円というものの半分、1件当たり4万5,000円ということで使われました。これをもし同じようにやれば、たしか1万件以上の新たな方が助かるわけです。やる価値はあるし、ぜひやってほしい、また、区民の方も要望しているわけです。ぜひやってほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 現行におきましては、家賃支援給付金の新たな施策は考えておりません。

○渡部委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 299ページ、シルバー人材センター支援事業と、301ページ、モンゴル高専との科学技術交流事業です。

まず、シルバー人材センターですけれども、シルバー人材センターは、様々な就業機会を通じて、高齢者の方々の社会参加と福祉の増進を図っていると伺っています。コロナは様々な分野に影響を与えていますが、地域のシルバー人材センターの会員の方にも影響があり、お仕事をされている姿をよく見かけるのですが、ある方が、高齢なのですけれどもお元気な方で、シルバー人材センターで仕事をしているのだけれども、コロナ禍で仕事がなくなって困っている。今後が見通せないとか、仕事が来ないので、会員をやめさせていただいたなどのご意見を頂いています。

議会に配付された、令和3年1月1日発行の、シルバー人材センターが発行しています「シルバーしながわ」によると、令和2年度上半期の執行状況が出ていました。令和2年度の目標達成率、上半期の執行状況ですが、会員数は約88%、受託件数は41%、契約金額は43%、就業実人員も83%ということでした。契約金額のうち、請負・委任は目標の43%、派遣は29%ということです。コロナの状況もあるのだと思うのですが、どのような理由でこのような現状になってしまっているのでしょうか。受託のお仕事などがどのような状況かということをお尋ねします。

○遠藤商業・ものづくり課長 シルバー人材センターについてのご質問でございます。

まず、シルバー人材センターは、特に4月・5月につきましては、本当に完全に止まってしまったようなところがありまして、いわゆる公共部門、それから民間部門を含めて、ほとんど仕事がなくなってしまったようなところがありますので、上半期についてはかなり厳しいような状況だったというのが、そちらの資料になるかと思います。現在、12月までの形になりますけれども、前年と比較しますと、おおむね11%、件数で11.2%、請負・委任は金額によっても11.5%ということで、一時に比べると大分持ち直してきたのかというところでございます。

○高橋（し）委員 11%の減ということでよろしいですか。それはちょっと後で。

それで、民間部門では一時帰休やテレワークで、お掃除や食堂のいろいろなお仕事や、それから公共部門では、今ありましたけれども、目的外使用といったことで施設を閉じたりしていました。そういうものがあって、非常に仕事が、受注が少なくて大変だったと。

そう考えると、シルバー人材センター、まずは本体についての影響がどのようにあるかということで、助成金が8,500万円ほどあると。運営費から見て足りているのかということ。それから、貸付金。区で貸付金が7,800万円。これは、令和2年度の補正、先日の補正では、この部分の補正はなかったのですが、この2つの点についてどうでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 失礼いたしました。件数・金額についても、11.2%の減という形になります。大変失礼いたしました。

それから、いわゆる助成金と貸付金の部分でございますけれども、そちらについては、確かに厳しい部分はあるというような話は聞いているのですけれども、運営が成り立たないというようなことはなくて、現行の助成金の範囲でやりくりできるというような話がありましたので、影響ないと考えているところでございます。

○高橋（し）委員 とすると、本体の運営には、影響が今のところ出ない見込みであると。そうなる、今お話があったように、やはり会員数がなかなか厳しい状況ということなのですが、退会した人や、片やお仕事がなくなかった方もいるのですが、国や都の支援は、様々な助成金や給付金などがありますけれども、こういった事情の会員個人には届くような仕組みがあるのかということ。そして、区として会員に何らかの支援はできないのでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 辞められた方への支援ということで、恐らくシルバー人材センターは、いわゆる請負や委任という契約になりまして、雇用契約ではないところでございますので、なかなかそういう支援、要するに給料の補填の形のものは、現状、難しいというところでございます。現在ですと、シルバー人材センターに、なかなか逆にコロナの関係で仕事が怖いというようなところのお話も頂いているところでございます。そういう方は、引き続き、恐らくコロナが終息すれば、人材不足というところがございまして、そのときにまた改めて、お仕事に復帰していただければと考えているところでございます。

○高橋（し）委員 お仕事の仕組みとして請負という形なので、なかなか制度上、そういった支援を行っていくという事情があると伺いました。それで、本体のシルバー人材センターとしても、いろいろな努力をしていると思うのですが、今後の対応と、そして、今お話を少し頂きましたが、見通しはどのような状況でしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 今後の対応ということでございますけれども、なかなか減少した部分をそのまま補填というところは難しいところがございまして、新たな事業開拓を進めるのと、あとはシルバー人材センターで派遣業務などもやらせていただいているところがございまして。現行、まだ3年目で、まだそちらが充実していない部分がございまして、そちらについて広く周知等、事業拡大を図っていくという形で進めていければと思っております。

○高橋（し）委員 今お話があったように、新規事業の開拓や加入の促進、そして今、派遣の話がありました。保育補助のお仕事も今、増えつつあるということをお聞きしておりますので、そちらも含めて、高齢者の方々の社会参加と福祉の増進へのご支援をよろしくお願いいたします。

次はモンゴルの高専のお話ですが、これまで何度かお尋ねしまして、昨年度は正規雇用の方が区内の企業にも就職されたというようなお話がありました。今年度、令和2年度の状況と、そして、またコロ

ナの話になりますが、コロナの状況下の中でどうかということと、まず今年度の状況をお伺いします。

○遠藤商業・ものづくり課長 モンゴル高専等のいわゆる連携事業でございます。

こちらにつきまして、本来であれば今年度ですので、昨年になりますが、10月頃には入社して、モンゴルからいらっしゃって、5社6人の方がお見えになって、仕事をさせていただくというような形で進めたところございました。ただ、ご存じのように緊急事態宣言などもありまして、入国ができないというようなところがありまして、この間様々に、モンゴル国と、あるいは大使館などとも通じまして、やらせていただいたところがございますけれども、最終的には今年の、あさってあたりは本当は来る予定だったのですが、結局また緊急事態宣言が延びたりしてしまった関係で、今年度は完全に、この事業についてはストップという形になりまして、ただ入社、内定は決まっていますので、来年、早い段階で入社するような形で進めていければと思っております。

○高橋（し）委員 事業としては進めていらっしゃいましたが、今のような事情で、6人でしょうか、区内の企業にお勤めになることが決まっていたというところは大変よろしかったのですが、今後、情勢が好転して、区内企業でお仕事をされることを期待します。ただ、それでも、やはり側面の支援が必要だと思いますので、区として、就職された方などに、就職してからこういった側面支援を継続していくかをお願いします。

○遠藤商業・ものづくり課長 入ってから、もう既にお二人の方が日本で勤務されているところがございますので、その方につきましても、事業主を通じまして、様々な日常の困り事などについても、実際に委託業者なども絡めまして、様々な支援をさせていただいているところがございます。

先輩がいるというところで、今度来る方も大変、安心感を持ってというような話も聞いておりますので、お困りの際に必ず区で完全にバックアップをさせていただければと思っております。

○高橋（し）委員 目立たないですけれども、非常に特色のある取組みで、区がここまで継続して成立させているので、このまましっかりと、何とかコロナが終息した後も継続して行って、モンゴルの方々が区内企業で働くということを歓迎して、区はしっかりと側面支援をお願いしたいと思います。

以上です。

○渡部委員長 次に、本多委員。

○本多委員 297ページの経営相談事業について質問します。

中小企業の相談件数が、令和2年4月では1,537件、5月1,722件、6月1,308件、7月798件、8月628件。8月末時点では前年同時期の6倍の件数でしたが、その後、融資、セーフティネット認定の相談は6月がピークでした。その後の状況について教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長 経営相談の8月以降という形になりますが、前年同月比、おおむね2倍から2.5倍ぐらいという形で、今、推移しているところがございます。

○本多委員 前年の2倍から2.5倍。分かりました。

それで、セーフティネットの認定実績についても教えていただきたいのですが、4号認定、5号認定、危機関連保証の認定件数の推移です。5号認定については、今年の6月末まで延長されたので、今、受け付けていると思うのですが、その状況を教えてください。概要です。

○遠藤商業・ものづくり課長 4項認定につきましては、昨年で3,554件、5号認定が253件になっておりまして、一般的に5号認定よりも4号認定のほうが重たいといいますが、いろいろと支援がかなりよくなる場所がございますので、5号認定については比較的少ない。どうしても4号認定のほうで取られるという方が多いというような状況でございます。

あと、基金認定でございますが、こちらについては、ちょっと確認いたします。すみません。

○本多委員 同じく中小企業の事業者窓口アンケートなのですが、昨年8月まででコロナの影響で、「既に影響がある」という答えが85%、「今後影響が出そうである」が13%、この2つで98%を占めておりました。これで相談体制の拡充ということなのですが、経営相談員、人、時間、空間、期間について教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長 経営相談員の状況でございますけれども、現在5人で対応しているような状況でございます。時間については、従前の9時から5時という形でさせていただいております、一時はかなり、時間も遅く、あるいは窓口なども9人体制などという部分はありましたけれども、現在はそれで十分収まっているというような状況でございます。

場所につきましては、中小企業センターの2階に臨時ブースなどを設けまして、やらせていただいているというところでございます。

○本多委員 ぜひ充実していただきたいと思います。経営変化対策資金2021もあり、申請サポートの重要性もあり、それでも相談にも行けないケースというのがある中、本当にもう、せっぱ詰まっている状況に、最後の事業承継支援事業など、何とか結びつけてほしいと思うのです。これまでの取組みなど、併せて支援をしていただきたいと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 経営相談にお見えになった方、融資あっせんではいらっしゃる方を始め、様々な理由で来ますけれども、その中で例えば助成金などという部分についてもいろいろ相談を受けるところでございます。中小企業診断士、区の制度だけでなく、いろいろとほかの制度も知っているところがございますので、そういう様々な観点から支援を、相談につきまして対応させていただいているような状況でございます。

○本多委員 本当に、取組みなど、いろいろな事業があって、手厚くやっているといたします。それでも相談に行けない状況、本当にそんな事例を幾つも見まして、何とかアウトリーチをさらにしていただきたいと思います。

それで、ちょっと思うのが、そういういろいろな相談者が、健康被害に遭っているケースも多いと思っております。ぜひ注意深く見ていただきたいと思います。これは今すぐ制度で何があるかというのは難しいのは十分分かりますが、相談者が健康被害に陥っているケースがあったり、多分、本人は、自分では気づいていないような状況も見られますし、その窓口では、直接は対応は難しいと思うのですが、何とかそんな温かい目で、今後の課題というふうに見ていただきたいと思っています。

また、仕方なく廃業されてしまった方から、ぜひ自殺者が出ない世の中をつくってほしいと、物すごく重い言葉を頂きまして、すぐにその窓口が、何が結びつくかというのは難しいかもしれませんが、そんな目線もぜひ持っていただきたいと思います。

次の質問にいきますが、297ページの働き方改革推進事業、テレワーク導入等助成なのですが、先ほども湯澤委員からありました。それで、私から聞きたいのは、テレワーク導入等助成と拡充の助成ということで、拡充を進めていただきまして、ありがとうございます。これで、利用者や申請者が、3分の2の助成と5分の4の助成で、新規は内容は分かっているのですが、この3分の2と5分の4、拡充のほうが、この助成率が違うのを、利用者にどう説明するのか。その辺を教えてください。内容は分かっているのですが、利用者が混乱しないようにするべきかと思って。

それと、あと東京都の支援のテレワーク定着促進助成金を利用した事業者。品川区の、導入の助成と、拡充の助成と、ワーク・ライフ・バランスの助成と、3種類あるのですが、東京都の助成を利用

した事業者に対する説明みたいなものを教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長 来年度の助成率の違いというところで、まずお答えさせていただきます。

新規の実施につきましては、今年既に開始させていただきまして、今年、補助率5分の4という形にさせていただきました。こちらにつきましては、テレワークの備品等の購入費に加えまして、いわゆる規定をつくるという部分も、あるいはコンサルタントの経費なども含まれているところで、5分の4という形にさせていただいているところでございます。

追加の部分につきましては、一定、そういうものがそろっているというところでございますが、ただ、どうしても機器などの配備をさらに進めたいというようなところでございますので、機器の購入費の補助という形になりますので、助成率は少し下げさせていただいているというようなところでございます。

それから、国との関連施策でございますけれども、私どもの実施しておりますテレワークですけれども、比較的小規模のところが多いようなところがございまして、国のところだと、従業員数によって40万円から110万円と、かなり幅広になっておりますので、その辺の企業の状況などを聞きながら、場合によっては東京都へ案内させていただくというような形になろうかと考えております。

○渡部委員長 次に、大倉委員。

○大倉委員 294ページ、産業経済費から、品川区内の中小企業の状況について、290ページ、清掃費から、清掃員への手紙について伺います。時間があれば別件も伺えればと思います。

区内の中小企業の状況ですが、国と区の支援により、企業の倒産件数、これは区民委員会でも報告がありましたが、大きく増えていないという現状認識でおります。実際の倒産以外、廃業については把握が難しいということで、その場でもお伺いをしているところであります。一定、見てみると、やはりそれなりの廃業数があるのだらうというのは肌で感じているところでございます。

区でも、融資あっせんをはじめ、様々なメニューを設けて、こうした企業を支えていただいている中で、緊急事態宣言延長に伴い、特に中小企業、商店街への影響は大きいと感じています。今後、中小企業、商店街等の倒産件数が増えてしまわないか非常に懸念しているところでありますが、区としての分析についてお知らせください。併せて、今後の支援についてもお知らせください。

その中で特に影響の大きい飲食店等は様々な支援も入っている中で、それ以外に個人経営をされていて、販路拡大など区でもされていますが、そういったところも既に、活用しないでも、導入も様々な形でコロナウイルス対策もしているところで、お話を何人か、何か所かで聞くと、なかなかやはり、そういった支援をしてくれているところには、ありがたいのだけど、もう十分、手厚くやっていただいているところはいいけれど、なかなかそういうところではなく、活用ができない方たちがいる中で、そういう人たちへ目を向けてほしいというような意見がありました。要するに、こういった支援を使わないでも、何とか踏張ってきて、活動、事業をされている方たちが少なからずいるのだということで感じています。そうした方たちに話を聞くと、少しでも、何か欲しいということではないけれども、マスクや消毒液といった部類の支援があると、ちゃんと私たちのほうも見ていてくれるのだと思うというようなお話も伺いました。そういった消耗品等も含めた支援というのはできないでしょうか。教えてください。

次に清掃費ですが、昨年の決算で600件近くの応援の手紙をもらっているというご答弁をいただきました。現在、いまだに増えているのでしょうか。数について教えてください。その手紙の現在の取扱いについては、どのようになっていますでしょうか。教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長 まず倒産の部分でございますけれども、昨年、ここ何十年に比べて少ないというようなお話をさせていただきまして、引き続き民間調査におきまして、2月もまた引き続き、全国で低かったというような話も聞いておりますので、そういう部分では一定の支援の効果が続いているのかと考えているところでございます。

今まで頑張ってきた方への支援というところでございますけれども、マスクや消毒液のような消耗品に対して、広く使われるところに区として助成をするというのはなかなか厳しいところでございます。ただ、新型コロナウイルス感染症対応特別助成は、コロナ感染症で影響を受けた区内中小企業が危機を乗り越えるために、前向きな投資をしてもらおうということで作らせていただいたものでございますので、引き続き、なかなかこちらは使いやすい制度になっておりますので、ぜひともこちらを活用いただければと考えているところでございます。

○工藤品川区清掃事務所長 清掃職員に対する応援メッセージの件でございます。

昨年の4月・5月・6月で、計600件のメッセージを頂いたということでございます。その後でございますが、また1月になりまして緊急事態宣言が発令されたといった状況の中で、やはりそういったお手紙をたくさんもらっております。数は確認しておりませんが、100件ほどはまた頂いておるところでございます。

それをどのように取り扱っているかということでございますが、ホームページ上で、そのような感謝、お礼を、私どもさせていただきまして、それについて大変励まされているというところの感謝のお礼を、こちらからさせていただいております。また、事務所内の掲示板で、全てこれは保存しておりまして、掲示板に貼れるものは全て貼っておりまして、一つ一つ今、丁寧に保存している。そのようなところでございます。本当に勇気づけられております。

○大倉委員 中小企業の支援のほうは分かりました。なかなか消耗品は難しいということで理解しました。

そういった、頑張っているけれども、なかなか実際に今、支援をもらわないで取り組んでいるところという方たちもいて、ぜひそういうところでも、いつもありがとうございますという思いは持っているのですが、行政からの支援がなかなかないというところで、少し目を向けられればと思って伺いました。ありがとうございます。

そして次に、今、頑張っている方たちもそうなのですが、一定、やはりかなり厳しい状況にあって、事業を倒産・閉鎖してしまうという方たちもいるという認識の中で、昨年12月に、災害による被災者の債務整理に関するガイドラインのコロナ適用についてということで、新たにこうした制度が設けられるというか、適用がされるようになって、報道でも、新型コロナウイルス感染症でローン等の相談が増加して、ローン支払いができず住宅を手放す方が増加傾向にあるというのが課題だということで、昨年12月、新型コロナウイルス感染症の影響で、個人や個人事業主の方で住宅ローンや事業者ローンの返済が困難な方が利用できる特則が設けられました。新型コロナウイルスの破産についての相談体制について、どのようになっていますか。こうした新たな制度ができて、この周知については、どのように行われているのでしょうか。金融機関はもちろん知っていると思いますが、区からはどのような金融機関への周知を行っていますでしょうか。教えてください。

あと、応援の手紙ですが、今後、何か活用のお考えはありますか。今まだコロナ禍でのごみの出し方というのが周知されていないと感じています。そうしたところで、感謝の手紙への感謝の手紙みたいな、ホームページ上等では出されたりしているということなのですが、こうした手紙も一緒に、

いつもありがとうございますというところで、例えば品川区の広報も含めて、お礼をしながら、またコロナ禍のごみの出し方についても、いろいろ工夫されたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 委員からご指摘のあった制度につきましてですけれども、まず私ども、個人事業主が対象ということで、破産があった場合に信用機関に情報が流れないというような形のものかと思います。金融機関につきましては、今月中に融資助成金の説明会を予定しておりますので、その中で、この件につきまして触れさせていただければと思います。また、私どもで中小企業支援サイトという、中小企業を対象にしたものになりますけれども、サイトがございますので、そちらにつきましても掲載するという形で進めているところでございます。

○工藤品川区清掃事務所長 今後の取扱いでございます。ホームページ等に加えて、また広報しながら等、ごみリサイクル通信等でも、積極的にこのような掲示をして掲載してまいりたいと思っております。

やはり、このような形で区民の皆様と直接やり取りができるということで、今まで以上に、排出の協力という部分ができる大きなチャンスだと、我々も思っておりますので、そのような形で進めてまいりたいと思っております。

○渡部委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 301ページ、中小事業者のコロナ対策支援の中で、新型コロナウイルス感染症対応特別助成について、お聞きします。

コロナの影響で、個人消費の激減により、区内産業の経営は悪化して、崖っ縁の状況にあります。国と区では様々な支援策を行っていますが、これらの支援で区内産業は本当に助かりますか。大丈夫なのですか。ちょっとご見解をお聞かせください。

○遠藤商業・ものづくり課長 新型コロナウイルス感染症対策特別助成は、実績報告なども頂いているところでございます。こちらの助成金は非常に使いやすいという部分がありまして、大変助かっているというようなお言葉は頂いているところでございます。

○須貝委員 再度。国と区では、融資をはじめ、様々な支援策を行っております。それに対して、このままこの支援をやっていけば、区内産業は本当に助かるのでしょうか。教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長 国あるいは東京都の支援、私どもの支援も含めまして、例えば融資あっせんなどが中心になりますけれども、支援策、特に倒産しないという部分では、そちらが一番大事なものになるかと思っております。現在、昨年度から対象拡大などをさせていただいて融資したところ、倒産件数なども少ないということで数として出ているところでございますので、一応、有効に機能しているのかと考えているところでございます。

○須貝委員 融資あっせんをやっていますけれど、これは皆さんが借りているわけです。いずれ返さなくてはならない。先ほど、3年間はそのまま据置きだというお話でした。ですが、景気がこのように、やはり消費が激減している中で、一向に企業が再生というか、向上しない、伸びていかない状況で、ということは、お金が返せない状況がまだまだ続く。だけど、どんどん膨らんでいきます。それで、様々な助成、支援金もありますけれど、それはやはり、その企業にとっては、大小様々ありますけれども、やはり足りないという話があちこちで聞こえております。それは、全部の企業にそこまで出すということは恐らくできないかと思うのですが、そういうことを考えると、このままでいいのですか。どういふふうに今の段階でお考えなのでしょう。

○遠藤商業・ものづくり課長 融資あっせんのお話をさせていただいたので、引き続きになりますけ

れども、先ほども言ったとおり、まず現時点では倒産件数が少ないという数字が出ているというところ、それから、金額についても、恐らく銀行でいろいろ相談しながら、このぐらいで当面はもつだろうということで融資を受けている形になろうかと思います。今後の、また新しく経営変化対策資金2021につきましても、経営変化対策資金2020を借りた方でも、引き続き別の形で追加融資という形も受けられることもございますし、何より感染症の終息が、現状ではまだあれですけれども、ワクチンなどがあれば効果が出てくるのかと考えているところがあります。そうなれば、必然的に売上げなども戻ってきますので、解決につながるのかと、現状ではそういうふうと考えているところです。

○須貝委員 終息というのはまだまだ先の話です。これからワクチン接種が終わるのは、もうあと1年後なのか。それで、その先にやはり世界があります。いろいろな国と交流している中で、では、ちゃんと、それぞれの方が、多くの方が免疫、抗体を持たない限り、やはり感染は収まらない。だけど皆さんは期待して、今、頑張っているわけですが、その中で、コロナ問題、感染症対策についても、ある程度分かってきました。欧米では、ハグやキスの習慣がない上に、常時マスクをする習慣がある日本においては、日常生活や企業活動が継続しているにもかかわらず、事業所や国民の協力により、感染拡大は、今、抑えられています。そして、分かったことは、常時マスクをしていれば、感染リスクは低いということ。マスクをつけていれば、人同士がかなり接近した位置にいても、通勤・通学ラッシュから分かるように、リスクは少ないということも分かってきたと思います。一番リスクが高い行動は、マスクを外している場面です。特に、換気をしていない密室で、さらに至近距離で、対面や、隣に人がいる場合においては、つい立てなどのガードがない状況で、マスクを外して他人と長い間、食事や会話をすることです。いつも生活している家族は除かれます。ですから、時間短縮要請のターゲットは飲食店だったと思いますが、昼間も同様で、夜間だけ狙い撃ちしていますが、これはおかしくありませんか。ご見解だけお聞かせください。そして、いまだに換気やつい立てをしていないお店は放置されていますので、感染者は全国に拡散している状況のため、今後、一定程度しか感染者は減らないと私は思います。本来ならば、時間短縮ではなく、換気扇やつい立てを設置して感染対策をするように、お店に指導することが先ではありませんか。やはり、そういうことをやっていくのが自治体の役目だと私は思うのですが、どうでしょうか。そして、感染の元を断ち切ることが大切だと思うのですが、ご見解をお聞かせください。

○遠藤商業・ものづくり課長 商業部門からのお話という形になりますけれども、まず、先ほど、昼間も規制をするべきではないかというような話があったかと思います。国で、夜の8時以降については止めると。それについて支援金を出すという形になっているかと思います。夜ですと当然、お酒が入るなどということで、騒ぐ場面もあるのかというところがあり、逆に昼ですと、ランチですと、あまりしゃべりながらという場面が少ないのかというところはあって、規制の対象までにはしていないというのが考えでございます。

確かに、産業部門から言いますと、感染症が収まれば一気に流れができて、産業振興としてはありがたいところがございますので、私どもでお店一軒一軒に指導というのは、担当としてもなかなか難しいところがありますけれども、そのような形で今のところ考えさせていただいています。

○須貝委員 この新型コロナ感染症対応特別助成、私はすごくいいことだと思います。こういうことをどんどん指導・啓発して、できれば、本来なら都の仕事なのかもしれない。だけど、地元に近い、区内産業に身近に位置している品川区が、やはりそういうところに行って指導して、こういうふうにしていただけないかという対応も、私は必要ではないかと思うのですが、もう一度ご見解をお聞かせください。

そして、時間短縮要請に応じた飲食店には協力金などの制度はありますが、小規模店を除く中型・大型店にとっては、支援の効果はやはりほとんどありませんし、このまま足りない支援策を受けても、赤字は膨らみ、貯金などの蓄えもなくなるため、お店は疲弊する一方です。もう、融資金も底を尽き、心が折れた経営者は大勢いると思いますが、このままでは廃業や倒産を決断するしかないのです、その前に雇用を守り、事業を継続するために、時間短縮をやめるしかないと思いますが、区のご見解をお聞かせください。

○遠藤商業・ものづくり課長 新型コロナウイルス感染症対応特別助成では、こちらを用いて多くの事業者が、アクリル板、パーテーションなどを購入していただいているところでございます。これによって、自分の店は安全なのだという事でアピールしていただきまして、そういう形で使っていただくということで、品川区も用意させていただいたところがございますので、引き続きこちらは周知に努めたいと思っているところでございます。

それから、時間短縮要請でございますが、こちらにつきましては、まだ今、国でいろいろな状況を基に判断されているのかと思っているところでございますので、特に産業振興部門での意見はないところでございます。

○須貝委員 せっかくアクリル板のつい立て等をやっていただくということを、今、課長に言っていたきましたが、やはり元を断つということが、私は主だと思うのです。いろいろなところで、感染するのではないか、怖いのだ、消毒しなくてはいけない。そうではなくて、もういろんなところで見解が出て、マスクを外して飲食をしたり会話をするということが一番リスクが高いと言われていきます。スポーツで、例えばお互いに出会って一瞬すれ違うぐらいの、そういう接触なら、感染リスクはすごく少ない。だけど、飲食をして、そしてまた会話をどこかでして、長時間いた場合には、やはり感染リスクが高い。ここまでもう分かっています。だったら、品川区として、せっかくこのようないい事業をやっているなら、やはり指導・啓発して、そして、できれば都にお願いしてでもいいから、一軒一軒回ってみてください。例えば、五反田もそう、大井町もそうじゃないですか。お店の中で、ある居酒屋を見れば、もう目の前でお話をして、飲食をしています。真ん中にお皿があって、それで、つい立ても何もない。そんなお店がまだたくさんあるのです。五反田にもありました。やはり、こんなことやっていたら、幾ら感染症対策をやっても、どこかで感染をどんどん増やしてしまうのですから、私はどんどん遅れてしまうと思います。そういうことも、もしやっていただけるなら、私はどんどんやってみて、品川区独自の感染症対策を私はしていただきたいと思います。そして、国、都、区では、もう十分な支援は私はできないと思います。これだけの店があって、これだけの会社があったら、もうお金を幾ら出しても、もうこれは難しい。だったら、お店に換気扇や対面、隣に、つい立て等を設置して、感染対策をしたお店には、時間短縮を解除してくださいということを、国や都に要請すべきではないか。そういうふうになれば、お店の経営者も気力が出てくるし、頑張ろうという気持ちにもなります。だけど、こうやって一日、時間短縮だ何だで押さえられてしまったら、幾ら頑張ろうと思っても頑張れないではないですか。どうですか。その辺についてご見解をお聞かせください。

○遠藤商業・ものづくり課長 委員がおっしゃるとおり、リスクが高いというか、飛沫感染が一番リスクがあるというところで、それを防止するための様々な施策という形で、品川区は、飲食店に関して、こういう様々な助成をさせていただいているところでございます。それを国に要請とか都に要請というのは、私どもは産業振興の部門というところもございまして、少しでもこちらといたしましては、安全なところで食べていただく、こういうことをやっていますから、感染症の対策をしていますので、ぜ

ひお客様に来てくださいというような形で、産業振興を回すという形でスタンスで取らせていただいているというところです。

○須貝委員 国や都が指導権を握っているのは分かります。ですけれど、やはり融資は返さなくてはいけない。これはやはり、経営者にとっては重荷です。そして、支援金が足りない。もう、どう見ても、頂くほうからすれば、それはうれしいでしょうが、やはり全然、それでは経営が成り立たない。それはもう、課長も分かると思うのです。この会社がどれだけの規模で、どれだけの売上げがなければやっていけない。我々だって、見て分かります。そういうことを実際よく見ているならば、いろいろな方とお話をしているならば、そういうことを国や都に、私はしっかり訴えていただきたいと思います。

終わります。

○渡部委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 285ページの環境保全事業に関わって、地球温暖化対策、気候変動について伺いたいと思います。また、委員長の了解を得てiPadに資料を示しますので、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスが大問題になっておりますが、背景に、人間の経済活動によって自然環境が壊され、熱帯雨林が破壊され、動物が持っていたウイルスが人間に移り、新しい感染症が次々と生まれているという指摘もあります。また、地球温暖化も深刻です。以前にも紹介しましたが、改めてiPadの資料をご覧いただきたいと思います。環境省が発表した「2100年未来の天気予報」の一コマです。実際は動画ですので、機会があったらご覧ください。

今の地球温暖化、つまりCO₂排出量が抑えられなかったらどうなるかというものを示すものですが、日本列島が、沖縄を除いて全て最高気温40度以上です。実際は、外気は45度以上を超えるのではないのでしょうか。また、台風がスーパー台風となり、瞬間最大風速90メートルがどんどん襲いかかって来るという予測です。既に産業革命時と比べて地球の平均気温は1度以上上がっています。パリ協定では1.5度以内に抑えなければということですが、各国の目標合計でも、21世紀末には3度以上上がってしまう。そうしますと、資料のとおり、灼熱の状況になってしまいます。これでは文字どおり、危機だと思います。

そこで、環境省が示す、東京で言えば43度、また風速90メートルの台風が連続すると、私たちの暮らしはどうなるのか、伺いたいと思います。私は、生活や人の生存が成り立たない危機的な状況だと思いますが、いかがでしょうか。

○堤坂環境課長 「2100年未来の天気予報」につきましては、私も何回か拝見しております。温暖化対策をしっかりと進めないと、平均気温が今より4.8度上昇するというケースでございまして、東京の猛暑日が年間60日まで増えてしまって、全国140地点で最高気温は40度を超え、委員ご指摘のようなスーパー台風や土砂災害、河川の氾濫が頻発する。さらに、冬場でも東京の最高気温が26度を超えまして、熱中症患者が搬送される。また、農作物が生育不良ということで、お米がとれなくなってしまうといった、私たちの生活や健康に関わる衝撃的な内容だと認識してございます。

この警告的なメッセージを真摯に受け止めまして、その中で2100年がこういう状況にならないように、区民への環境問題意識の向上・啓発に努めまして、まず、この動画を参考にしまして、環境啓発冊子として、4年生から9年生を対象にした、「エコラの警告 温暖化と地球」という漫画を1万5,000部作成しまして、去る1月に配布したところでございます。それ以外にも、様々な施策をしっかりと進めるとともに、この動画のいろいろな活用を考えたいと思っております。

○中塚委員 動画を活用して、いろいろ取組みも広がっておりますが、おっしゃるとおり、私たちの

生活にとって、また健康にとって、衝撃的な状況が、そこに示されていると思います。今でも夏の暑さは厳しく、熱中症による死者が出ております。これがさらに悪化すれば、人間の生存が危機的状況です。農作物も干ばつに覆われ、食料危機に陥るでしょう。80年後を示しているわけですから、今、生きている子どもたちのリアルな将来だということを肝に銘じなければいけないと思います。気温上昇を1.5度以内に抑えなければという課題に対して、実際は、今の目標では、2100年には3度上がる予測です。これを食い止められるかどうかは、人類の生存がかかった重大な問題だと思います。

そこで、こうした気候変動を招く地球温暖化について、原因は何と考えているのか、区の見解を伺いたいと思います。そして、それを防ぐ対策とは何なのか、伺いたいと思います。

○堤坂環境課長 まず、気候変動の主な原因ということでございますけれども、世界では産業革命以後、あと日本において明治以降、産業発展のために、様々なエネルギーを調達するために、比較的安価な化石燃料を長年使ってきた結果ということと、生活レベルの向上による大量消費ということで、その影響で温室効果ガスが増大しまして、地球温暖化が進んできたと思います。これ以上の温暖化を食い止めるためには、太陽光等の再生可能エネルギーを活用することなど、様々な取組みが重要と認識しておりまして、区民や事業者の皆様、しっかりと啓発を進めまして、各種助成を行ったり、あと低公害車の導入促進を行ったりして、今後も引き続き施策を進めていきたい、対策を進めていきたいと考えてございます。

○中塚委員 品川区も様々な対策を行っていることは知っておりますが、今お話があったように、化石燃料を使ってきた様々な原因があります。人間の経済活動が加速し、石油などの化石燃料を消費し続け、二酸化炭素の排出量が、自然が吸収できる規模を超えて、地球規模の循環機能、生態系が崩れていることが、地球温暖化の原因であり、それによる気候変動を引き起こしていると思います。この二酸化炭素の排出量を抑えるためには、主に火力発電を削減し、自然エネルギーに転換していくことが求められていると思います。先ほど自然エネルギーの活用に触れてはありましたが、根本的には、石油などを使う火力発電を削減して、自然エネルギーに転換していくことが必要だと思います。火力発電を削減するにはどうしたらいいのか、伺いたいと思います。

しかし、日本政府は火力発電から抜け出そうとせず、2050年実質ゼロを打ち出しましたが、同時に原発の新設が強調され始めました。福島原発事故を経験し、人間社会と原発は共存できないことは明らかです。原発で2050年実質ゼロは間違っていると思いますが、いかがでしょうか。

○堤坂環境課長 政府は、2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを表明しまして、様々な施策を打ち出して、目標達成を目指していくと思われれます。2050年の温室効果ガス排出実質ゼロのためには、国全体の社会構造やシステムを抜本的に改めなければならない面が多々あると思ひまして、市区町村の1自治体として取り組める内容には、どうしても限界があるかと思います。その中で、原発で2050年実質ゼロという件も、国全体の話で、1自治体としては、なかなかコメントする立場にはございませんけれども、今後とも国の様々な動向を注視してまいります。

また、昨年前半の国内電力の電源構成を見ますと、太陽光などの自然エネルギー・再生可能エネルギーの比率が、約23%に伸びてございます。この比率をさらに高めていくために、区としては、区有施設の電力を順次、再生可能エネルギー由来のものに切り替えてございまして、この取組みを今後も区民にしっかりとPRしてまいりまして、電力契約のヒントにしていきたいと考えてございます。

また、それ以外にも太陽光発電システムや低公害車買換え支援等の助成制度をさらに周知してまいります。

○中塚委員 国に対してコメントできる立場ではないとおっしゃいますが、ぜひ火力発電の削減や原発ゼロを国に求めていただきたいと思います。火力発電に依存しない社会に転換するには、自治体としても、再生可能エネルギーの研究も必要だと思います。都市部にある品川区にとっては、都市部ならではの自然再生エネルギーの研究となりますが、昨年は品川区は、環境学習交流施設で地中熱の活用について言及がありましたけれども、新たに都市部での小水力発電の研究をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○堤坂環境課長 小水力発電の研究というご質問でございますけれども、ちょっと調べてみますと、地方で、愛知県や富山県、長野県などで、農業用水や砂防ダムを利用したものと承知してございます。あと、東京都の近郊では、東京都の交通局が、小水力という視点とはちょっと異なるのですが、多摩川の流水を利用して発電を行ってまして、電気事業者に……。[時間切れにより答弁なし]

○渡部委員長 次に、大沢委員。

○大沢委員 297ページの武蔵小山創業支援センターと、301ページの商店街活性化事業費についてですが、まず確認なのですが、商店街振興において、商店街連合会と、あと商店街振興組合連合会と、これは2つ、助成金が行っているのですが、これはどのような違いで、振興組合と商店街連合会を分けているのか、そのところを説明してください。

○遠藤商業・ものづくり課長 振興組合と、それから商店街連合会ということであります。商店街連合会のほうは、おっしゃったとおり、任意の商店街も含めて、その商店街を取りまとめた形になりまして、振興組合につきましては、振興組合法の対象の商店街という、ですから法人格を持っているという形のものが振興組合という形になります。

○大沢委員 会費等々あると思うのですが、そこは二重に払うことになっているのですか。お願いします。

○遠藤商業・ものづくり課長 そちらの部分で、会費はどうなっているかというのは確認できておりませんが、恐らく1商店街については1個という形になっているように認識しております。

○大沢委員 商店街については1個ですけど、商店街連合会の中には個店も入っているわけで、また振興組合にも個店が入っているわけで、そのところは二重に支払っているのですかというお話を聞きたかったわけです。

○遠藤商業・ものづくり課長 商店街の中の会費の取り方については承知していない部分がありまして、申し訳ございません。ただ、基本的に二重に払うということはないと認識しているところでございます。

○大沢委員 では、そのところは、二重に、ないとは思いますが、またチェックだけお願いします。

そして、武蔵小山創業支援センターなのですが、過日、土曜日、非常に日柄がよくて暖かったので、地元なので、前を通りましたけれども、非常に前より全然、見違えるほどよくなって、立地はもともとですけども、飾りつけ、デコレーションがよくなって、ガラス張りで非常に目立つ存在になりました。ここで、MUSAKO HOUSEと銘打っているのですが、これは誰が名前をつけたのですか。

○遠藤商業・ものづくり課長 MUSAKO HOUSEというのが、女性起業家を支援している施設の中で、今回、MUSAKO HOUSEとしてつけさせていただいたのですが、基本的にはこちらは区の施設ですので、区で決めたところではあるのですが、実際に受託している会社と、

それから今回の改装に合わせて、専門家といいますか、しな j o b という、施設のデザインなどをやっているところがございます、そういうところと話し合いながら、こういう形でデザインを決めていこうというふうになったところでございます。

○大沢委員 デザインの話ではなくて、MUSAKO という命名について、どのような手順を経て MUSAKO になったのかということは、公募することなく決めた。なぜかという、通常であれば、名称を決める場合、条例というか、決まり事があって、名前をつけるわけで、そのところはどうかというふうになっているのですか。

○遠藤商業・ものづくり課長 名前につきましたは、もともとそういうふうと呼ばれていたところがございます、あくまでもこちらは愛称でございますので、いわゆる条例上の名前とは異なるというところでございます。

○大沢委員 MUSAKO というのは、かつて何年前に、「むさこ」と発音した理事者の方がいて、「ムサコ」なのですけども、何回も言いますが、小杉、小山、小金井とあるのですけども、これも知っていただきたいので話します。小杉と小山、ムサコ。これは違いがお分かりになりますか。

○遠藤商業・ものづくり課長 武蔵小杉と武蔵小山。武蔵小杉は、神奈川県にある川崎市の地名かと認識しております。

○大沢委員 今、愛称のことで、婉曲に言いましたが、ムサコの場合は、「ムサコ」の最後の「コ」が「KO」なのですけども、小杉のほうは「CO」なのです。そこで違いがあるということで、覚えていただきたいと思えますし、小杉と小山と小金井ということで、これは、なぜ小山を「ムサコ」と言ったかというのは、ちょうど昭和60年当時に、小山のアーケードを改装して直しました。そのときに、「ムサコ」というのが、ちらほら出てきたということで、最終的には組合で決めてしまったみたいですけども、その頃から。ただ、地元の土着は「小山」と言って、武蔵小杉の場合は「小杉」という愛称があるわけで、だから、そのところ、これから未来に向かって、これは予算特別委員会ですから、未来に向かっては「ムサコ」は非常に印象のいいものでありますけれども、この新しくなったところ、どのようなコンセプトで取り運んでいくのか、教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長 武蔵小山創業支援センターは、従前、最初から、女性起業家支援ということで手がけさせていただいているところでございます。当時はかなり先進的なということでやらせていただいて、他の行政機関などからも、いろいろと視察なども来たところでございます。10年たちまして、なかなか従前のところが、事務室を外から見てもあまりぱっとしないというところがありまして、一方で、女性起業家支援というところで女性が集まる。地域などでも非常に連携できるようなところのコンセプトに基づいて、今回リニューアルをさせていただいたところでございます。

○大沢委員 武蔵小山創業支援センターが新しくリニューアルになって、いわゆる東京都でいえば稼ぐ力というものの面で、まちづくりの部分では非常に寄与するところが多かろうと思えますので、このところは多目的に、創業支援という範疇にこだわらず、例えば中で、くつろぎのスペースをつくってみたり、音楽を流すとか、老若男女を問わず、あそこに集まれるような場所もコンセプトに入れていただきたい。それで、あそこが一大拠点となって、「小山」の稼ぐ力が、さらに付加価値として盛り上がるような施設にしていきたいと思えます。

これはこれで終わりますが、先ほど塚本委員の話で、キャッシュレス化の話ですけども、商店街の方たちはみんな入れたいのですけども、一番困っているのは、やはり手数料なんです。カード会社、割賦販売をやっているところも、割賦販売で手数料を取られ、そしてまた、キャッシュレス化で、カー

ドリーダーで、また中に会社が入りますから手数料も取られ、二重で。そうでなくても、こういう景気において単価の低い商売にあつては、非常に店の経営の重荷になってくるわけですが、そのところをどういうふうにお考えになりますか。

○遠藤商業・ものづくり課長 手数料の問題は必ず、キャッシュレス化を進めるときには問題になってくるところでございまして、企業によっては今は無料のキャンペーンなどをやって、それで集めようというところもあるかと思います。なかなか手数料を区で補助するというのは難しいところでございます。あと、店舗によって、入れるのにふさわしい方法といたしますか、キャッシュレスにも様々な方法があるかと思しますので、その辺は、ある程度、飲食店なり企業の経営判断も出てくるのかと考えているところでございます。

○大沢委員 これは、経営判断だと自己責任じゃないですか。そうであつては、この時期はいけないと思うのです。確かに、1つのところに補助を出すというのは、税の公平性からして、多少、クエスチョンはつくと思いますけれども、やはりキャッシュレス化というか、機械を導入してキャッシュレス化するには、それなりに本気でやるのであれば、その辺の負担をぜひとも、やはりある程度、出来高払いでも構いません。過去の実績に基づいた補助も構わないのですけれども、そのあたりの手を差し伸べないことには、やはり手数料というものが重荷になったり、あるいは手かせ足かせになったりして、なかなか私は進まないと思いますけれど、もう一回お話を聞かせてください。

○遠藤商業・ものづくり課長 キャッシュレス導入につきましては、機器につきましては、新型コロナウイルス感染症対応特別助成などを使つていただきまして、その他の運転という部分でございますけれども、導入によってその分、例えば売上げの計算などという部分で省力化される部分もあろうかと思しますので、そこにつきましては、手数料をずっと区で支援するというのはなかなか厳しいところかと思つているところでございますが、様々な部分でいろいろ研究をさせていただければと思っております。

○大沢委員 ぜひとも研究してご一考、そして、1つの何か普及に向けた取組みを始めていただきたいと思います。

終わります。

○渡部委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、293ページ、収集運搬事業、295ページ、産業情報チラシ発行経費、299ページ、サポしながわ支援事業の3点をお伺いしたいと思います。

まず、収集運搬事業についてですけれども、コロナ禍で、外出自粛で、巣ごもり生活となって、家庭ごみが増加していると聞いています。また、テレワークなどで、自宅で過ごす時間が増えて、今までなかなかできなかった家の大掃除をする人も増えていて、粗大ごみも増加していると聞いています。令和元年度の区における収集実績量は7万3,664トンで、前年比に比べて1.5%増となつております。今年度はさらに増加傾向にあると予測するわけですが、現在はどうのような状況でしょうか。平常時の収集の様子と、それからコロナ禍の収集の様の違いや、あるいは令和2年度、まだ少しありますけれども、この実績量の見通しなども、併せて現状をお聞かせください。

○工藤品川区清掃事務所長 コロナ禍、収集実績、現在の状況でございます。1月までの実績で申し上げますと、燃やすごみが3%増、陶器・ガラス・金属ごみが7%増、粗大ごみが27%増ということで、合わせてトータルで約4%増と、実績として出てございます。

今後の見通しというところでありますが、緊急事態宣言の延長等で、また増えてございますので、さらに少し増えるような見通しを持っております。また、平常時とコロナ禍での収集作業の違いでござ

いますけれど、やはり安全面等、確実に作業をするという部分は変わりません。しっかりと確実に収集するということは変わりませんが、やはりしっかりとマスク、あと防護具をしっかりと着用して、肌が出ないような形で、基本に忠実に作業を行っているというところが違いでございます。

○こんの委員 大変な中、作業をされていらっしゃる状況も分かりました。

品川区としては、平成17年から戸別収集を実施していただいております、他の自治体よりも早く戸別収集を開始したと私は認識しているところなのですが、現在は、平常時でも作業負担が大きな業務に加えて、コロナ禍でエッセンシャルワーカーとして、より大変な業務を担っていただいております、区的生活環境の維持、そして公衆衛生の向上にご尽力いただいていることに、改めて感謝申し上げるものでございます。

そこで、コロナの収束がいつになるのか、いまだ見通せない状況ではありますが、今ご答弁いただいたように、今後も家庭ごみなど増加が続くと懸念するとともに、作業員の方々の負担も続くと懸念しております。そうした中、環境省では、作業員の作業負担の軽減や、なり手不足に対応するために、2021年度、来年度より、自動運転技術を活用したごみ収集の実証実験を始めるとしています。作業員の方は、戸別収集の際、小刻みに車両を進めるため、収集中に車両への乗降を繰り返すなどの作業負担があります。こうした収集の際の作業負担を軽減するために、自動運転技術を活用した収集作業員の後ろを自動追尾する機能を持った収集車を使って、車両への乗降回数を減らせる仕組みを開発して、2022年度からは、公募などで選んだ市区町村の収集現場で実証実験を行うとしております。また、全国の様々な道路状況にも対応できるように準備を進めて、2024年度には本格導入を目指しているとしております。

こうした国の動きはご存じかもしれませんが、改めてご案内させていただくとともに、区としては、ぜひ、こうした国の動きを注視していただいて、2022年度の公募による実証実験などに参加してみるなど、作業負担の軽減策について研究してみたいかと思いますが、ご見解をお願いします。

○工藤品川区清掃事務所長 私どもは、安全面を前提に、効率的に収集作業をするというのがミッションでございます。いろいろと、曜日や天候、季節によって、ごみ量の変更中、しっかりと収集ルートを定めまして、適正な人員と車両を配置して、効率的に収集しているところでございます。

ご提案の実証実験の件でございますが、私どもは承知してございませんでしたが、IoTを活用した最先端の収集作業の取り組みだと、今、思っております。事業の内容につきまして、まず情報収集をしっかり行いながら、安全面、経費面、効率面等、総合的に見ながら考えてまいりたいと思っております。

○こんの委員 ぜひ研究していただきたいと思います。国のほうでは、きちんと、何でしょう、環境省の報道のホームページでも、概要など、きちんとまだ載っていないと思われますけれども、報道ベースではもう出ている内容でございます。ですので、その辺のところを情報収集していただきながら、品川区における作業員の方々の作業負担の軽減にもつながる、そうしたことをぜひ研究していただければと思います。

次に移ります。次は産業情報チラシ発行ですけれども、この経費は新規計上と認識しております。事項別説明資料によりますと、1部4面刷りでのチラシを、1回に2万6,000部印刷して、年に3回発行するとなっております。情報発信は、産業に限らず、重要な取り組みだと思っておりますけれども、区が発行している産業系の情報誌は、ほかにも「しながわ産業ニュース」を、1回に3万部、年5回発行していると認識しております。今回、新規計上されている情報チラシは、どのような内容を想定され

ていますでしょうか。また、これまでの情報誌とどこがどのように違うものなのか。また、配布方法なども教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長 こちらの配布に関してでございますけれども、先ほど委員からお話が合ったとおり、「しながわ産業ニュース」を年に5回、今、発行させていただいております。そちらの中で収まらないといいますか、急遽のものなど、そういうために、年に3回分を余計に取らせていただきまして、緊急にどうしてもお伝えしたいというような場合に、方法といたしましては、シルバー人材センターに委託して、同じ方法で中小企業にお伝えするという部分でございます。

○こんの委員 「しながわ産業ニュース」に収まらない内容など、緊急なものをチラシにして、年3回配るということで、シルバー人材センターの方をお願いするということが分かりました。

現在、1つはコロナ禍において、拡大防止対策に伴って、経済活動もこれから進めていく状況を見ると、必要な情報をどれだけ皆様にお伝えしていくか。これは非常に大事なことでありますが、これまでも、たしか人海戦術でしていただいている配布なども承知しておりますけれども、さらにこれが対象者に行き渡るようにしていただきたいということと同時に、いわゆる内容です。例えば、国や都の支援策の情報を、そのままの内容を横引きするような内容ではなくて、例えば個店の事業主が高齢者の場合でも分かりやすい内容でご説明していただくようなチラシに工夫をお願いしたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 おっしゃるとおり、なかなか国や都の、字だけといいますか、漢字が多いようなものと、なかなか伝わりづらくて、自分に該当しないのではないかなというようなこともあろうかと思っておりますので、例えば昨年ですと、私どもでやらせていただいている家賃支援給付金や、あるいは新型コロナ対策の助成金なども、できるだけ絵を入れたり、あるいは強調したい部分、特に使ってもらえそうだという部分について赤文字で強調したりというような形で、いろいろ工夫させていただいているところでございますので、その辺のチラシの話なども聞きながら、いろいろ工夫して周知に努めたいと考えております。

○こんの委員 現在もそのように工夫をしてくださっていると承知はしておりますが、さらに、その辺のところをお願いしたいと思います。

それで、全3回、研究的な内容をということなのですが、年3回というところで、例えば国や都の支援策が出た場合にお知らせをする最初のお知らせ、申込みの内容など、その後、締切りまで何も行わないということではなく、定期的にお知らせをしていく。漏れなく皆さんが、対象者が、その支援策を活用できるようにお知らせをすると、先ほど3回とおっしゃいましたが、その使い方も非常に必要かと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 まず、基本的な情報につきましては、「しながわ産業ニュース」というものを、年5回、全戸配布という形でさせていただいております。また、それに加えて、中小企業支援サイトに登録いただいている方には、メルマガということで、かなりの回数を、その都度、流させていただいているところでございます。今回、特別に、追加の3回ということで予算計上させていただきましたので、いろいろな考え方ができるかと思っておりますので、広くこちらが伝わるような形で、方法につきましては、タイミング等もいろいろあろうかと思っておりますので、適宜という形でやらせていただければと考えております。

○こんの委員 引き続き、よろしくお願いいたします。

最後に、サボしながわの状況をお聞きしたいと思います。この事業は、直近3年間の執行実績を見さ

せていただきましたが、どの年度も、求職者登録数に比べて求人募集件数は倍あるのに、決定者、就職ができた人は半分以下という状況なのです。これはどのように分析をされていますでしょうか。サポしながわだけの求人を見ているとは限らない。それは理解するところなのですが、せっかくサポしながわで、55歳以上の方の求人をご紹介します、なるべく就職活動をされている方の就職につながっていくというサポートが必要かと思いますが、何が要素でこういう状況なのか、何か分析をされていることはありますでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 求人と求職とのミスマッチという形になろうかと思います。特に今年度、コロナが始まって以降、件数はあるけれども、特にマッチングがなかなかうまくいかないというところがあります。それぞれ求職者、求人、それぞれのいろいろとお話があるのかというところがございます。できるだけ最初の段階で、求人は情報提供をして、求職者の方はいろいろ困っていらっしゃるの、いろいろとほかに登録されているところもあったり、あとは文面からはなかなか伝わらない部分があるかと思うので、その辺のところをいろいろ工夫しながらという形になろうかと思います。そのところは、今後も書き方や、あるいは事前に相談など、実際に会わなくても事前に解決できるような方法という形で進めるような形になるかと思います。

○この委員 求職活動をしている方が、サポしながわをご存じでない方も結構いるのかとも思っております。これは、社会福祉協議会が企画してというか、やっていたいていることかと承知しておりますけれども、そのお知らせ、そこに至るまで、そういうものがあるというところの周知というのは、もう少し広く周知される方法を考えてはいかがかと思います。その点、最後に時間がなくなりましたが、周知も併せて、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○渡部委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 私からは、301ページ、新型コロナウイルス感染症対応特別助成の中身を、聞くあれでもないのですが、あとは、いろいろ、295ページの融資あっせんや、303ページの商店街支援などあるのですが、お聞きしたいのは、品川区も非常に頑張っている様子で、コロナ対応をこれまでいろいろされてきたと思っております。国、それから東京都も、非常にいろいろなことがありました。持続化給付金や雇用調整助成金、いろいろなメニューがあって、東京都も例えばいろいろな事業があった中で、品川区も、それに対する上乗せ、例えば家賃助成など上乗せみたいなものとか、もともとあった事業、例えばプレミアム付区内共通商品券ももともとあったわけけれども、そこに上乗せをしていく。その中で、今度、特別助成という名前のものも、うたわれているというのだけれども、よくよく見てみると、融資ももともとあったわけだし、テレワークなども今やられている。これは、東京都でも全額助成みたいなものもあったりして、10分の10であったりして、そういうものに対応しているということもあると思うのだけれど、この辺のところ、区がやはりここは中心的に力を入れて、区内の事業者の方、商店街の店主の方を支援していくには、こういう形のものに力を入れて我々はやってきました、独自でもこういうことを考えましたというところの、推している部分というのか、区の立場で今やっっていることをお聞きしたいと思ひます。

○遠藤商業・ものづくり課長 中小企業に対する、商店街も含めて、様々な支援策、今回は6回、補正予算があって、全て何らかの形で関わらせていただいたところでございます。基本的には国による、かなり大きな規模のという形になってくるところでございます。そういうところから例えば漏れてしまっているとか、あるいはそういう方が、東京都や国ですとなかなか申請要件が厳しいというところもありますので、そういう部分で、区としてどういう形で、比較的易しいといひますか、簡易な方法で、

それでもいろいろ大変だというような話は聞くのですけれども、そういうところでの調整ということで、どちらかというと、比較的小規模のところを対象になるのかと思いますけれども、そういうところに手が届くというような形で、区独自の様々な施策をさせていただいたというところでございます。

○石田（秀）委員 ぜひ、そこのところは、小規模の方々に支援をしていただくというのは、区でやれる中では非常にいいことだと思っています。

そのときに、これは当初、持続化給付金のときもそうだったのだけれども、誰に頼んだらいいのかというのがあって、商店街でたけている人がいたりして、では私が手伝いますなどと言う人もいたり、例えば税理士に頼んでも、忙しいから駄目だとか、行政書士も入れておかないと怒られそうだから行政書士とか、いろいろな方をみんな探したわけです。それで、雇用調整助成金なら社労士の方とか、いろいろな形で探して、テレワークなども、東京都のテレワークだと、もう専門の事業者でないと、後の問題もあるから、そういう後のことも含めて、専門の方でないとできないみたいなのところがあった。入り口論だと、例えばもう既にパソコンをリースで契約をしていたりすると、そこの調整もあったりして、いろいろ簡単にテレワークができるかと思ったら、そうでもないみたいなのところがあったりして、こういうところは、そういうのも全部やったりしなくてはならないというのは、やはり個人の会社ではなかなか難しいかというようなところがありました。

だから、今回もいろいろなことがあってくると、そこの事業者。区で小規模な方を支援すると、それでは青色申告会に行ってくださいとか、そういう話になってしまう。税理士の協会に紹介しましょうなどとなったりするのだけど、この辺のところはもう少し何か助けてあげられる。商店街の人たちも、テレワークをやるといっても、いろいろなことがあると思うので、申請するにしても、その辺の人の手配というのか、その辺の助け舟が出せるような、どうしても紹介となってしまうのだろうけど、その辺はちょっと考えていただきたいというのが1点。

それからもう一つ、今、令和2年度の補正予算で、これも中小企業等事業再構築促進事業というのが、国で、約1兆円規模で、予算が補正予算で通りました。これは今、みんな一生懸命考えて、やっています。先ほどの商店街のテレワークではないけれども、様々な企業の方が、企業で、これは1つしか使えないから、100万円から6,000万円まで。それで、ちょっと中小企業でも多いところだと1億円までお金が出るわけだけれども、この辺のところも、これは、経営革新等支援機関の認定をされている方しか対応できない。3月1日から申込みが始まったのだけど、これはもう税理士や弁護士、中小企業診断士の方など、いろいろ登録があって、登録されている方はもう、万単位なのです。品川区でも、本当に何千人、1,000人ぐらいいるのではないですか。だけど、よくよくその中身を見ると、名前だけ登録しておいて、仕事をやっていませんなどという人もいたりして、なかなかたどり着けない。3月1日から申込みだから、特にできない。こういうのも、例えばテレワーク、先ほども話したけれども、商店街で中心になってテレワークで、例えばテイクアウトなど、オンラインの販売をしようとか、例えば教室をオンラインで開こうとか、これは私も初めて知ったけれど、サブスクリプションという、貸すみたいな話だけど、そういうものもやっていこうというのは、結構メニューがたくさんある。だけど、これがどういうふうになったらうまくいくかというのは、この人たちでないと申請できないから、なかなかできないということなのだけど、そういうのをぜひ品川区でも、商店街に提案する。事業者にも提案する。「こういうことでやれますよ」という窓口ぐらいは、これはこれだけではなくて、国・都の制度がいっぱいあるのだけど、そういうところの支援をぜひしていただきたいと思うのだけど、この考え方を教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長　　いわゆる、様々な事業をやっていくときにどこにつなげばいいか、あるいは、どう取っかかればいいのかというようなお話なのかと思っております。

私どもといたしましては、いわゆるビジネスカタリスト、専門家の派遣制度がございますので、まずはこちらのカタリストの、マッチングする専門非常勤がおりますので、その者にお話しいただいて、こういう形で困っているのだというところで、カタリストの派遣、それに合った者、今、100名以上登録がございますので、その中から最適と思われる方を派遣して、その後につきましては、カタリストと相談して、どういう展開になればいいかというような話になるのかと考えているところでございます。

また、先ほど商店街のところで、テイクアウトとか、そういう部分でやりたい、こちらからの提案というところがございますけれども、私どもは一方的にこういうものも、なかなか難しいところがありますので、セミナーなど、それぞれ月1回程度、いろいろな形でやらせていただいております。今ご提案いただいた部分も含めまして、セミナーの内容などにつきましても、いろいろ検討させていただければというところでございます。

○石田（秀）委員　　最後にお願ひだけしておきますけれども、今こういう状況で、皆さん売上げは少ない。何とかこらえてきた。お金も借りているけれど、3年間は返さなくていいけれど、これから返さなくてはならない。いろいろな場面で、皆さん苦しんでいる。その中で、少しでも助成があって、これなどは3分の2ぐらいあるわけだけでも、そういうところのものを探して探して、少しでも、それは利益になるわけだけど、事業を継続していこうとされている企業の方が、たくさんいらっしゃると思うのです。そういう人たちのために、かゆいところに手が届くようなところしか、区はなかなかできないかもしれないけれど、ぜひその辺の点をよろしくお願ひだけしておきます。

終わります。

○渡部委員長　　以上をもちまして、本日本日の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、あさって11日木曜日、午前10時から開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後5時47分閉会

委 員 長　　渡 部　　茂